令和７年度

教育課程・学生生活ガイド

松本短期大学

Ⅰ．建学の精神と教育の理念・教育目標

１．建学の精神

松本短期大学は、人々の健康と福祉及び教育における学術の教育研究の府として、信濃の国の教育風土に培われた教育への良心と見識をもって、ひとと交わり、ひとを育て、ひとに誠意を尽くす人間性の涵養と、自立した専門職業人（ケアスペシャリスト）の育成を行い、ひいては地域の人々に貢献する。

１）建学の精神の概説

松本短期大学は、教育者の上条憲太郎氏を初代理事長とし、松本保育専門学校（昭和 46 年開学）を発展改組させて昭和 47 年に開学した。本学は、開学以来，地域社会の福祉と教育に貢献することを使命として教育研究活動に邁進してきた。

本学の教育の特色は「信濃の国の教育風土に培われた教育への良心と見識」をもって学生教育を行うことにある。本学の教員は、学生達を「型にはめる」のではなく、学生達に寄り添い「個性を尊重して、もてる可能性を引き出す」という教育観を共有し、その実現に努めている。

この精神は、上条憲太郎氏が著した随想の次の一端に表れている。

「小さい子どもを、ある型のなかで理解し、それによって育てていくというやり方も、一つの方法にはちがいない。しかし、そういう、やや科学的な方法以外、こちらがその子どもの心になって、内側から育てていくという思いやりが、もっと根本的なことではないだろうか。

（上条憲太郎、昭和 34 年；「蛙の目玉」より）」

このような教育の姿勢をもって、本学は上条憲太郎氏が教育者として信濃教育から継承した「豊かな人間性」を備えた人材の育成を目指している。このことは「ひとと交わり、ひとを育て、ひとに誠意を尽くす人間性の涵養」に通じている。また、２学科ともに「自立した専門職業人」（自己研鑽の精神）の育成を行っている。本学は、誠実に人に尽くすことができ、なおかつ専門職業人として主体的に行動し、自分自身の専門技術の向上に絶えず励むことのできる人材をケアスペシャリストと定め、地域福祉の未来を担う次世代の育成に努めている。

近年、地域社会を取り巻く環境は益々厳しくなっていく。ケアスペシャリストは、どのような状況であっても、前向きにたくましく創造性を働かせ、純粋で誠実な心をもって、地域福祉の理想を実現しうる道を拓いていく人材である。

2）沿革

本学は、昭和４６年に松本保育専門学校として開校し、翌年に幼児教育学科（平成１６年に幼児保育学科に改名）の単科短期大学として開学したが､超高齢社会という時代のニーズに応じる形で、平成４年に介護福祉学科を、平成１８年に看護学科を創設した。これら２学科の増設により、乳幼児、障がい者、高齢者、そして病める人々といった社会的に弱い立場にある人々の健やかな暮らしを支える、地域福祉の総合的な教育と研究の拠点として発展してきている。

（※看護学科は令和３年度開学の松本看護大学へ移行）

◆ 沿革

昭和 46 年 04 月 01 日　松本保育専門学校開校　（幼稚園教諭二種免許　保母資格取得）
初代理事長に上条憲太郎（元長野県教育長）就任
初代学長に横内秀雄（元長野県教育長）就任
昭和 47 年 04 月 01 日　松本短期大学幼児教育学科　開学
昭和 49 年 08 月 31 日　松本短大幼稚園　設立認可　開園（松本市寿台 7-4-1）
昭和 52 年 04 月 01 日　第 2 代理事長に片山光義（前学園常任理事）就任
第 2 代学長に上条伜男（前信州大学教授）就任
昭和 63 年 04 月 01 日　第 3 代学長に丸山求（前学園副学長）就任
平成 03 年 11 月 20 日　第 4 代学長に小山三男（前本学教授）就任
平成 05 年 04 月 01 日　松本短期大学介護福祉学科　開設
平成 07 年 04 月 01 日　松本短期大学専攻科福祉専攻　開設
平成 09 年 03 月 21 日　第 3 代理事長に片山司（松本短大幼稚園園長）就任
平成 10 年 04 月 01 日　第 5 代学長に山﨑健治（前介護福祉学科長・教授）就任
平成 16 年 04 月 01 日　従来の幼児教育学科を幼児保育学科へ学科名称変更
平成 18 年 04 月 01 日　松本短期大学看護学科　開設
第 6 代学長に村山忍三（前介護福祉学科長・教授）就任
平成 20 年 04 月 01 日　第 7 代学長に山﨑健治（元本学学長・教授）就任
平成 23 年 03 月 24 日　㈶短期大学基準協会により適格認定（第三者評価）を受ける
平成 23 年 04 月 01 日　第 4 代理事長に銭坂久紀（松本短大幼稚園園長）就任、現在に至る
平成 24 年 04 月 01 日　第 8 代学長に塚田昌滋（元岡谷市立岡谷病院院長）就任
平成 28 年 04 月 01 日　第 9 代学長に木内義勝（元松本大学松商短期大学部学部長）就任、
現在に至る
平成 30 年 03 月 09 日　㈶短期大学基準協会により適格認定（第三者評価）を受ける
令和 03 年 03 月 31 日　松本短期大学専攻科福祉専攻　廃止
令和 03 年 04 月 01 日　松本看護大学看護学部看護学科　開学
初代学長に上條節子（元松本短期大学教授）就任
令和 05 年 03 月 31 日　松本短期大学看護学科　廃止

２．教育理念

松本短期大学は建学の精神を受けて、幼児保育学科、介護福祉学科を設置し、地域の人々の保健医療福祉と教育に関する現実の多様なニーズに応えることのできる保育士及び幼稚園教諭、介護福祉士のケアスペシャリストの養成教育を行う。

1）保育士及び幼稚園教諭・介護福祉士として、「命・可能性・権利を保障し、その人らしい生活を支えるケアスペシャリスト」の育成

本学の幼児保育学科、介護福祉学科において、保育士及び幼稚園教諭・介護福祉士として専門的知識と技術を身につけ、専門職としての自覚と倫理観のもと、ひとと交わり、ひとを育て、ひとに誠意を尽くすことのできるケアスペシャリストの教育を行う。

2）地域の保健医療福祉及び教育に貢献できる人材の育成

本学は地域における保健医療福祉及び教育の多様化・個別化するニーズに対応し、地域に貢献することのできる学生を受け入れ、地域の保健医療福祉及び教育の進展に寄与できる人材を育成する。

３．教育目標

松本短期大学は教育理念を受けて、「命・可能性・権利を保障し、その人らしい生活を支えるケアスペシャリスト」を育成するために、２学科に共通する「ひとの命と健康を考える」「ひとの可能性を考える」「ひとの生活を考える」「ひとの権利を考える」「学修の基礎力を培う」の５つの柱を掲げ、ケアスペシャリストの養成教育を行う。また、地域のニーズを把握し、地域に寄与できる実践能力を育成するとともに、地域に密着し、幅広い視野に立ち、連携・協働できる人間関係調整力を養う。

1）ケアスペシャリストとしての人間性と倫理観の育成

本学では、保育士及び幼稚園教諭・介護福祉士に必要な専門職としての自覚・責任感・倫理観をもち、信頼関係を築くことができるケアスペシャリストとしての豊かな人間性を育成する。

2）ケアスペシャリストに必要な専門的知識・技術・思考能力の育成

本学では、専門職に必要な基本的、かつ専門的な知識と技術を教授し、その知識と技術を安全に提供でき、さらに応用できる思考の基礎を育成する。

3）地域における保健医療福祉及び教育の多様化・個別化するニーズに応える実践能力の育成

本学では、地域における保健医療福祉及び教育の多様なニーズを把握し、個別のニーズに対応できる確かな実践能力を育成する。

４．教育における５つの柱

２学科に共通する「ひとの命と健康を考える」「ひとの可能性を考える」「ひとの生活を考える」「ひとの権利を考える」「学修の基礎力を培う」の５つの柱を掲げ、ケアスペシャリストの養成教育を行う。その５つの柱のねらいを示す。

５つの柱	ねらい
ひとの命と健康を考える	人の生命の根本について考え、人のからだのしくみと働きを理解し、健康的な生活をおくるための、基礎理論と実践を学び、生命の尊厳を理解する豊かな人間性をもった人材の養成を目指す教育を行う。
ひとの可能性を考える	人のこころと行動の基礎を学び、様々な表現方法を使ってのコミュニケーション能力を高め、豊かな人間関係を築くことができる人材の養成を目指す教育を行う。
ひとの生活を考える	人と環境の共生の視点を養い、地域を構成する一員として、地域の暮らし、文化、歴史から人の生活を学び、地域社会の発展に貢献できる人材の養成を目指す教育を行う。
ひとの権利を考える	保健医療福祉の基本理念である人権保障や日常生活上必要な法律を学び、現代社会に対する理解を深め、的確に対応できる判断力を備えた人材の養成を目指す教育を行う。
学修の基礎力を培う	学修の基礎と技術を修得し、社会生活に活かすことができる基礎教育を行う。

松本短期大学のカリキュラム構造

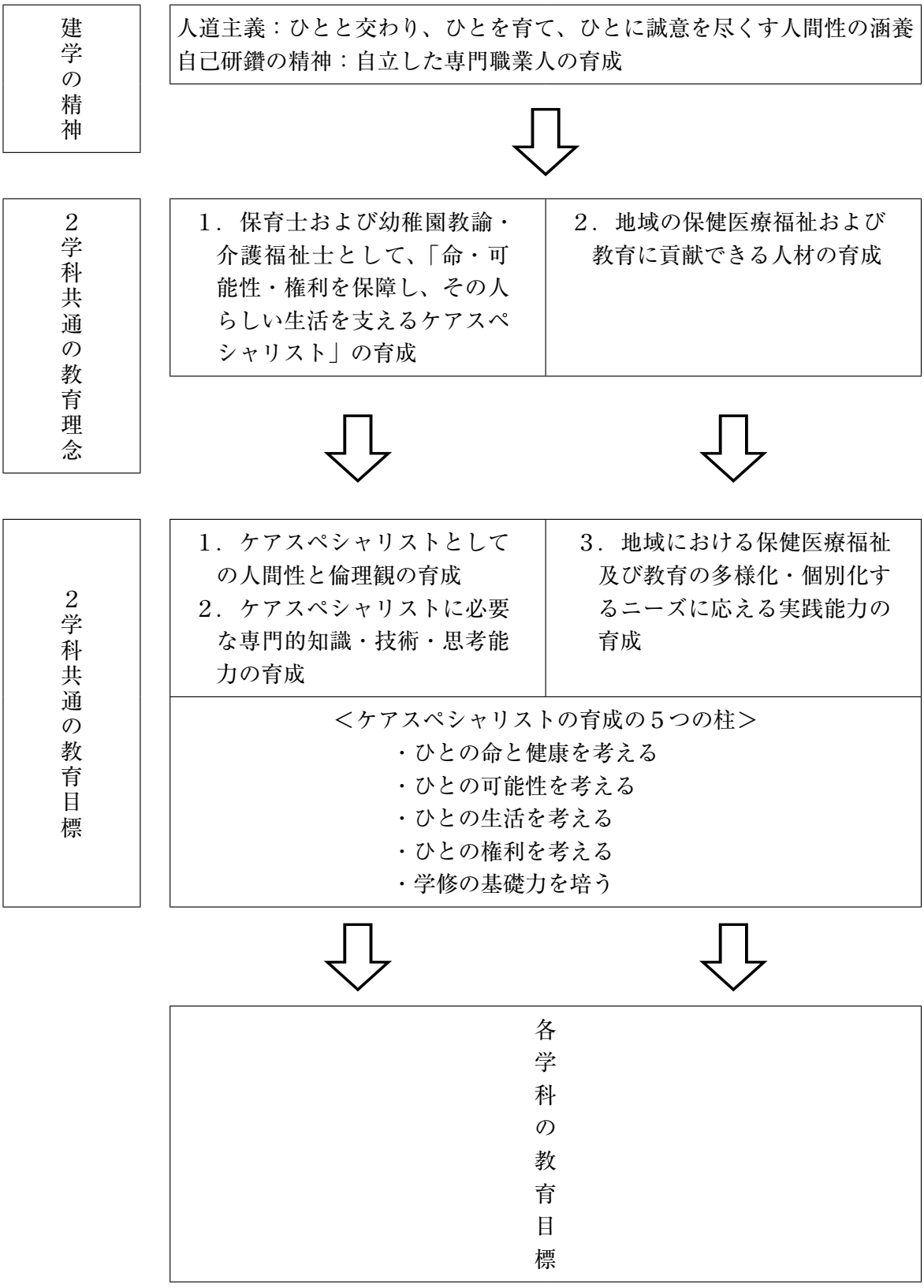

Ⅱ.松 本 短 期 大 学 学 則

第　1　章　　総則

（教育の理念）

第 1 条　松本短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第８３条の規定に基づき、幼児保育学科、介護福祉学科を設置し、地域の人びとの保健医療福祉と教育に関する現実の多様なニーズに応えることのできる、保育士及び幼稚園教諭、介護福祉士の専門職業人の教育を行う。さらに、専門職業人の教育にかかわる研究を通じて、地域の人びとの保健医療福祉と教育の進展に寄与する。

（自己評価等）

第 2 条　本学は、教育水準の向上を図り、教育の理念及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

２　前項の点検及び評価を行うにあたって必要な事項は、別に定める。

第　２　章　　学科の組織、学生定員及び修業年限

（学科及び学生定員）

第 3 条　本学に幼児保育学科、介護福祉学科を置く。

２　幼児保育学科、介護福祉学科の学生定員は次の表のとおりとする。

学　　科	学生定員	
	入学定員	収容定員
幼児保育学科	８０人	１６０人
介護福祉学科	４０人	８０人

（学科の目的）

３　前項の定める各学科の教育目的は以下のとおりとする。

一　幼児保育学科は、豊かな人間性と倫理観を有し保育者としての専門能力をもって社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

二　介護福祉学科は、豊かな人間性と倫理観を有し介護福祉の専門知識と技術をもって社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

（修業年限等）

第 4 条　修業年限は、２年とする。

２　在学期間は、４年を超えることができない。

第　３　章　　学年・学期及び休業日

（学年及び学期）

第　５　条　学年は４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

２　学年は次の２期に分ける。

前学期　　４月　１日から　９月３０日まで

後学期　　１０月　１日から　３月３１日まで

３　１年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、３５週を下らないものとする。

４　学長は、特に必要があると認められるときは、前２項の始期、終期について適切と認められる範囲において変更することができる。

（休業日）

第　６　条　休業日は次のとおりとする。

一　国民の祝日に関する法律に規定する休日

二　日曜日及び土曜日

三　開学記念日　　５月１０日

四　夏季休業　　８月１日から９月３０日までの間の日

五　冬季休業　　１２月２５日から翌年１月９日までの間の日

六　春季休業　　３月１６日から３月３１日までの間の日

２　学長は、特に必要があると認められるときは、前項の休業日を変更し、もしくは中止し、又は前項の休業日以外に休業日を設けることができる。

３　学業上必要と認めたときは休業日に授業、実験、実習を課すことができる。

第　４　章　　入学等

（入学の時期）

第　７　条　入学の時期は、毎学年の始めとする。

２　前項の他にも、必要と認めた場合には、学期の区分に従い入学することができる。

（入学資格）

第　８　条　本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、本学において実施する入学者選抜試験に合格した者とする。

一　高等学校又は中等教育学校を卒業した者。

二　通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）。

三　外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。

四　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。

五　文部科学大臣の指定した者。

六　大学入学資格検定規程（昭和２６年文部省令第１３号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者。

七　本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者。

（入学の出願）

第９条　本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

２　前項の規定は、第１１条、第１２条、第１３条及び第１４条の規定により入学を志願する場合にもこれを準用する。

（入学者の選考）

第１０条　入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（社会人入学）

第１１条　社会人で本学に入学を志願する者があるときには、特別の選考により入学を許可することがある。

２　社会人入学について必要な事項は、別に定める。

（外国人入学）

第１２条　外国人で本学に入学を希望する者があるときには、特別の選考により入学を許可することがある。

２　外国人入学について必要な事項は、別に定める。

（再入学）

第１３条　次の各号の１に該当する者が、所定の手続を経て入学を願い出たときは、選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

一　本学を卒業し、更に他の学科に入学を願い出た者。

二　本学学則第３８条により退学し、同一学科に再入学を願い出た者。

２　前項による入学者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、所属する学科の議を経て、教授会が審議し、学長が決定する。

３　再入学について必要な事項は、別に定める。

（転科・編入学）

第１４条　本学他学科からの転科並びに他の大学から編入学を希望する者があるときは、特別の選考により転科又は編入学を許可することがある。

２　前項による入学者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、所属する学科の議を経て、教授会が審議し、学長が決定する。

３　その他転科編入学について必要な事項は、別に定める。

（入学手続及び入学許可）

第１５条　選考の結果に基づき合格通知を受けた者は、指定の期日までに、本学所定の書類を提出すると共に、本学所定の学納金を納付しなければならない。

２　学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（保証人）

第１６条　入学を許可された者は、保証人２名を定めなければならない。
２　保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。
３　保証人は、いずれも独立の生計を営むものとし、保証人は保護者又はこれに準ずる者とする。
４　保証人を変更したとき又は保証人が転居したときは、直ちに届け出なければならない。

第　５　章　　教育課程・履修方法等

（授業科目及びその単位数）
第１７条　本学において開設する授業科目及びその単位数は、次により別表第１、別表第２に定めるとおりとする。
一　幼児保育学科の授業科目及びその単位数　別表第１　幼児保育学科教育課程
二　介護福祉学科の授業科目及びその単位数　別表第２　介護福祉学科教育課程
（履修の方法）
第１８条　本学において開設する授業科目は、これを必修科目及び選択科目とし、２年に分けて履修するものとする。
２　必修単位数と選択単位数の割り振りについては、前条の別表第１、別表第２に定めるとおりとする。
３　履修登録単位数の上限（ＣＡＰ制）について必要な事項は、別に定める。
（履修すべき科目の登録）
第１９条　学生は、毎学期の当初に、当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。
２　学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を修得することはできない。
（単位の計算方法）
第２０条　本学の授業科目の単位の算定は、１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
一　講義及び演習については、１５時間又は３０時間で、本学が定める時間の授業をもって１単位とする。
二　実験、実習及び実技については、３０時間から４５時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって１単位とする。
（単位修得の認定）
第２１条　各授業科目の履修を修了した者には、認定のうえ単位を与える。
２　単位修得の認定方法は、試験、論文その他の方法によるものとし、その方法については、各授業科目の担当者がこれを定める。
（試験等の時期）
第２２条　試験等の時期は、原則として、学期末又は学年末とするが、各授業科目の担当者が必要と認めたときは、臨時に行うことができる。

（試験等の受験資格）

第２３条　各授業科目の試験等の受験資格を得るには、別表第１、別表第２に定める授業時間数の３分の２以上（ただし、介護実習については５分の４以上）の出席を必要とする。

２　各授業科目の出席時間数の管理は当該授業科目の担当教員が行い、受験資格の有無を決定する。

３　やむを得ない事情により、各授業科目の出席時間数が第１項に定める出席時間数に充たない場合は、授業、レポートその他の適切な方法（ただし、幼児保育学科の指定保育士養成施設指定科目並びに介護福祉学科の介護福祉士学校指定科目については授業のみ）により、出席とみなすこともできる。

（追試験）

第２４条　病気等やむを得ない事情により、試験等を受験できなかったと授業科目担当者が認めた者については、追試験の機会を与えることができる。

（学修の評価及び再試験）

第２５条　試験等の評価は、秀、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

２　不合格の場合、原則として授業科目担当者が認めた者については、再試験の機会を与えることができる。

（教育職員の免許状授与の所要資格）

第２６条　教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）別表第一に基づく幼稚園教諭２種免許状を取得しようとする者は、別表第３「教員の免許を得るための要件」に定める学科目を修得しなければならない。

（保育士資格取得要件）

第２７条　保育士の資格を得ようとする者は、第４０条第１項及び第２項の幼児保育学科卒業要件のほか、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第６条の２の３第１項第３号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法（平成 13 年厚生労働省告示第 198 号）に基づき本学で定める授業科目及び単位を取得しなければならない。

２　前項については、別に「松本短期大学保育士養成課程に関する細目」を設けて定める。

（介護福祉士試験受験資格取得要件）

第２８条　介護福祉士試験の受験資格を得ようとする者は、第４０条第１項及び第２項の介護福祉学科卒業要件のほか、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省厚生労働省令第２号）に基づき本学で定める修業科目及び単位を取得しなければならない。

２　前項については、別に「松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目」を設けて定める。

（保育士・介護福祉士養成課程に関する細目）

第２９条　保育士及び介護福祉士の資格を得るための養成課程の細目は次のとおりとする。

一　「松本短期大学保育士養成課程に関する細目」

二　「松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目」

（他学科の授業科目の履修）

第３０条　学生は、他学科の授業科目を履修することができる。

２　他学科の授業科目の履修については、別に定める。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第３１条　学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生の当該他大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

２　前項の規定により当該他大学又は短期大学において、履修した授業科目について修得した単位については、３０単位を限度に本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

３　第２項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

（入学前の既修得単位等の認定）

第３２条　学長は、教育上有益と認められるときは、学生が第１年次に入学する前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、３０単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　第１項の規定のほか、幼児保育学科にあっては指定保育士養成施設指定基準（平成 15 年 12 月 9 日雇児発第 1209001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙１）に基づき、既修得単位の認定を行う。

３　第１項の規定のほか、介護福祉学科にあっては介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針（平成 20 年 3 月 28 日 19 文科高第 918 号 社援発第 0328002 号 文部科学省高等教育局長 厚生労働省社会・援護局長通知の別添２）に基づき、既修得単位の認定を行う。

４　第３１条及び第３２条第１項の規定により、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる単位数は、すべてを合わせて３０単位以内とする。

５　第１項、第２項、第３項及び第４項の規定による単位認定の取扱いについては、別に定める。

第　６　章　　休学、復学、留学、転学、退学及び除籍

（休学）

第３３条　疾病その他やむを得ない事情により２ヶ月修学することのできない者は、保証人連署のうえ学長に願い出て休学することができる。

２　前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

３　学長は疾病その他やむを得ない事情があると認めたときは、休学を命ずることがある。

（休学期間）

第３４条　休学期間は、１年を超えることができない。ただし、特別の理由があると認められた者は、引続き更に１年まで延長することができる。

２　休学期間は、通算して２年を超えることはできない。

３　休学期間は、第４条第２項の在学期間に算入する。

（復学）

第３５条　次の各号の１に該当する者は、保証人連署のうえ学長に願い出て復学することができる。

一　休学期間が満了したとき又は休学期間中に休学事由が消滅したとき。

二　第３９条第３号の規定により除籍された者が、除籍の日の翌日から３０日以内に授業料を納付したとき。

三　行方不明者の所在が判明したとき。

（留学）

第３６条　学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が休学することなく当該外国の大学又は短期大学に留学し、学修することを認めることができる。

２　前項の規定により、学生が留学して得た学修の成果については、３０単位を超えない範囲で、本学における授業科目により、修得したものと見なすことができる。

３　第１項及び第２項の実施について必要な事項は、別に定める。

（転学）

第３７条　他の大学への転学を希望する者は、保証人連署の上、学長に願い出、その許可を得なければならない。

（退学）

第３８条　退学しようとする者は、その事由を詳記し、保証人連署の上、学長に願い出、その許可を得なければならない。

（除籍）

第３９条　学長は、次の各号の１に該当する者を除籍することができる。

一　第４条の規定する在学年限を超えた者。

二　第１５条の規定による入学の許可を得た者で､学長の承諾なく指定の期日に入学しない者。

三　授業料納付の義務を怠り、督促を受けてもなお納付しない者。

四　死亡又は長期間にわたって行方不明の者。

第　７　章　　卒業及び学位

（卒業の要件）

第４０条　本学を卒業するためには、学生は、２年以上在学し、第２項の定めるところにより、幼児保育学科は６２単位以上、介護福祉学科は６８単位以上を修得しなければならない。

２　卒業に必要な履修科目及び単位数は別表第４に定める。

（卒業）

第４１条　本学に２年以上在学し、第４０条の定める科目及び単位数を修得し、卒業の資格を得た者について、教授会の議を得て学長が認定し、卒業証書を授与する。

（学位）

第４２条　学長は卒業を認定した者について、学位授与の方針を考慮し、次の区分に従い、短期大学士の学位を授与する。

一　幼児保育学科　　短期大学士（教育学）

二　介護福祉学科　　短期大学士（介護福祉学）

第　８　章　　入学検定料・入学金・授業料及びその他の費用

（入学検定料）

第４３条　本学に入学を出願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

２　社会人入学、外国人入学、再入学及び転入学の場合は、前項の規程を準用する。

（入学金）

第４４条　本学に入学を許可された者は入学金を納入しなければならない。入学金の額は別表第５に定める。

２　入学金の納入期間は、合格発表の日から本学の指定する入学手続き完了日時までとする。

３　社会人入学、外国人入学、再入学及び転入学の場合の入学金についても前第１項の規定を準用する。

４　前項の規定に関わらず、本学を卒業し本学他学科に入学する者の入学金は、免除する。

５　入学金は原則として返納しない。

（授業料等）

第４５条　授業料等は幼児保育学科、介護福祉学科ごとに定められ、別表第５に掲げられた額とし、これを分納しようとする者は事由を記した書面により保証人連署で願い出なければならない。

２　前項の納入する期間の規定は、本学の指定する手続き完了日時までとする。

３　本学において特別の事情があると認められた者は、第１項の納入する期間の規定に関わらず月額分納又は延納を認めることがある。

４　科目等履修生及び研究生の授業料は別表第６に定める。

５　第１項から第４項までに定めた授業料等のほか、実習費及びそれとは別に費用等を徴収することができる。これらの額は別に定める。

（授業料等の返納及び減免）

第４６条　授業料等はやむを得ない事由があると認めたときは願い出により返納又は減免することがある。

２　前項の規定に関わらず、前期又は後期の中途から休学の場合は、その学期の授業料等は減免しない。

３　退学もしくは転学した者、除籍された者、退学を命ぜられた者又は停学中の者は、当該期の授業料等全額を納入しなければならない。ただし、やむをえない事由があると認めたときは願い出により減免することがある。

（授業料等未納者の措置）

第４７条　所定の期日内に授業料等を納入しない者には催告を発し、なお納入しないときは登学を停止する。登学を停止したのちなお納入しない場合は除籍する。

第　９　章　　賞罰

（褒賞）

第４８条　学生として特に推奨すべき行為のあった者は、これを表彰することがある。

（卒業表彰）

第４９条　卒業に際し、人物成績共に優秀な学生には授賞することがある。

（懲戒該当者）

第５０条　学長は、次の各号の１に該当する者に対し懲戒処分を行うことがある。

一　素行不良で改善の見込がないと認められる者。

二　正当な理由がなくて出席が常でない者。

三　学力劣悪で成業の見込がないと認められる者。

四　本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者。

（懲戒）

第５１条　懲戒は戒告停学及び退学とする。

２　第１項の実施について必要な手続きは別に定める。

第　１０　章　　教職員組織

（教職員）

第５２条　本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

２　前項に規定する教職員のほか、必要に応じて副学長を置くことができる。

（学科長）

第５３条　本学の学科に学科長をおき、学科の教授をもって充てる。

（教員の職務及び要件）

第５４条　教員の職務は、学校教育法第９２条第３項から第１０項の定めるところによる。

２　学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

３　副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

４　学科長は、学科に関する校務をつかさどる。

５　教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

６　准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

７　助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

８　助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

９　講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

（学生部長・図書館長・事務長）

第５５条　本学に学生部長、図書館長、事務長をおき、本学の教職員をもって充てる。

２　学生部長は、学生の学業生活全般の校務をつかさどり統括する。
３　図書館長は、図書館の校務をつかさどり統括する。
４　事務長は、本学の事務をつかさどり統括する。
（事務職員）
第５６条　事務職員は本学の事務をつかさどる。

第　１１　章　　教授会

（教授会の組織）
第５７条　本学に教授会を置く。
２　教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。
（教授会の招集）
第５８条　学長は、教授会を招集し、その議長となる。ただし、学長が正当な事由により議長をつとめることができない場合は、あらかじめ学長が指名した者がその任を代行する。
２　学長は、教授会の構成員が議題を示し、要求があった場合には、教授会を招集しなければならない。
（教授会の開催）
第５９条　教授会は、構成員の３分の２以上の出席がなければ開催することはできない。
（審議事項）
第６０条　教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
一　学生の入学、卒業及び課程の修了
二　学位の授与
三　第二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
２　教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学科長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見をのべることができる。
（運営規則）
第６１条　教授会の運営に関し必要とする事項については、別に定める。
（人事委員会）
第６２条　教授、准教授、講師、助教、助手の候補者の選考、昇格に関する事項については、人事委員会をおき、それを審議する。
２　人事委員会における審議結果は教授会に報告する。
３　人事委員会は、学長、副学長及び教授で構成する。
４　人事委員会委員長は、学長を充てる。
５　人事委員会の運営に関する事項は、別に定める。
６　教授等の候補者の選考及び昇格に関する基準等は、別に定める。
（委員会）
第６３条　松本短期大学の円滑な学校運営のために教授会のもとに委員会を置く。

２　委員会に関する事項は別に定める。

第 １２ 章　　研究生及び科目等履修生

（研究生）

第６４条　本学の教授又は准教授もしくは講師の指導を受け、学術研究を希望する者がある時は、当該指導教員に本学の業務に支障がない限りにおいて、選考の上、教授会の議を経て入学を許可することができる。

２　研究生に関する必要な事項は別に定める。

（科目等履修生）

第６５条　本学において開設する授業科目のうち、１科目又は数科目を選んで履修を希望する者がある時は、当該科目等に支障がない限りにおいて、選考の上、教授会の議を経て入学を許可することができる。

２　科目等履修生には、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

３　履修料は、別に定める。

４　その他の科目等履修生について必要な事項は別に定める。

第 １３ 章　　図書館

（図書館の設置と目的）

第６６条　本学に松本短期大学附属図書館（以下「図書館」という。）を置く。図書館は図書、文献及び研究資料を蒐集管理し教職員及び学生の研究閲覧に供する。

（図書館の規定）

第６７条　図書館に関する規定は別に定める。

第 １４ 章　　保健及び学生支援施設

（保健及び学生支援施設）

第６８条　本学に保健及び学生支援のための施設として、保健室、学生相談室、食堂等を置く。

２　保健及び学生支援のための施設等の運用に関する必要な事項は別に定める。

（保健の業務）

第６９条　保健の業務は、保健室及び学生相談室等において教職員及び学生の心身の保健衛生を管理する。

２　保健室には、保健衛生を管理する職員を置く。

３　毎年定められた時期に学生の健康診査を行なう。

第 １５ 章　　特待生

（特待生の授業料減免）

第７０条　人物学業共に優秀な学生に対しては教授会の議を経て選考の上、特待生として授業料を減免することができる。

第 １６ 章　　地域連携・公開講座・研修事業

（地域連携）

第７１条　本学は松本市笹賀地区を中心に、地域住民と共に、保健医療福祉の向上に役立つ連携活動及び教育等を行なう。

（地域交流センター）

第７２条　本学に地域交流センターを置く。

２　地域交流センターに関する事項については、別に定める。

（公開講座）

第７３条　本学では夏期休暇中若しくは適時に公開講座を設けることができる。

（研修事業）

第７４ 条　本学では適時に研修事業を行うことができる。

附　　則

１　この学則は昭和４７年４月１日からこれを施行する

２　この学則は昭和５４年４月１日からこれを施行する。

３　この学則は平成元年４月１日からこれを施行する。

４　この学則は平成２年４月１日からこれを施行する。

５　この学則は平成４年４月１日からこれを施行する。

６　この学則は平成５年４月１日からこれを施行する。

７　この学則は平成７年４月１日からこれを施行する。

８　この学則は平成８年４月１日からこれを施行する。

９　この学則は平成１０年４月１日からこれを施行する。

10　この学則は平成１１年４月１日からこれを施行する。

11　この学則は平成１２年４月１日からこれを施行する。

但し、第 12 条、第 15 条及び第 20 条に関わる変更は平成 12 年度入学生より適用する。

12　この学則は平成１４年４月１日からこれを施行する。

但し、第 12 条、第 17 条、第 18 条、第 38 条及び第 62 条に関わる変更は平成 14 年度入学生より適用する。

13　この学則は平成１５年４月１日からこれを施行する。

但し、第 12 条に関わる変更は平成 15 年度入学生より適用する。

14　この学則は平成１６年４月１日からこれを施行する。

但し、第８条、第９条、第 10 条、別表 1、別表 2、別表 3、別表 4、及び松本短期大学保育士養成課程に関する細目に関わる変更は平成 16 年度入学生より適用する。

15　この学則は平成１７年４月１日からこれを施行する。

但し、第 19 条に関わる変更は平成 17 年度入学生より適用する。

16　この学則は平成１８年２月１日からこれを施行する。

17　この学則は平成１８年４月１日からこれを施行する。

但し、第４条、第８条、第９条、第 10 条、第 14 条、第 24 条、別表１、別表２、別表４に関わる変更は平成 18 年度入学生より適用する。

18　この学則は平成１９年４月１日からこれを施行する。

但し、第１７条、第２６条、第２７条、第２８条、第２９条、第６９条、別表第１、別表第２、別表第４、別表第５、別表第７、別表第８、松本短期大学保育士養成課程に関する細目及び松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目に関わる変更は平成 19 年度入学生より適用する。

19　この学則は平成２０年４月１日からこれを施行する。

但し、松本短期大学保育士養成課程に関する細目及び松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目に関わる変更は平成 20 年度入学生より適用する。

20　この学則は平成２０年６月１日からこれを施行する。

21　この学則は平成２１年４月１日からこれを施行する。

但し、第１４条、第２８条、第３２条、第４０条、第７１条、別表第２、別表第３、別表第５、別表第８および松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目に関わる変更は平成 21 年度入学生より適用する。

22　この学則は平成２２年４月１日からこれを施行する。

但し、第１７条、第２６条、第２７条、第２９条、別表第１及び松本短期大学保育士養成課程に関する細目別表に関わる変更は平成 22 年度入学生より適用する。

23　この学則は平成２３年４月１日からこれを施行する。

但し、別表第１、別表第４、別表第６、別表第８、松本短期大学保育士養成課程に関する細目、別表および松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目、別表２に関わる変更は平成 23 年度入学生より適用する。なお、第２８条第１項の規定にかかわらず、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号）に基づき本学で定める修業科目及び単位を取得して介護福祉学科を卒業した者については、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）に基づき介護福祉士試験の受験が適用されるまでの間は、介護福祉士となる資格を与える。

24　この学則は平成２４年４月１日からこれを施行する。

但し、第７２条、別表第３および松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目に関わる変更は平成 24 年度入学生より適用する。なお、第７１条第２項の規定にかかわらず、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号）に基づき本学で定める修業科目及び単位を取得して専攻科（福祉専攻）を修了した者については、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）に基づき介護福祉士試験の受験が適用されるまでの間は、介護福祉士となる資格を与える。

25　この学則は平成２６年４月１日からこれを施行する。

　但し、第３条、第４条、第３４条、第４０条、別表第２、別表第３、別表第５および松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目に関わる変更は平成２６年度入学生より適用する。

26　この学則は平成２７年４月１日からこれを施行する。

　但し、第２５条、別表第８および松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目に関わる変更は平成２７年度入学生より適用する。

27　この学則は平成２９年４月１日からこれを施行する。

28　この学則は平成３０年４月１日からこれを施行する。

　但し、第３条、第４０条、別表第３、別表第５および松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目に関わる変更は平成３０年度入学生より適用する。

29　この学則は平成３１年４月１日からこれを施行する。

　但し、第３条、第２６条、別表第１、別表第４、別表第５、松本短期大学保育士養成課程に関する細目別表及び松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目に関わる変更は平成 31 年度入学生より適用する。

30　この学則は令和３年４月１日からこれを施行する。

　但し、第２３条、第４０条、別表第２、別表第５および松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目に関わる変更は令和３年度入学生より適用する。

31　この学則は令和５年４月１日からこれを施行する。

32　この学則は令和６年４月１日からこれを施行する。

　但し、別表第５に関わる変更は令和６年度入学生より適用する。

33　この学則は令和７年４月１日からこれを施行する。

　但し、第３条に関わる変更は令和７年度入学生より適用する。

別表第１　幼児保育学科教育課程

授業科目の区分等		授業科目	授業形態	単位数			時間数	備考
				開設単位	必修	選択		
教養基礎科目	ひとの命と健康を考える	生命倫理	講義	2		2	30	合計10単位以上
		健康と運動Ⅰ	講義	1	1		15	
		健康と運動Ⅱ	実技	1	1		30	
	ひとの可能性を考える	こころの科学	講義	2		2	30	
	ひとの権利を考える	暮らしの中の憲法	講義	2		2	30	教免必修
	ひとの生活を考える	キャリア形成Ⅱ	講義	1	1		15	
		地域交流実践	演習	1		1	30	
	学修の基礎力を培う	英語表現	演習	2	2		30	
		情報処理演習	演習	2		2	30	教免必修
		暮らしの中の数学	講義	2		2	30	
		キャリア形成Ⅰ	講義	1	1		15	
小計				17	6	11	285	
専門教育科目		保育原理	講義	2	2		30	
		教育原理	講義	2	2		30	
		子ども家庭福祉	講義	2		2	30	保育士必修
		社会福祉	講義	2		2	30	保育士必修
		子ども家庭支援論	講義	2		2	30	保育士必修
		社会的養護Ⅰ	講義	2		2	30	保育士必修
		保育者論	講義	2	2		30	
		保育・教育の心理学	講義	2	2		30	
		子ども家庭支援の心理学	講義	2		2	30	保育士必修
		子どもの理解と援助	演習	2	2		30	
		子どもの保健	講義	2		2	30	保育士必修
		子どもの食と栄養	演習	2		2	30	保育士必修
		教育課程の編成と評価	講義	2	2		30	
		保育内容　総論	演習	1	1		15	
		保育内容の指導法Ⅰ（健康･表現）	演習	2	2		30	
		保育内容の指導法Ⅱ（環境･人間関係）	演習	2	2		30	
		保育内容の指導法Ⅲ（言葉）	演習	1	1		15	
		子どもと音楽表現	演習	1	1		15	
		子どもと造形表現	演習	1	1		15	
		子どもと健康	演習	1	1		15	
		子どもと環境	演習	1	1		15	
		子どもと人間関係	演習	1	1		15	
		子どもと身体表現	演習	1	1		15	
		乳児保育Ⅰ	講義	2		2	30	保育士必修
		乳児保育Ⅱ	演習	1		1	15	保育士必修
		子どもの健康と安全	演習	1		1	15	保育士必修
		特別な支援を必要とする子どもの理解と方法	演習	2	2		30	
		社会的養護Ⅱ	演習	1		1	15	保育士必修
		子育て支援	演習	1		1	30	保育士必修
		いのちと環境	演習	2		2	30	保育士選択
		保育・教育相談	講義	2		2	30	教免必修・保育士選択
		子どもの音楽Ⅰ	演習	2	2		30	
		子どもの音楽Ⅱ	演習	1		1	15	保育士選択

授業科目の区分等	授　業　科　目	授業形態	単位数			時間数	備　考
			開設単位	必修	選択		
専門教育科目	子どもと運動遊び	演習	2	2		30	
	子どもと絵本	演習	1		1	15	保育士選択
	ことばと表現	演習	1		1	15	保育士選択
	生涯スポーツⅠ	演習	1		1	15	保育士選択
	生涯スポーツⅡ	演習	1		1	15	保育士選択
	子どもと造形表現論	講義	2		2	30	保育士選択
	幼児教育の方法	講義	2		2	30	教免必修・保育士選択
	幼児保育特講	演習	2		2	30	保育士選択
	教育実習指導	演習	1		1	30	教免必修
	教育実習	実習	4		4	180	教免必修
	保育実習指導Ⅰ	演習	2		2	60	保育士必修
	保育実習Ⅰ	実習	4		4	180	保育士必修
	保育実習指導Ⅱ	演習	1		1	15	保育士：Ⅱ又はⅢ選択必修
	保育実習Ⅱ	実習	2		2	90	
	保育実習指導Ⅲ	演習	1		1	15	
	保育実習Ⅲ	実習	2		2	90	
	保育・教職実践演習（幼稚園）	演習	2	2		30	
小　計			84	32	52	1,680	
研究演習	基礎ゼミナール	演習	2	2		60	
	応用ゼミナール	演習	2	2		60	
小　計			4	4	0	120	
合　計			105	42	63	2,085	

※幼児保育学科の卒業最低単位数　　必修４２単位　選択２０単位　計６２単位
　内、教養基礎科目　　必修６単位、選択科目の中から２科目以上４単位　計１０単位
　　専門教育科目・研究演習　　必修３６単位、選択１６単位、計５２単位
※保育士：必修及び選択必修を除く、保育士選択科目から２単位以上を選択

別表第２　介護福祉学科教育課程

領域	授業科目の区分等		５つの柱	授業科目	授業形態	単位数					時間数	備考
						開設	卒業		介護福祉士			
						単位	必修	選択	必修	選択		
教養科目			ひとの生活を考える	地域生活と文化	講義	2	2		2		30	
			学修の基礎力を培う	初年度教育Ⅰ	演習	1	1		1		30	
				初年度教育Ⅱ	演習	1	1		1		30	
				キャリアデザイン入門	演習	1	1		1		30	
				キャリアデザインⅠ	演習	1		1		1	30	
				キャリアデザインⅡ	演習	1		1		1	30	
				キャリアデザインⅢ	演習	1		1		1	30	
小　　計						8	5	3	5	3	210	
人間と社会	人間の尊厳と自立		ひとの権利を考える	人間の尊厳と自立	講義	2	2		2		30	
	人間関係とコミュニケーション		ひとの可能性を考える	人間関係とコミュニケーションⅠ	演習	1	1		1		30	
				人間関係とコミュニケーションⅡ	演習	1	1		1		30	
	社会の理解		ひとの権利を考える	現代社会と福祉	講義	2	2		2		30	
				社会保障論Ⅰ	講義	2	2		2		30	
				社会保障論Ⅱ	講義	2	2		2		30	
				社会保障と人間の生活	演習	1	1		1		30	
	人と社会に関する科目		学修の基礎力を培う	人間の発達と心理的支援	講義	2	2		2		30	
			ひとの生活を考える	地域交流演習	演習	1	1		1		30	
小　　計						14	14	0	14	0	270	
介護	介護の基本		ひとの生活を考える	介護福祉論Ⅰ	講義	2	2		2		30	
			ひとの権利を考える	介護福祉論Ⅱ	演習	1	1		1		30	
			ひとの可能性を考える	介護の基本Ⅰ	講義	2	2		2		30	
			ひとの生活を考える	介護の基本Ⅱ	演習	1	1		1		30	
				介護の基本Ⅲ	演習	1	1		1		30	
			ひとの可能性を考える	介護の基本Ⅳ	講義	2	2		2		30	
	コミュニケーション技術		ひとの生活を考える	コミュニケーション技術Ⅰ	演習	1	1		1		30	
			ひとの可能性を考える	コミュニケーション技術Ⅱ	演習	1	1		1		30	
	生活支援技術		ひとの生活を考える	生活支援技術の基本	演習	1	1		1		30	
			ひとの可能性を考える	生活支援技術Ⅰ	演習	1	1		1		30	
				生活支援技術Ⅱ	演習	1	1		1		30	
				生活支援技術Ⅲ	演習	1	1		1		30	
				生活支援技術Ⅳ	演習	1	1		1		30	
			ひとの命と健康を考える	生活支援技術Ⅴ	演習	1	1		1		30	
			ひとの可能性を考える	生活支援技術Ⅵ	演習	1	1		1		30	
			ひとの生活を考える	家政の生活支援Ⅰ	演習	1	1		1		30	
				家政の生活支援Ⅱ	演習	1	1		1		30	
			ひとの可能性を考える	福祉住環境と生活支援	講義	2	2		2		30	
	介護過程		ひとの可能性を考える	介護過程総論	講義	2	2		2		30	
				介護過程Ⅰ	演習	1	1		1		30	
				介護過程Ⅱ	演習	1	1		1		30	
				介護過程Ⅲ	演習	1	1		1		30	
				介護過程Ⅳ	演習	1	1		1		30	
	介護総合演習		ひとの可能性を考える	介護総合演習Ⅰ	演習	1		1	1		30	介護福祉士必修
				介護総合演習Ⅱ	演習	1		1	1		30	介護福祉士必修
				介護総合演習Ⅲ	演習	1		1	1		30	介護福祉士必修
				介護総合演習Ⅳ	演習	1		1	1		30	介護福祉士必修
	介護実習	介護実習Ⅰ	ひとの生活を考える	介護導入実習	実習	1		1	1		45	介護福祉士必修
				介護基礎実習	実習	1		1	1		45	介護福祉士必修
			ひとの可能性を考える	地域介護実習	実習	1		1	1		45	介護福祉士必修
		介護実習Ⅱ		個別援助実習	実習	3		3	3		135	介護福祉士必修
				介護総合実習	実習	4		4	4		180	介護福祉士必修
小　　計						42	28	14	42	0	1260	

領域	授業科目の区分等	5つの柱	授業科目	授業形態	単位数					時間数	備考
					開設	卒業		介護福祉士			
					単位	必修	選択	必修	選択		
こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ	ひとの命と健康を考える	こころとからだのしくみⅠ-1	講義	2	2		2		30	
			こころとからだのしくみⅠ-2	講義	2	2		2		30	
			こころとからだのしくみⅡ-1	講義	2	2		2		30	
			こころとからだのしくみⅡ-2	講義	2	2		2		30	
	発達と老化の理解	ひとの命と健康を考える	発達と老化の理解Ⅰ	講義	2	2		2		30	
			発達と老化の理解Ⅱ	講義	2	2		2		30	
	認知症の理解	ひとの命と健康を考える	認知症の理解Ⅰ	講義	2	2		2		30	
		ひとの可能性を考える	認知症の理解Ⅱ	講義	2	2		2		30	
	障害の理解	ひとの命と健康を考える	障害の理解Ⅰ	講義	2	2		2		30	
		ひとの権利を考える	障害の理解Ⅱ	講義	2	2		2		30	
小計					20	20	0	20	0	300	
医療的ケア	医療的ケア	ひとの命と健康を考える	医療的ケアⅠ	講義	1		1	1		15	介護福祉士必修
			医療的ケアⅡ	講義	2		2	2		30	介護福祉士必修
			医療的ケアⅢ	講義	2		2	2		30	介護福祉士必修
			医療的ケアⅣ	演習	1		1	1		15	介護福祉士必修
小計					6		6	6		90	
合計					90	67	23	87	3	2130	

※介護福祉学科の卒業最低単位数　　必修67単位+選択科目1単位（介護福祉士必修を除く）　計68単位

※介護福祉士国家試験受験資格取得単位数：必修67単位+選択科目1単位（介護福祉士必修を除く）+介護福祉士必修20単位　計88単位

別表第３　教員の免許を得るための要件

学科目区分	学　科　目　数　及　び　単　位　数
教養基礎科目	別表第１の当該欄の内、必修単位及び教免必修単位を含む１０単位以上
専門教育科目	別表第１の当該欄の内、必修単位及び教免必修単位を含む４１単位以上
研究演習	別表第１に指定する４単位
合　計	上記の指定を含め、６２単位以上

別表第４　卒業に必要な履修科目及び単位数

１．幼児保育学科

学科目区分	学　科　目　数　及　び　単　位　数
教養基礎科目	別表第１の当該欄の内、必修科目以外に２科目以上、合計１０単位以上
専門教育科目	別表第１の当該欄の内、必修科目以外に１６単位以上、合計４８単位以上
研究演習	別表第１に指定する４単位
合　計	合計６２単位以上

２．介護福祉学科

領　域　区　分	学　科　目　数　及　び　単　位　数
教　養　科　目	別表第２に指定する必修科目５単位及び選択科目１単位
人　間　と　社　会	別表第２に指定する必修科目１４単位
介　護	別表第２に指定する必修科目２８単位
こころとからだのしくみ	別表第２に指定する必修科目２０単位
合　計	合計６８単位以上

別表第５　入学検定料・入学金及び授業料等

１．幼児保育学科

	金　　額
入学検定料	３０，０００円
入学金	２００，０００円
授業料	９５０，０００円
学園維持費	６０，０００円

２．介護福祉学科

	金　　額
入学検定料	３０，０００円
入学金	２００，０００円
授業料	９５０，０００円
学園維持費	６０，０００円

別表第６　　科目等履修生及び研究生の授業料

		金　　額
科目等履修生	講義科目１単位につき	８，０００円
	演習科目１単位につき	１２，０００円
	実技科目１単位につき	１５，０００円
研究生	聴講料	３０，０００円
	聴講１単位につき	８，０００円

松本短期大学保育士養成課程に関する細目

（目的）

第１条　学則第２７条第２項に基づきこの細目を定める。

（所在）

第２条　本学は長野県松本市笹賀３１１８番地に位置する。

（修得単位数）

第３条　保育士資格取得のための最低必要修得単位数は別表のとおりである。

（保育実習）

第４条　幼児保育学科における保育実習は、関係法令の定めに基づき、以下のとおりとする。

⑴　保育実習指導Ⅰ　２単位　学内における実習指導とする。

⑵　保育実習指導Ⅱ　１単位　学内における実習指導とする。

⑶　保育実習指導Ⅲ　１単位　学内における実習指導とする。

⑷　保育実習Ⅰ　４単位　保育所における実習２単位及び収容施設等における実習２単位とする。

⑸　保育実習Ⅱ　２単位　保育所における実習を行うものとする。

⑹　保育実習Ⅲ　２単位　保育所以外の社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設で実習を行うものとする。

第５条　保育実習指導Ⅱ・保育実習Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ・保育実習Ⅲは、そのいずれか二科目を必ず履修するものとする。

第６条　保育士資格を取得するためには、本細目及び別表に定められた要件を充たすほか、本学学則別表第５に定められた卒業要件を充たすことが必要となる。

（履修の認定条件）

第７条　幼児保育学科においては、出席時間数が学則に定める時間数の３分の２に満たない者については、履修の認定及び認定試験の受験を認めない。

別表

系列		教科目	左に対応して開設されている教科目		授業形態	時間数	単位数 必修	単位数 選択	最低必要修得単位数
告示による教科目	教養基礎科目	体育	健康と運動Ⅰ		講義	15	1		2単位
			健康と運動Ⅱ		実技	30	1		
		外国語	英語表現		演習	30	2		2単位
		その他	生命倫理		講義	30		2	6単位以上
			こころの科学		講義	30		2	
			暮らしの中の憲法		講義	30		2	
			キャリア形成Ⅰ		講義	15	1		
			キャリア形成Ⅱ		講義	15	1		
			暮らしの中の数学		講義	30		2	
			情報処理演習		演習	30		2	
			地域交流実践		演習	30		1	
		合計				285	6	11	
告示による教科目		保育の本質・目的に関する科目	保育原理	保育原理	講義	30	2		54単位
			教育原理	教育原理	講義	30	2		
			子ども家庭福祉	子ども家庭福祉	講義	30	2		
			社会福祉	社会福祉	講義	30	2		
			子ども家庭支援論	子ども家庭支援論	講義	30	2		
			社会的養護Ⅰ	社会的養護Ⅰ	講義	30	2		
			保育者論	保育者論	講義	30	2		
			小計			210	14		
		保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	保育・教育の心理学	講義	30	2		
			子ども家庭支援の心理学	子ども家庭支援の心理学	講義	30	2		
			子どもの理解と援助	子どもの理解と援助	演習	30	2		
			子どもの保健	子どもの保健	講義	30	2		
			子どもの食と栄養	子どもの食と栄養	演習	30	2		
			小計			150	10		
		保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	教育課程の編成と評価	講義	30	2		
			保育内容総論	保育内容　総論	演習	15	1		
			保育内容演習	保育内容の指導法Ⅰ（健康・表現）	演習	30	2		
				保育内容の指導法Ⅱ（環境・人間関係）	演習	30	2		
				保育内容の指導法Ⅲ（言葉）	演習	15	1		
			保育内容の理解と方法	子どもと音楽表現	演習	15	1		
				子どもと造形表現	演習	15	1		
				子どもと健康	演習	15	1		
				子どもと環境	演習	15	1		
				子どもと人間関係	演習	15	1		
				子どもと身体表現	演習	15	1		
			乳児保育Ⅰ	乳児保育Ⅰ	講義	30	2		
			乳児保育Ⅱ	乳児保育Ⅱ	演習	15	1		
			子どもの健康と安全	子どもの健康と安全	演習	15	1		
			障害児保育	特別な支援を必要とする子どもの理解と方法	演習	30	2		
			社会的養護Ⅱ	社会的養護Ⅱ	演習	15	1		
			子育て支援	子育て支援	演習	30	1		
			小計			345	22		
		保育実習	保育実習Ⅰ	保育実習Ⅰ	実習	180	4		
			保育実習指導Ⅰ	保育実習指導Ⅰ	演習	60	2		
		総合演習	保育実践演習	保育・教職実践演習（幼稚園）	演習	30	2		
		合計				975	54		
告示による教科目		保育の本質・目的に関する科目	保育に関する科目	いのちと環境	演習	30		2	必修4単位の他に、保育士選択科目から2単位以上計6単位以上
		保育の対象の理解に関する科目							
		保育の内容・方法に関する科目		保育・教育相談	講義	30		2	
				子どもの音楽Ⅰ	演習	30	2		
				子どもの音楽Ⅱ	演習	15		1	
				子どもと運動遊び	演習	30	2		
				子どもと絵本	演習	15		1	
				ことばと表現	演習	15		1	
				生涯スポーツⅠ	演習	15		1	
				生涯スポーツⅡ	演習	15		1	
				子どもと造形表現論	講義	30		2	
				幼児教育の方法	講義	30		2	
				幼児保育特講	演習	30		2	
		保育実習	保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ	保育実習Ⅱ	実習	90		2	Ⅱ又はⅢ選択必修
				保育実習Ⅲ	実習	90		2	
			保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ	保育実習指導Ⅱ	演習	15		1	
				保育実習指導Ⅲ	演習	15		1	
		合計				495	4	21	
保育士資格取得科目ではないが、学校独自の科目として開設されている教科目				教育実習指導	演習	30		1	必修科目4単位以上
				教育実習	実習	180		4	
				基礎ゼミナール	演習	60	2		
				応用ゼミナール	演習	60	2		
合計						2,085	68	37	77単位以上

松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目

（目的）

第１条　学則第２８条第２項に基づきこの細目を定める。

（所在）

第２条　本学は長野県松本市笹賀３１１８番地に位置する。

（介護福祉学科教育内容）

第３条　介護福祉学科の介護福祉士試験受験資格取得に関する教育内容は、社会福祉士介護福祉士学校指定規則に掲げる教育内容で、本学で開設されている授業科目との対応一覧表は別表１のとおりである。

第４条　介護福祉学科における介護実習は、関係法令の定めに基づき、以下のとおりとする。

⑴　介護実習は、介護実習Ⅰおよび介護実習Ⅱに分ける。

⑵　⑴の段階は、Ⅰ、Ⅱの順に履修するものとし、前の段階を修了しなければ、次の段階の実習を履修することはできない。

（転科・編入学）

第５条　介護福祉学科においては、本学他学科からの転科並びに他大学等から編入学を希望する者がある時は、特別の選考により転科又は編入学を許可することがある。

（履修の認定条件）

第６条　介護福祉学科においては、出席時間数が学則に定める時間数の３分の２（介護実習については５分の４）に満たない者については、履修の認定及び認定試験の受験を認めない。

（学級数）

第７条　介護福祉学科においては入学定員を４０人とし、１学年を１学級とする。

附　　則

１　この細目は、平成２３年４月１日からこれを施行する。

　但し、第３条の規定の適用については、別表１に定める修業科目及び単位を取得して介護福祉学科を卒業した者に社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）に基づき介護福祉士試験の受験が適用されるまでの間は、同条中「介護福祉士試験受験資格」とあるのは、「介護福祉士となる資格」とする。

２　この細目は、平成２４年４月１日からこれを施行する。

　但し、第４条の規定の適用については、別表２に定める修業科目及び単位を取得して専攻科福祉専攻を修了した者に社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）に基づき介護福祉士試験の受験が適用されるまでの間は、同条中「介護福祉士試験受験資格」とあるのは、「介護福祉士となる資格」とする。

３　この細目および別表１は、平成２６年４月１日からこれを施行する。

４　この細目および別表２は、平成２７年４月１日からこれを施行する。

５　この細目は、平成２９年４月１日からこれを施行する。

6　この細目は、平成３０年４月１日からこれを施行する。

7　この細目は、平成３１年４月１日からこれを施行する。

8　この細目は、令和３年４月１日からこれを施行する。

別表１

社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第４に掲げる教育内容と本学で開設されている授業科目との対応一覧表

	領域	教育内容（第１号養成施設として定められている時間数）	開講科目名称	本学開講時間数
開設科目対照表	人間と社会	人間の尊厳と自立（30）	人間の尊厳と自立	30
			計　１科目	30
		人間関係とコミュニケーション（60）	人間関係とコミュニケーションⅠ	30
			人間関係とコミュニケーションⅡ	30
			計　２科目	60
		社会の理解（60）	現代社会と福祉	30
			社会保障論Ⅰ	30
			社会保障論Ⅱ	30
			社会保障と人間の生活	30
			計　４科目	120
		人間と社会に関する選択科目	人間の発達と心理的支援	30
			地域交流演習	30
			計　２科目	60
		人間と社会	合計　９科目	270
	介　護	介護の基本（180）	介護福祉論Ⅰ	30
			介護福祉論Ⅱ	30
			介護の基本Ⅰ	30
			介護の基本Ⅱ	30
			介護の基本Ⅲ	30
			介護の基本Ⅳ	30
			計　６科目	180
		コミュニケーション技術（60）	コミュニケーション技術Ⅰ	30
			コミュニケーション技術Ⅱ	30
			計　２科目	60
		生活支援技術（300）	生活支援技術の基本	30
			生活支援技術Ⅰ	30
			生活支援技術Ⅱ	30
			生活支援技術Ⅲ	30
			生活支援技術Ⅳ	30
			生活支援技術Ⅴ	30
			生活支援技術Ⅵ	30
			家政の生活支援Ⅰ	30
			家政の生活支援Ⅱ	30
			福祉住環境と生活支援	30
			計　10科目	300
		介護過程（150）	介護過程総論	30
			介護過程Ⅰ	30
			介護過程Ⅱ	30
			介護過程Ⅲ	30
			介護過程Ⅳ	30
			計　５科目	150

開設科目対照表	領域	教育内容（第１号養成施設として定められている時間数）	開講科目名称	本学開講時間数
	介　護	介護総合演習（120）	介護総合演習Ⅰ	30
			介護総合演習Ⅱ	30
			介護総合演習Ⅲ	30
			介護総合演習Ⅳ	30
			計　４科目	120
		介護実習（450）	介護導入実習	45
			介護基礎実習	45
			地域介護実習	45
			（介護実習Ⅰの計）　３科目	135
			個別援助実習	135
			介護総合実習	180
			（介護実習Ⅱの計）　２科目	315
			計　５科目	450
		介護　合計　32科目		1260
	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ（120）	こころとからだのしくみⅠ-1	30
			こころとからだのしくみⅠ-2	30
			こころとからだのしくみⅡ-1	30
			こころとからだのしくみⅡ-2	30
			計　４科目	120
		発達と老化の理解（60）	発達と老化の理解Ⅰ	30
			発達と老化の理解Ⅱ	30
			計　２科目	60
		認知症の理解（60）	認知症の理解Ⅰ	30
			認知症の理解Ⅱ	30
			計　２科目	60
		障害の理解（60）	障害の理解Ⅰ	30
			障害の理解Ⅱ	30
			計　２科目	60
		こころとからだのしくみ　合計　10科目		300
	医療的ケア	医療的ケア（50）	医療的ケアⅠ	15
			医療的ケアⅡ	30
			医療的ケアⅢ	30
			医療的ケアⅣ	15
			計　４科目	90
		医療的ケア　合計　４科目		90
	合　計　55科目			1920

幼稚園教諭２種免許状に関する教科目　　松本短期大学

科目区分		各科目に含めることが必要な事項	単位数	左に対応して開設されている教科目	設置単位数		
					必修	選択	
						教免必修	選択
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康		子どもと健康	1		
		人間関係		子どもと人間関係	1		
		環境		子どもと環境	1		
		表現		子どもと音楽表現	1		
				子どもと造形表現	1		
				子どもと身体表現	1		
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			保育内容　総論	1		
				保育内容の指導法Ⅰ（健康・表現）	2		
				保育内容の指導法Ⅱ（環境･人間関係）	2		
				保育内容の指導法Ⅲ（言葉）	1		
小　　計			12	小　　計	12		
教育の基礎的理解に関する科目		・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育原理	2		
		・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。）		保育者論	2		
		・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		保育・教育の心理学	2		
		・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別な支援を必要とする子どもの理解と方法	2		
		・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程の編成と評価	2		
道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び教育相談に関する科目		・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		幼児教育の方法		2	
		・幼児理解の理論及び方法		子どもの理解と援助	2		
		・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		保育・教育相談		2	
教育実践に関する科目		教育実習		教育実習指導		1	
				教育実習		4	
		教職実践演習		保育・教職実践演習（幼稚園）	2		
小　　計			19以上	小　　計	23		
教育職員免許法施行規則第66の6に定める科目		日本国憲法		暮らしの中の憲法		2	
		体育		健康と運動Ⅰ	1		
				健康と運動Ⅱ	1		
		外国語コミュニケーション		英語表現	2		
		情報機器の操作		情報処理演習		2	
小　　計			8	小　　計	8		
合　　計			39以上	合　　計	43		

ＣＡＰ制に関する内規

（目的）

第１条　松本短期大学（以下「本学」という。）のＣＡＰ制に関する事項は、この内規の定めるところによる。

（履修科目の登録の上限）

第２条　本学において、学生が各年次にわたって適切な授業科目を履修するため、１年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。（ＣＡＰ制）

２　幼児保育学科にあっては、各年次の１年間に選択科目として登録することができる単位数の上限は、次のとおりとする。

・１年次　４単位

・２年次　３単位

３　介護福祉学科にあっては、各年次の１年間に選択科目として登録することができる単位数の上限は、次のとおりとする。

・２年次　３単位

４　資格および免許の取得に関する科目は、ＣＡＰ制の対象外科目とする。

５　上限を超える履修登録を希望する学生に対して、教育課程委員会の議を経て、超過を認めることがある。

附　　則

１　この内規は、令和５年４月１日からこれを施行する。

Ⅲ．幼児保育学科の概要

近年、核家族化・少子化・働く女性の増加など、子ども・子育てをめぐる環境は大きく変化してきている。子どもの育ちだけではなく、家族・家庭をも支援する保育者の役割は今後ますます重要となる。松本短期大学幼児保育学科では、豊かな人間性と高い専門性をそなえた「保育および幼児教育のケアスペシャリスト」の養成をめざしている。２年間の学びの中で、幅広く専門的知識と技術を身につけ、学外実習などを通して保育実践力を磨き、卒業時には幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を取得することができる。

１．教育目標

幼児保育学科では、本学の建学の精神、教育理念、教育目標より以下の教育目標を掲げている。

1. 保育及び幼児教育に携わる専門職業人としての自覚・責任感・倫理観を育成する。
2. ケアスペシャリストとして、人と信頼関係を築くことができる豊かな人間性を育成する。
3. 保育及び幼児教育に携わる専門職業人に必要な専門知識・技術・思考能力を育成する。
4. 地域における保育及び幼児教育の多様化、個別化するニーズに応える実践能力を育成する。

２．アドミッション・ポリシー ＡＰ（入学者受入れの方針）

豊かな人間性を備えたケアスペシャリストをめざし、専門知識と技術を身につけ、地域社会に貢献できる人を育成する。それに基づき、幼児保育学科では、以下のような学生を求める。

１）子どもの育ちと生活に興味・関心がある。
２）誠実に人と向き合える。
３）人の話をよく聴き、自分の考えを伝えることができる。
４）学びや体験の機会に意欲的に取り組むことができる。
５）入学後の学修に必要な基礎学力がある。

３．ディプロマ・ポリシーＤＰ（卒業認定・学位授与の方針）

本学科に２年以上在学し、本学の「建学の精神」「教育理念」「教育目標」に基づいて設定した学科の授業科目を履修し、規定する必要単位を修得した学生は、次の到達目標に達した人材であると認定し、「短期大学士」の学位を授与する。

１）基礎的教養を身につけ、誠意と思いやりのある豊かな人間性を備え、福祉、保育、教育に携わる社会的責任と倫理観について理解している。

2）ケアスペシャリストとして必要な保育及び幼児教育に関する基本的知識と技術を修得している。
3）ケアスペシャリストとしての自覚を持ち、他者との信頼関係構築の重要性を理解できている。
4）社会福祉の視点に立って、その最善の利益を保証できる思考力と実践力を修得している。
5）保護者ニーズを的確に捉え、地域・関連機関と連携することの必要性を理解している。

建学の精神からディプロマ・ポリシー（ＤＰ）までの関係

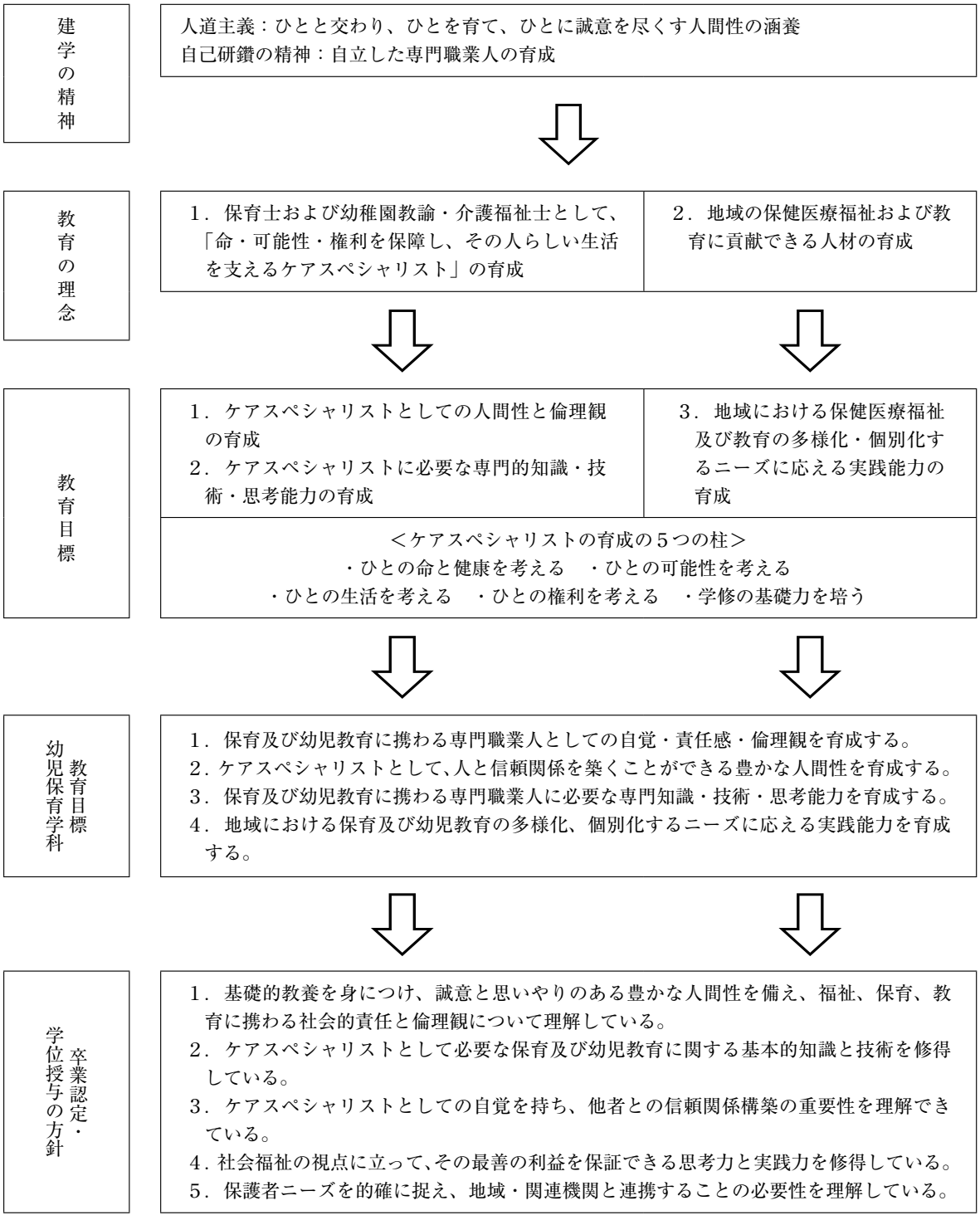

４．カリキュラム・ポリシーＣＰ（教育課程編成・実施の方針）

教育目標とそれに関わるディプロマ・ポリシーに鑑み、保育及び幼児教育に関わる課題を、理論と実践の両面から思考し、また実践できる能力を養うため、以下の方針に沿ってカリキュラムを編成している。

授業科目には、教養基礎科目と専門教育科目があり、これを２年間に配当している。

⑴ 教養基礎科目は、本学の教育目標である「命・可能性・権利を保障し、その人らしい生活を支えるケアスペシャリストの育成」という観点に基づき「豊かな人間性」を育む科目として配置している。

⑵ 専門教育科目は「豊かな人間性」「基本知識と技術」「他者との信頼関係」「子ども家庭福祉」「地域連携支援」の各分野から配置している。

５．教育の特色

１）少人数制の指導

ゼミナールによる学生指導

学生は、入学後、専任教員全員が受け持つ各ゼミナール（以下、ゼミと略記する）へ、配属される。専任教員それぞれは、自己のゼミに固有のテーマを掲げている。各ゼミのテーマや活動内容については入学後のオリエンテーションで説明される。学生は、各ゼミの説明や見学を通して、学生の希望や運営上の都合を考慮しながら、所属ゼミを決定する。

ゼミは､授業科目｢基礎ゼミナール｣｢応用ゼミナール｣の卒業のための必要単位である。また、学園祭をはじめとする行事、レクリエーション活動、ボランティア活動など、様々な場面でも機能し、心配ごとや困りごとなどがある時には、ゼミ担任に相談できる体制も整っている。

２）実技系の充実

⑴ 体育系授業科目

「主体的に体を動かす遊びを中心とした身体活動を、幼児の生活全体の中に確保していくことは大きな課題である」として 2012 年に「幼児期運動指針」（文部科学省）が策定された。

変化の激しいこれからの社会を生き抜く力としての「健やかな体」を育てる意識を持つことは、保育者として非常に重要となる。

幼児期の運動の意義や在り方について常に問い直しながら、多様な遊びや運動に着目していく。既習のスポーツと幼児期の遊びとのつながりを考え、鬼ごっこや固定遊具での運動、伝承遊びなど幅広く体験できるようにしている。

⑵ 音楽系授業科目

現場のニーズを検討し、実習、就職試験に役立つよう、また就職後の現場に対応できるよう、内容を考慮している。更に､それぞれが音楽を生涯楽しむための指針となる内容も加えている。

本学では入試に音楽の試験がないため、学生の音楽的能力には個人差がある。そこで、一人ひとりの希望に応えられるよう､ピアノの授業においては一人ひとりの能力に合わせ､個人レッ

スンの形態をとっている。また、多様な楽器にも触れられるように楽器アンサンブルの授業も取り入れている。その他、音楽表現、身体表現の授業と合わせ、ＩＣＴを活用しながら保育者として必要な知識が身につけられるよう授業を展開している。

⑶ 造形系授業科目

造形活動に必要な道具・画材の扱い方と、素材、技法についての知識を習得する。また、子どもの発達段階に応じた表現の移り変わりと、各々の段階に応じた支援・介在のありかたを理解し、多様な条件下にある人へのアートアプローチを実践していくための素地をつくる。子どもたちが安心して自己表現できる場をつくり、一人ひとりの表現を受容していけるマインドの涵養に力を注いでいる。

3）教育・保育実習

幼児教育・保育は、医療、看護、福祉、教育などと同様に、対人関係における適切な現実的対応が求められる専門職（ケアスペシャリスト）である。これら専門職者の養成過程では、座学を通して習得される知識や技術に関する理論を、実学を通して実践的に体験するプロセスが必要不可欠である。この座学と実学の往還性の原則が、実習の最も重要な理念とされている。

⑴ 教育実習

幼稚園教諭は、幼児期の人間形成に携わる重要な仕事であり、子どもの生命や安全、育ちに関して職責を負っている。その職責を果たすためには、幼児期の人間形成に関する専門的な知識と実践的な技能、そして幅広い教養と豊かな感性といった必要な資質を身につけていくことが求められる。教育実習は、近い将来において幼稚園等で、その職務を十分に果たしていくことができるように、事前に学んだ専門的な知識を基盤に、幼児期の子どもの理解を深め、成長発達を援助できる具体的な方法や技能を現場で経験的に学習すること、そして、幼児教育のケアスペシャリストとして必要な自覚と態度を養うことを目的としている。

⑵ 保育実習（保育所）

すべての学生は、学校のなかで、保育者になるための様々な科目を学ぶ。それは、保育原理、幼児教育の方法、保育･教育の心理学、子どもの健康と安全の講義の他、体育、ピアノ、合奏、絵画、身体表現といった実技などである。そうした知識や技術を学ぶことは、保育者になるために必要不可欠なものである。しかし、保育の営みは、子どもたちのいる保育園で成り立っている。そのため、保育園実習で、将来保育者となっていく学生が多くの子どもと出会うことが大切である。実習では、学校で学んできたことを現実の子どもの生活のなかで、どのように生かせるのかを学び、保育士の仕事を理解することも必要である。そこで、自分自身の実習テーマをもって実習に臨み、そこから実習の過程と結果を記録し、また、省察して、今後の課題を得るのである。

したがって、保育園実習の意義・目的は、学校での学びを実践して追求するため、子どものいる保育園の環境のなかで、主体的に活動し、真の学びを主観的ではなく客観的に獲得するこ

とであるといえる。

⑶ 保育実習（施設）

保育実習（施設）では、習得した教科全体の知識・技能を基礎として、これらを総合的に実践する応用的能力を養い習熟することを目的とする。

具体的には、施設実習の意義や目標を理解し、児童福祉施設や障害者支援施設等において対人援助職が果たす役割や職務内容について学習する。また、保育実習指導において実習中の心構えや指導の受け方、実習記録の書き方、保育実技を活かした活動など、具体的な学習課題等について理解・準備をしたうえで実習に取り組む。

4）地域社会との連携

⑴ 地域交流実践

学生が学ぶ機会として「地域交流実践」を科目として設置している。学校生活や実習では学びきれない事柄を経験し、広い視野と社会性を身につけ、「子どものスペシャリスト」に求められていること、また、それを学ぶことの意義を再確認する。

⑵ ボランティア活動および地域との関わり

ゼミ活動、もしくは個人でボランティアを行える機会を多く設けている。社会の一員であるということを忘れずに、積極的にボランティアなどの活動に従事していくことを期待している。

5）キャリアサポートの充実

⑴ キャリア形成Ⅰ・キャリア形成Ⅱ

「キャリア形成Ⅰ」「キャリア形成Ⅱ」では、学生が自立した個人として、また保育や幼児教育のスペシャリストとして生きていくための第一歩を踏み出せるよう、専門的職業的な知識や情報、技術などを幅広く習得する。幼児保育学科で取得可能な幼稚園教諭二種免許状や保育士資格を活用して、将来、どのような職業を選択していくことができるのか。また生涯プランをたてるためにどのような知識や考え方を必要とするのか。自らのキャリアデザインやライフデザインを描くためのヒントを得る。

⑵ キャリア教育セミナー及び模擬試験の実施

幼児保育学科では、以下のような機会を計画し、個々に応じた学習支援・就職支援を行っている。

① 模擬試験等の実施

各種就職試験対策を意識した「SPI 形式模擬試験」や「一般教養模擬試験」などを１年次に全員実施する。また、希望者には一般教養試験の他に専門試験を加えた「保育士・幼稚園教諭就職模擬試験」を実施し、直後の公務員試験に備える。

② 進路選択のための就職ガイダンスの実施

学生の出身地域を鑑みながら県内の自治体の採用担当者を招いて、保育士採用の現状や採

用条件、保育所の特徴等について説明を受ける機会を設けている。これにより各自が受験したいと考えている地域の保育の現状や就職に向けて具体的にどのような準備をすればよいのかということへの理解に繋げている。

6）学習成果と「学びの軌跡」システム

本学では、学科ごとにディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に応じた学習成果を定めている。その上で学習成果の獲得状況を測定･評価し、フィードバックする仕組みとして、冊子「学びの軌跡」を活用した「学生全員面談」を各学期終了後に実施している。この「学びの軌跡」システムでは、①各学科のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）や学習成果を意識すること、②学期ごとにＧＰＡと自己評価に基づき自らの学習成果の獲得状況を把握すること、③ゼミ担当教員との面談を通して、今後の取り組み課題を明らかにすること等を主な目的としている。

7）学修支援

幼児保育学科では、成績が振るわない学生（GPA2.0 未満）には、ゼミナール担当者を基本としながら個別学習時間の確保や個別学習課題を与えるなどして、学習意欲や成績の向上に向けた学習支援をしている。具体例として以下のような内容がある。

・各自の試験後の成績を受けて、それに向かうまでの学習の仕方や学習時間についての振り返りと今後の目標設定
・SPI 対策問題集や SPI 模擬試験の学び直しによる基礎教養知識の定着
・就職模擬試験の受験の奨励

また、必要に応じて、各科目担当教員、教育課程委員会や学生支援委員会と連携を図っている。

６．効果的な学びのために

１）幼児保育学科ディプロマ・ポリシーと学習成果の関係

分野	ディプロマ・ポリシー	学習成果
豊かな人間性	１．基礎的教養を身につけ、誠意と思いやりのある豊かな人間性を備え、福祉、保育、教育に携わる社会的責任と倫理観について理解している。	１）社会における保育者、教育者の役割を理解し、福祉、保育、教育の総合的な知識をもとに行動することができる。 ２）他者の置かれた立場を尊重しながら、自らの考えを伝えることができる。
基本的知識と技術	２．ケアスペシャリストとして必要な保育及び幼児教育に関する基本的知識と技術を修得している。	３）子どもの心身の発達に関する正しい知識のもと、子どもの発達に合わせた適切な関わりや援助を行うことができる。 ４）保育､教育内容とその指導法についての知識を習得し、遊びなどの具体的な活動を計画し、実施することができる。
他者との信頼関係	３．ケアスペシャリストとしての自覚を持ち、他者との信頼関係構築の重要性を理解できている。	５）相手の立場になって考え、円滑な人間関係の形成につながるコミュニケーションを取ることができる。
子ども家庭福祉	４．社会福祉の視点に立って、その最善の利益を保証できる思考力と実践力を修得している。	６）保育、幼児教育、社会福祉に関する基本的な理論や知識を身につける。 ７）子どもの最善の利益を最優先に考え、保育・教育の計画を立案、実施する技術を身につける。
地域連携支援	５．保護者ニーズを的確に捉え､地域･関連機関と連携することの必要性を理解している。	８）多様な社会において､様々な立場の保護者に寄り添い、尊重し、共に子どもの成長を喜び合うことができる。 ９）保育及び幼児教育の現状を的確に把握し、子ども、保護者に必要な関わりを選択することができる、あるいは、必要な機関へ繋ぐ知識を身につける。 10）地域の人々との交流を通して地域の文化・歴史を把握し、地域に貢献する意義を理解することができる。

２）教育目標（５つの柱）と科目の関係

ディプロマ・ポリシー（ＤＰ）を達成するために、２学科共通の枠組みである「ひとの命と健康を考える」「ひとの可能性を考える」「ひとの権利を考える」「ひとの生活を考える」「学修の基礎力を培う」の５つの柱を土台とし、教養基礎科目を構成している。

５つの柱と科目配置

５つの柱	ねらい	科目
ひとの命と健康を考える	ひとの生命の根本問題について考え学び、ひとの体の仕組みと働きを理解し、健康的な生活を送るための、運動の基礎理論と実践を学び、生命の尊重と尊厳を理解する豊かな人間性を持った人材の養成を目指した教育を行う。	生命倫理 健康と運動Ⅰ 健康と運動Ⅱ

5つの柱	ねらい	科目
ひとの可能性を考える	人間の心と行動の基礎を学び、人間の行為の原理を理解し、ことば・造形・音楽・身体という様々な表現方法を使って、自らの思いや考えを伝え、豊かな人間関係を築くことができる人材の養成を目指した教育を行う。	こころの科学
ひとの権利を考える	福祉の基本理念である人権保障や日常生活上必要な法律を学び、現代社会に対する理解を深め、的確に対応できる判断力を備えた人材の養成を目指した教育を行う。	暮らしの中の憲法
ひとの生活を考える	人間と環境の共生の視点を養い、地域を構成する一員として、地域の暮らし、文化、歴史からひとの生活を学び、地域社会の発展に貢献できる人材の養成を目指した教育を行う。	地域交流実践 キャリア形成Ⅱ
学修の基礎力を培う	英語表現や情報処理の基礎と技術を修得し、さらに継続発展させ、異文化間コミュニケーションを行ったり、情報を活用したりして社会生活に生かすことができる基礎教育を行う。	英語表現 情報処理演習 くらしの中の数学 キャリア形成Ⅰ

3）各科目の到達目標と学習成果との関係

授業科目名	授業科目の到達目標	学習成果 ◎＝特に重要な事項 ○＝重要な事項				
		1） 2）	3） 4）	5）	6） 7）	8） 9） 10）
生命倫理	1）自分自身のいのちを見つめ、身近にあるいのちのあり方から、いのちについて感じることができる。 2）感じたいのちを、子どもたちにどのように伝えることができるかを考え実践できる。	◎	○			
健康と運動Ⅰ	毎日の生活習慣（食事・休養・運動）の積み重ねがその人の現在と将来の健康状態につながっており、生涯にわたる健康づくりにとってきわめて重要な時期である学生時代に、その重要性を理解し、実践へとつなげることができる。	◎			○	
健康と運動Ⅱ	レクリエーションの意義を理解して、条件や状況にあったレクリエーションゲームを選択したり創造したりし、その楽しさを幅広い対象者に提供できる実践力を身につける。	◎	○			
こころの科学	1）子ども理解に役立つ心理学の知見や、ひとの心の仕組み・機能に関する基本的知識を理解し、説明できる。 2）子どもを対象とした心理臨床の基礎知識を理解し、説明できる。	◎	○		○	
暮らしの中の憲法	1）基本的人権の重要性を説明できる。 2）憲法がどのような場面でどのような意義を持つのか、具体的に考えられる。	◎			○	
キャリア形成Ⅱ	1）社会状況を踏まえながら、自身のキャリアデザインをすることができる。 2）社会に出ていくための基礎スキルを理解し、実行できる。	◎	○			
地域交流実践	1）地域社会が抱える現状を説明することができる。 2）地域を活性化させるための活動を企画し実行することができる。	◎	○		○	○
英語表現	英語の基礎力を養い、保育現場で使われるさまざまな英語表現を修得する。	◎				
情報処理演習	1）インターネット利用のマナーと倫理を理解できる。 2）Word・Excel・PowerPoint の基本操作を行うことができる。	◎				
暮らしの中の数学	身の回りにある数学に気付き、数学的手法や思考法を活用していくことができる。そういう姿勢及び力を養うことができる。	◎				
キャリア形成Ⅰ	1）学習・実習への取り組み、就職活動、社会人に必要な基本的知識・技能を理解している。 2）書き言葉・話し言葉、レポートの書き方、手紙の書き方、電話のかけ方、基本的マナー等の基本的知識を理解し、実行できる。	◎	○			

授業科目名	授業科目の到達目標	学習成果 ◎＝特に重要な事項 ○＝重要な事項				
		1） 2）	3） 4）	5）	6） 7）	8） 9） 10）
保育原理	保育の意義及び現代社会における保育の現状と課題について考え、今日の保育を形成してきた保育の思想・制度・実践の歴史的変遷を知る。さらに保育所保育指針の基本的理解の上に保育の営みそのものを学び、子ども観、保育者の役割について理解する。		◎		○	○
教育原理	1）教育の意義、目的及び子ども家庭福祉等との関連性、乳幼児期の教育の特性を理解できる。 2）教育の思想と歴史的変遷、教育法規や行政の基礎と国内外の教育制度を理解できる。 3）教育の実践と生涯学習社会の教育の現場と課題を理解できる。		◎			
子ども 家庭福祉	現代社会における子どもの家庭福祉の意義と歴史的変遷及び子どもの人権（子どもの権利条約）擁護について理解している。また、子ども家庭福祉の制度や実施体系、現状と課題について理解している。			○	◎	○
社会福祉	現代社会における社会福祉の意義と歴史的変遷及び社会福祉における子ども家庭支援の視点について理解している。また、社会福祉の制度や実施体系等、相談援助、利用者の保護に関わる仕組みについて理解している。				◎	○
子ども家庭 支援論	1）子ども家庭支援の意義・目的、保育の専門性を活かした子ども家庭支援の意義とそれに関わる基本事項を理解できる。 2）子育て家庭への支援体制、子育て家庭のニーズに応じた多様な支援の展開と、子ども家庭支援の現状・課題を理解できる。	○		○	○	◎
社会的養護Ⅰ	現代社会における社会的養護の意義と歴史的変遷及び子どもの人権擁護（子どもの権利条約）を踏まえた社会的養護の基本について理解している。また、社会的養護の制度や実施体系等、関係する専門職等について理解している。				◎	○
保育者論	1）保育者の役割と倫理、保育士の制度的位置づけ、保育士の専門性として保育士の資質・能力と養護及び教育の一体的展開を理解できる。 2）保育者の連携・協働及び資質向上のためのキャリア形成について理解できる。		◎			○
保育・教育 の心理学	1）子どもの心身の発達および学習の過程について理解している。 2）各発達段階における心理的特性、養護と教育の一体性やこどもの主体的学びを支える指導について理解している。		◎		○	
子ども家庭支援 の心理学	1）生涯発達に関する心理学の基礎的知識を身につける。 2）家族・家庭の意義や機能について理解している。 3）子育て家庭をめぐる現状と子どもの精神保健について理解している。		○		○	◎
子どもの 理解と援助	1）子ども理解に関する知識と基本的態度を身につける。 2）子どもを理解する具体的な方法を理解し、子どものつまずきに対応する基本的な力を身につける。		◎	○	○	
子どもの保健	1）子どもの心身の健康、保健活動の意義・目的を説明できる。 2）子どもの身体的発育・発達と保健、健康状態の把握の仕方、予防方法を説明できる。 3）他職種間連携のもとでの適切な対応の仕方を説明できる。		◎		○	
子どもの 食と栄養	1）子どもの健康と食生活の意義、栄養に関する基礎知識、発育・発達と食生活の関係、家庭や児童福祉施設での食事と栄養について説明できる。 2）食育の基本と内容について、保育現場を想定して実践できる。 3）特別な配慮を要する子どもの食と栄養を理解し、基本的内容を実践できる。		◎		○	
教育課程の 編成と評価	1）保育の計画と評価を理解できる。 2）幼稚園教育要領・保育所保育指針等の目標と基本的考え方、全体的な計画と指導計画の関係性を理解できる。 3）保育者及び園・保育所の自己評価と要録等について理解し、説明できる。		◎			
保育内容　総論	1）保育の内容、保育所の機能、保育の現代的課題を説明することができる。 2）保育所保育指針・事例検討を通して、保育の全体的構造を説明できる。		◎	○	○	
保育内容の 指導法Ⅰ （健康・表現）	幼児の心情、認識思考及び動き等を視野に入れた保育構想が説明できる。指導案の構造を理解し、具体的な保育を想定した指導案を作成することができる。模擬保育とその振り返りを通して保育を改善することができる。領域「健康」、「表現」の特性に応じた現代的課題や保育実践の動向を知り、保育構想の向上に取り組むことができる。		◎	○		
保育内容の 指導法Ⅱ （環境・人間関係）	1）幼児期における教育の基本を踏まえ、領域「人間関係」「環境」の意義を理解できる。 2）子どもと環境（人的・物的）との関わりについて理解し、理論的・実践的に活用できる。 3）保育者の環境（人的・物的）への配慮や援助のあり方について理解し、保育を構想できる。		◎			

授業科目名	授業科目の到達目標	学習成果 ◎＝特に重要な事項 ○＝重要な事項				
		1） 2）	3） 4）	5）	6） 7）	8） 9） 10）
保育内容の指導法Ⅲ（言葉）	1）子どもが言葉を獲得していく過程を理解する。 2）言葉の発達に不可欠な大人の働きかけや環境について説明できる。 3）言葉を育む児童文化財について学び、保育にとりいれる方法を説明できる。		◎	○	○	○
子どもと音楽表現	幼児の音楽表現の姿や発達が説明できる。音楽表現の基礎的な技能、知識を学び、感じる・みる・聴く・楽しむことを通して作り上げたイメージを豊かに表現することができる。また身のまわりのものを身体の諸感覚で捉え、素材の特性を生かした音楽表現ができる。		◎	○		
子どもと造形表現	1）子どもたちが安心して自己表現をし、感性と創造性を豊かにするための活動を展開できる。 2）造形表現活動に必要な道具の扱い方と手法について理解し、指導することができる。		◎			
子どもと健康	1）子どもの健康課題と身体の諸機能の発達等について理解し、当該期の健康の意義および体の発達的特徴を説明できる。 2）幼児期の病気の予防と安全な生活を理解し、子どものケガや病気、安全教育、安全管理について説明できる。 3）幼児期の運動発達と身体活動について理解し、多様な動きの獲得の意義や日常生活での身体活動について説明できる。		◎	○		○
子どもと環境	領域「環境」の指導で必要となる好奇心や探求心などの感性を養い、保育内容に関する知識及び技術を身につける。特に領域「環境」の指導の基盤になる現代の乳幼児を取り巻く人的・物的・情報環境及び社会の事象との関わりの発達過程について理解できる。		◎			
子どもと人間関係	現代の乳幼児の人間関係の育ちに影響を及ぼしている要因について理解し、保育において保障すべき保育内容に関する知識を学ぶ。特に保育の基盤となる関係発達的視点について知り、他者との関係や集団との関係の中で人と関わる力が育つ過程を理解する。		◎		○	○
子どもと身体表現	身体表現に必要な幼児の発達が説明できる。身体表現の基礎的な技能、知識を学び身体表現することの楽しさが実感できる。身のまわりのものを身体の諸感覚で捉え、素材の特性を生かした身体表現ができる。協働して表現することを通し、他者の表現を受け止め共感し、豊かな身体表現ができる。		◎	○		
乳児保育Ⅰ	1）保育の意義、目的と役割、歴史的変遷及び現状と課題を理解できる。 2）３歳未満児の発育・発達を踏まえた保育内容と運営体制を理解できる。 3）乳児保育における連携・協働（職員間、保護者、地域関係機関）について理解できる。		◎		○	
乳児保育Ⅱ	３歳未満児の発育・発達過程や特性を踏まえた援助や関わりについての基本的な考え方、養護及び教育の一体性を踏まえた３歳未満児の生活や遊び、保育環境とその配慮、及び係る保育計画について具体的に理解できる。		◎		○	
子どもの健康と安全	1）保健的観点を踏まえた保育の環境構成や子どもへの援助方法を実践できる。 2）健康･安全管理、体調不良･感染症等への具体的な対応･対策方法を実践できる。 3）健康・安全管理の実施体制を説明できる。		◎		○	
特別な支援を必要とする子どもの理解と方法	1）障害児保育の理念や歴史を概説できる。 2）健康･安全管理、体調不良･感染症等への具体的な対応･対策方法を実践できる。 3）子どもの特性・心身発達に応じた保育計画の作成、保育方法、家庭支援や関係機関との連携・協働について説明できる。		○	○	◎	○
社会的養護Ⅱ	社会的養護の基礎的・具体的な内容としての施設養護及び家庭養護の実際について理解している。また、社会的養護における計画・記録・自己評価、相談援助の方法・技術、子ども虐待の防止と家庭支援について理解している。				◎	○
子育て支援	1）保育士の専門性を背景とした保護者支援の特性と展開方法を理解できる。 2）保育士が行う子育て支援について、実践事例などを交えながら、様々な場面や対象に即した支援内容と方法を理解し、基本技術を扱うことができる。			○	○	◎
いのちと環境	1）子どもの成長・発達における自然環境との関わりを説明できる。 2）子どもと自然とのかかわりを想定した保育実践力を身につける。		◎			
保育・教育相談	1）子どもの心理的特質や教育的課題について理解している。 2）カウンセリングの理論・基本的な技法を身につける。		◎	○	○	○
子どもの音楽Ⅰ	子どもの発達段階を理解した上で、保育現場の音楽表現に必要なピアノ演奏技術を習得し、子どもの目線に合った音楽表現ができる。また幼児教材に含まれているコードネーム等の音楽知識も理解し、現場に合わせた即興演奏、弾き歌いの歌唱表現ができる。		◎	○		

授業科目名	授業科目の到達目標	学習成果 ◎＝特に重要な事項 ○＝重要な事項				
		1） 2）	3） 4）	5）	6） 7）	8） 9） 10）
子どもの音楽Ⅱ	保育現場での総合的な音楽表現活動に対応するためにリズム楽器を用い、ピアノを中心としたアンサンブル演奏ができる。また子どもの発達に必要な音楽教材の選び方や、教材の制作を通し、より良い音楽環境を作ることができる。		◎	○		
子どもと運動遊び	子どもの運動機能の発達などを理解して、遊び方を工夫したり提案したりすることができる。		◎	○		
子どもと絵本	1）子どもの発達に合わせた絵本の選び方を学び実践に生かすことができる。 2）絵本ができあがる過程を知り、作者や編集者が子ども達に伝えたい思いを考えたり、読み方与え方について説明できる。		○	◎		
ことばと表現	1）子どもの発達段階に応じた児童文化財の活用方法を習得する。 2）表現の多様性を理解し、子どものことばを引き出す表現方法・実践力を身につける。		◎		○	
生涯スポーツⅠ	いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができるために、いわゆるニュースポーツ種目の学習を通して、実践力を身につける。	◎				
生涯スポーツⅡ	「それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる」ために、校内環境や季節の特徴に応じたスポーツ種目の学習を通して、実践力を身につける。	◎				
子どもと 造形表現論	1）子どもの造形活動における表現の意義や目的を説明することができる。 2）さまざまな表現を通した子どもの育ちについて説明することができる。		◎			
幼児教育の方法	1）これからの社会を担う子どもたちに求められる資質・能力を育成するために必要な教育の方法を理解できる。 2）保育の目的に適した指導技術を理解できる。 3）情報機器を活用した効果的な保育や情報活用法の育成を視野に入れた適切な教材の基礎的な事項が理解できる。		◎			○
幼児保育特講	1）保育の知識・技術を仲間へ伝えあい、応用することができる。 2）保育実践に伴う協働作業へ積極的に取り組むことができる。 3）実践の場で、保育者の立場を意識しながら子どもや保育者と関わることができる。	○	◎			
教育実習指導	幼稚園・認定こども園における教育を理解できる。 実習記録の書き方や指導計画の立て方について理解し、実践できる。 実習を振り返り自己課題を追求できる。		○	◎	○	
教育実習	幼稚園･認定こども園の保育の実際､保育者の仕事について理解できる。観察･参加･責任実習等、具体的な経験を通して、理論と実践を繋ぐ幼児教育の内容・方法や、保育者に求められる資質や専門性について理解できる。		○	◎	○	
保育実習指導Ⅰ	1）実習施設の役割と機能が説明できる。 2）子ども（利用者）の最善の利益、守秘義務などについて説明できる。 3）実習の計画・実践・記録・省察の方法や内容について、具体的に理解する。 4）事後指導を通して今後の学習課題を明確にする		○	◎	○	
保育実習Ⅰ	1）保育所・児童福祉施設等の役割や機能を具体的に理解する。 2）子ども（利用者）との関わり、子育て支援の実際を理解する。 3）保育の計画・実践・記録および自己評価を通して、保育士の業務内容や職業倫理を説明できる。		○	◎	○	
保育実習指導Ⅱ	1）既修得科目やこれまでの教育・保育実習、園交流などでの学びを基に指導計画が立案できる 2）実践を可能とする保育の知識・技術を身につける 3）保育の今日的課題に目を向け説明できる	○	○	◎	○	
保育実習Ⅱ	1）これまでの学びの上に、実際の場面を通して、子どもの姿の捉え方、子ども理解について学び、適切な子どもとのかかわりや援助の仕方を身につける。 2）保育の計画・実践・記録・省察の中から、自己評価に基づく自己の課題を説明できる。	○	○	◎	○	
保育実習指導Ⅲ	子ども（利用者）の状態に応じた適切な関わりや保育の全体計画に基づく具体的な計画と実践などを理解している。また、実習の事後指導を通して、実習の総括と自己評価を行い、保育に対する課題を明確にできる。		○	◎	○	○
保育実習Ⅲ	保育所以外の児童福祉施設の役割や機能について実践を通して理解している。特に、家庭と地域の生活実態に触れて、子ども家庭福祉、社会的養護、障害児支援に対する理解をもとに、保護者支援、家庭支援のための知識、技術、判断力を修得している。		○	◎	○	○

授業科目名	授業科目の到達目標	学習成果 ◎＝特に重要な事項 ○＝重要な事項				
		1） 2）	3） 4）	5）	6） 7）	8） 9） 10）
保育・教職実践演習（幼稚園）	1）保育に必要な専門知識及び技術、総合的な判断力、倫理観等の習得・形成の状況と、自己課題を説明できる。 2）保育実践に求められる基礎的資質・能力を身につけている。		○	◎		
基礎ゼミナール	1）保育・幼児教育関連領域の中から、興味・関心の深い学習課題を見出すことができる。 2）ゼミナールごとに取り組む課題へ主体的・能動的に学修する姿勢を身につけることができる。	○	◎	○	○	○
応用ゼミナール	1）卒業研究テーマについて、課題を探求することができる。 2）主体的・能動的に研究し、まとめ、発表することができる。	○	○	◎	○	○

カリキュラムマップ

	豊かな人間性	基本的知識と技術	他者との信頼関係	子ども家庭福祉	地域連携支援
卒業認定・学位授与の方針（DP）	(1)基礎的教養を身につけ、誠意と思いやりのある豊かな人間性を備え、福祉、保育、教育に携わる社会的責任と倫理観について理解している。	(2)ケアスペシャリストとして必要な保育及び幼児教育に関する基本的知識と技術を修得している。	(3)ケアスペシャリストとしての自覚を持ち、他者との信頼関係構築の重要性を理解できている。	(4)社会福祉の視点に立って、その最善の利益を保証できる思考力と実践力を修得している。	(5)保護者ニーズを的確に捉え、地域・関連機関と連携することの必要性を理解している。
学習成果	1）社会における保育者、教育者の役割を理解し、福祉、保育、教育の総合的な知識をもとに行動することができる。 2）他者の置かれた立場を尊重しながら、自らの考えを伝えることができる。	3）子どもの心身の発達に関する正しい知識のもと、子どもの発達に合わせた適切な関わりや援助を行うことができる。 4）保育、教育内容とその指導法についての知識を習得し、遊びなどの具体的な活動を計画し、実施することができる。	5）相手の立場になって考え、円滑な人間関係の形成につながるコミュニケーションを取ることができる。	6）保育､幼児教育、社会福祉に関する基本的な理論や知識を身につける。 7）子どもの最善の利益を最優先に考え、保育・教育の計画を立案、実施する技術を身につける。	8）多様な社会において、様々な立場の保護者に寄り添い、尊重し、共に子どもの成長を喜び合うことができる。 9）保育及び幼児教育の現状を的確に把握し、子ども、保護者に必要な関わりを選択することができる、あるいは、必要な機関へ繋ぐ知識を身につける。 10）地域の人々との交流を通して地域の文化・歴史を把握し、地域に貢献する意義を理解することができる

卒業

2年次履修	後期	□こころの科学 ○生命倫理 ○健康と運動Ⅰ ○生涯スポーツⅡ	子どもの食と栄養 保育・教育相談 子どもと造形表現論	子どもと絵本 保育・教職実践演習（幼稚園） 応用ゼミナール	特別な支援を必要とする子どもの理解と方法	子育て支援
		教育実習　保育実習ⅡまたはⅢ				
	前期	○健康と運動Ⅱ ◇地域交流実践	保育内容の指導法Ⅲ（言葉） いのちと環境 子どもと造形表現 子どもの音楽Ⅱ 子どもの保健 子どもの健康と安全 乳児保育Ⅱ 幼児保育特講	教育実習指導 保育実習指導Ⅱ 保育実習指導Ⅲ 応用ゼミナール		子ども家庭支援論 子ども家庭支援の心理学 ◇地域交流実践
		教育実習　保育実習ⅡまたはⅢ				
1年次履修	後期	△暮らしの中の数学 ◇キャリア形成Ⅱ 生涯スポーツⅠ	保育者論 保育内容　総論 保育内容の指導法Ⅰ（健康・表現） 保育内容の指導法Ⅱ（環境・人間関係） 子どもと人間関係 乳児保育Ⅰ 子どもの理解と援助 幼児教育の方法 基礎ゼミナール	教育実習指導 保育実習指導Ⅰ	子ども家庭福祉 社会的養護Ⅱ	
		教育実習　保育実習Ⅰ				
	前期	◎暮らしの中の憲法 △キャリア形成Ⅰ △英語表現 △情報処理演習	保育原理 教育原理 保育・教育の心理学 教育課程の編成と評価 子どもと音楽表現 子どもと健康 子どもと環境 子どもと身体表現 ことばと表現 子どもの音楽Ⅰ 子どもと運動遊び 基礎ゼミナール		社会福祉 社会的養護Ⅰ	

入学

○ひとの命と健康を考える　□ひとの可能性を考える　◇ひとの生活を考える　◎ひとの権利を考える　△学修の基礎力を培う

入学者受入れの方針(AP)	(1)　子どもの育ちと生活に興味・関心がある。 (2)　誠実に人と向き合える。 (3)　人の話をよく聴き、自分の考えを伝えることができる。 (4)　学びや体験の機会に意欲的に取り組むことができる。 (5)　入学後の学修に必要な基礎学力がある。

7．教育課程と資格の取得及び卒業要件

1）教育課程

幼児保育学科の教育課程は、学則第 17 条に定める「別表第１」のとおり構成されている。

別表第１　幼児保育学科教育課程

授業科目の区分等		授業科目	授業形態	単位数			時間数	備考
				開設単位	必修	選択		
教養基礎科目	ひとの命と健康を考える	生命倫理	講義	2		2	30	合計10単位以上
		健康と運動Ⅰ	講義	1	1		15	
		健康と運動Ⅱ	実技	1	1		30	
	ひとの可能性を考える	こころの科学	講義	2		2	30	
	ひとの権利を考える	暮らしの中の憲法	講義	2		2	30	教免必修
	ひとの生活を考える	キャリア形成Ⅱ	講義	1	1		15	
		地域交流実践	演習	1		1	30	
	学修の基礎力を培う	英語表現	演習	2	2		30	
		情報処理演習	演習	2		2	30	教免必修
		暮らしの中の数学	講義	2		2	30	
		キャリア形成Ⅰ	講義	1	1		15	
小計				17	6	11	285	
専門教育科目		保育原理	講義	2	2		30	
		教育原理	講義	2	2		30	
		子ども家庭福祉	講義	2		2	30	保育士必修
		社会福祉	講義	2		2	30	保育士必修
		子ども家庭支援論	講義	2		2	30	保育士必修
		社会的養護Ⅰ	講義	2		2	30	保育士必修
		保育者論	講義	2	2		30	
		保育・教育の心理学	講義	2	2		30	
		子ども家庭支援の心理学	講義	2		2	30	保育士必修
		子どもの理解と援助	演習	2	2		30	
		子どもの保健	講義	2		2	30	保育士必修
		子どもの食と栄養	演習	2		2	30	保育士必修
		教育課程の編成と評価	講義	2	2		30	
		保育内容　総論	演習	1	1		15	
		保育内容の指導法Ⅰ（健康･表現）	演習	2	2		30	
		保育内容の指導法Ⅱ（環境･人間関係）	演習	2	2		30	
		保育内容の指導法Ⅲ（言葉）	演習	1	1		15	
		子どもと音楽表現	演習	1	1		15	
		子どもと造形表現	演習	1	1		15	
		子どもと健康	演習	1	1		15	
		子どもと環境	演習	1	1		15	
		子どもと人間関係	演習	1	1		15	
		子どもと身体表現	演習	1	1		15	
		乳児保育Ⅰ	講義	2		2	30	保育士必修
		乳児保育Ⅱ	演習	1		1	15	保育士必修
		子どもの健康と安全	演習	1		1	15	保育士必修
		特別な支援を必要とする子どもの理解と方法	演習	2	2		30	

授業科目の区分等	授　業　科　目	授業形態	単位数			時間数	備　考
			開設単位	必修	選択		
専門教育科目	社会的養護Ⅱ	演習	1		1	15	保育士必修
	子育て支援	演習	1		1	30	保育士必修
	いのちと環境	演習	2		2	30	保育士選択
	保育・教育相談	講義	2		2	30	教免必修・保育士選択
	子どもの音楽Ⅰ	演習	2	2		30	
	子どもの音楽Ⅱ	演習	1		1	15	保育士選択
	子どもと運動遊び	演習	2	2		30	
	子どもと絵本	演習	1		1	15	保育士選択
	ことばと表現	演習	1		1	15	保育士選択
	生涯スポーツⅠ	演習	1		1	15	保育士選択
	生涯スポーツⅡ	演習	1		1	15	保育士選択
	子どもと造形表現論	講義	2		2	30	保育士選択
	幼児教育の方法	講義	2		2	30	教免必修・保育士選択
	幼児保育特講	演習	2		2	30	保育士選択
	教育実習指導	演習	1		1	30	教免必修
	教育実習	実習	4		4	180	教免必修
	保育実習指導Ⅰ	演習	2		2	60	保育士必修
	保育実習Ⅰ	実習	4		4	180	保育士必修
	保育実習指導Ⅱ	演習	1		1	15	保育士：Ⅱ又はⅢ選択必修
	保育実習Ⅱ	実習	2		2	90	
	保育実習指導Ⅲ	演習	1		1	15	
	保育実習Ⅲ	実習	2		2	90	
	保育・教職実践演習（幼稚園）	演習	2	2		30	
小　計			84	32	52	1,680	
研究演習	基礎ゼミナール	演習	2	2		60	
	応用ゼミナール	演習	2	2		60	
小　計			4	4	0	120	
合　計			105	42	63	2,085	

※幼児保育学科の卒業最低単位数　　必修４２単位　選択２０単位　計６２単位
　内、教養基礎科目　　必修６単位、選択科目の中から２科目以上４単位　計１０単位
　　専門教育科目・研究演習　　必修３６単位、選択１６単位、計５２単位
※保育士：必修及び選択必修を除く、保育士選択科目から２単位以上を選択

２）卒業の要件

卒業するためには、以下の要件を満たすことが必要である。

別表第４　卒業に必要な履修科目及び単位数

幼児保育学科

学科目区分	学科目数及び単位数
教養基礎科目	別表第１の当該欄の内、必修科目以外に２科目以上、合計１０単位以上
専門教育科目	別表第１の当該欄の内、必修科目以外に１６単位以上、合計４８単位以上
研究演習	別表第１に指定する４単位
合計	合計６２単位以上

３）教員の免許（幼稚園教諭２種免許）を得るための要件

幼稚園教諭の免許を取得するためには、上記の卒業要件を満たした上で、下記の要件を満たすことが必要である。

別表第３　教員の免許を得るための要件

学科目区分	学科目数及び単位数
教養基礎科目	別表第１の当該欄の内、必修単位及び教免必修単位を含む１０単位以上
専門教育科目	別表第１の当該欄の内、必修単位及び教免必修単位を含む４１単位以上
研究演習	別表第１に指定する４単位
合計	上記の指定を含め、６２単位以上

幼稚園教諭２種免許状に関する教科目　　松本短期大学

科目区分		各科目に含めることが必要な事項	単位数	左に対応して開設されている教科目	設置単位数		
					必修	選択	
						教免必修	選択
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康		子どもと健康	1		
		人間関係		子どもと人間関係	1		
		環境		子どもと環境	1		
		表現		子どもと音楽表現	1		
				子どもと造形表現	1		
				子どもと身体表現	1		
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			保育内容　総論	1		
				保育内容の指導法Ⅰ（健康・表現）	2		
				保育内容の指導法Ⅱ（環境･人間関係）	2		
				保育内容の指導法Ⅲ（言葉）	1		
小　　計			12	小　　計	12		
教育の基礎的理解に関する科目		・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育原理	2		
		・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。）		保育者論	2		
		・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		保育・教育の心理学	2		
		・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別な支援を必要とする子どもの理解と方法	2		
		・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程の編成と評価	2		
道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び教育相談に関する科目		・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		幼児教育の方法		2	
		・幼児理解の理論及び方法		子どもの理解と援助	2		
		・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		保育・教育相談		2	
教育実践に関する科目		教育実習		教育実習指導		1	
				教育実習		4	
		教職実践演習		保育・教職実践演習（幼稚園）	2		
小　　計			19以上	小　　計	23		
教育職員免許法施行規則第66の6に定める科目		日本国憲法		暮らしの中の憲法		2	
		体育		健康と運動Ⅰ	1		
				健康と運動Ⅱ	1		
		外国語コミュニケーション		英語表現	2		
		情報機器の操作		情報処理演習		2	
小　　計			8	小　　計	8		
合　　計			39以上	合　　計	43		

４）保育士資格を得るための要件

保育士資格を取得するためには、学則に定める幼児保育学科の所定単位数以上を必ず修得した上で、「松本短期大学保育士養成課程に関する細目」に規定する単位を修得しなければならない。

なお、保育士という名称を使用して業務を行うためには、都道府県に登録をしなければならない。卒業前に登録手続きの説明会を別途行うこととしている。

松本短期大学保育士養成課程に関する細目

（目的）

第１条　学則第２７条第２項に基づきこの細目を定める。

（所在）

第２条　本学は長野県松本市笹賀３１１８番地に位置する。

（修得単位数）

第３条　保育士資格取得のための最低必要修得単位数は別表のとおりである。

（保育実習）

第４条　幼児保育学科における保育実習は、関係法令の定めに基づき、以下のとおりとする。

⑴　保育実習指導Ⅰ　２単位　学内における実習指導とする。

⑵　保育実習指導Ⅱ　１単位　学内における実習指導とする。

⑶　保育実習指導Ⅲ　１単位　学内における実習指導とする。

⑷　保育実習Ⅰ　４単位　保育所における実習２単位及び収容施設等における実習２単位とする。

⑸　保育実習Ⅱ　２単位　保育所における実習を行うものとする。

⑹　保育実習Ⅲ　２単位　保育所以外の社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設で実習を行うものとする。

第５条　保育実習指導Ⅱ・保育実習Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ・保育実習Ⅲは、そのいずれか二科目を必ず履修するものとする。

第６条　保育士資格を取得するためには、本細目及び別表に定められた要件を充たすほか、本学学則別表第５に定められた卒業要件を充たすことが必要となる。

（履修の認定条件）

第７条　幼児保育学科においては、出席時間数が学則に定める時間数の３分の２に満たない者については、履修の認定及び認定試験の受験を認めない。

保育士資格に関する教科目

系列		教科目	左に対応して開設されている教科目		授業形態	時間数	単位数 必修	単位数 選択	最低必要修得単位数
告示による教科目	教養基礎科目	体育	健康と運動Ⅰ		講義	15	1		2単位
			健康と運動Ⅱ		実技	30	1		
		外国語	英語表現		演習	30	2		2単位
		その他	生命倫理		講義	30		2	6単位以上
			こころの科学		講義	30		2	
			暮らしの中の憲法		講義	30		2	
			キャリア形成Ⅰ		講義	15	1		
			キャリア形成Ⅱ		講義	15	1		
			暮らしの中の数学		講義	30		2	
			情報処理演習		演習	30		2	
			地域交流実践		演習	30		1	
		合計				285	6	11	
告示による教科目		保育の本質・目的に関する科目	保育原理	保育原理	講義	30	2		54単位
			教育原理	教育原理	講義	30	2		
			子ども家庭福祉	子ども家庭福祉	講義	30	2		
			社会福祉	社会福祉	講義	30	2		
			子ども家庭支援論	子ども家庭支援論	講義	30	2		
			社会的養護Ⅰ	社会的養護Ⅰ	講義	30	2		
			保育者論	保育者論	講義	30	2		
			小計			210	14		
		保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	保育・教育の心理学	講義	30	2		
			子ども家庭支援の心理学	子ども家庭支援の心理学	講義	30	2		
			子どもの理解と援助	子どもの理解と援助	演習	30	2		
			子どもの保健	子どもの保健	講義	30	2		
			子どもの食と栄養	子どもの食と栄養	演習	30	2		
			小計			150	10		
		保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	教育課程の編成と評価	講義	30	2		
			保育内容総論	保育内容　総論	演習	15	1		
			保育内容演習	保育内容の指導法Ⅰ（健康・表現）	演習	30	2		
				保育内容の指導法Ⅱ（環境・人間関係）	演習	30	2		
				保育内容の指導法Ⅲ（言葉）	演習	15	1		
			保育内容の理解と方法	子どもと音楽表現	演習	15	1		
				子どもと造形表現	演習	15	1		
				子どもと健康	演習	15	1		
				子どもと環境	演習	15	1		
				子どもと人間関係	演習	15	1		
				子どもと身体表現	演習	15	1		
			乳児保育Ⅰ	乳児保育Ⅰ	講義	30	2		
			乳児保育Ⅱ	乳児保育Ⅱ	演習	15	1		
			子どもの健康と安全	子どもの健康と安全	演習	15	1		
			障害児保育	特別な支援を必要とする子どもの理解と方法	演習	30	2		
			社会的養護Ⅱ	社会的養護Ⅱ	演習	15	1		
			子育て支援	子育て支援	演習	30	1		
			小計			345	22		
		保育実習	保育実習Ⅰ	保育実習Ⅰ	実習	180	4		
			保育実習指導Ⅰ	保育実習指導Ⅰ	演習	60	2		
		総合演習	保育実践演習	保育・教職実践演習（幼稚園）	演習	30	2		
		合計				975	54		
告示による教科目		保育の本質・目的に関する科目	保育に関する科目	いのちと環境	演習	30		2	必修4単位の他に、保育士選択科目から2単位以上計6単位以上
		保育の対象の理解に関する科目							
		保育の内容・方法に関する科目		保育・教育相談	講義	30		2	
				子どもの音楽Ⅰ	演習	30	2		
				子どもの音楽Ⅱ	演習	15		1	
				子どもと運動遊び	演習	30	2		
				子どもと絵本	演習	15		1	
				ことばと表現	演習	15		1	
				生涯スポーツⅠ	演習	15		1	
				生涯スポーツⅡ	演習	15		1	
				子どもと造形表現論	講義	30		2	
				幼児教育の方法	講義	30		2	
				幼児保育特講	演習	30		2	
		保育実習	保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ	保育実習Ⅱ	実習	90		2	Ⅱ又はⅢ選択必修
				保育実習Ⅲ	実習	90		2	
			保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ	保育実習指導Ⅱ	演習	15		1	
				保育実習指導Ⅲ	演習	15		1	
		合計				495	4	21	
保育士資格取得科目ではないが、学校独自の科目として開設されている教科目				教育実習指導	演習	30		1	必修科目4単位以上
				教育実習	実習	180		4	
				基礎ゼミナール	演習	60	2		
				応用ゼミナール	演習	60	2		
合計						2,085	68	37	77単位以上

５）社会福祉主事任用資格

幼児保育学科卒業要件を満たすことにより、社会福祉主事任用資格が取得できる。

社会福祉主事任用資格は、社会福祉法第 19 条に定める社会福祉の基礎的資格であり、福祉事務所における現業員・査察指導員・老人福祉指導主事・家庭児童福祉主事・家庭相談員・母子支援員（母子相談員）、各種相談所における知的障害者福祉司・身体障害者福祉司・児童福祉司、社会福祉施設における施設長・生活指導員等には、社会福祉主事任用資格が必要である。

社会福祉主事任用資格指定科目（１～５）のうち、３科目以上を履修することで任用資格となるので、本学の履修証明書または、成績証明書により、社会福祉主事任用資格の証明となる。

幼児保育学科教育課程において､社会福祉主事任用資格指定科目となるものは次のとおりである。

	科目名
1	子育て支援
2	社会福祉
3	子ども家庭福祉
4	保育原理
5	教育原理

Ⅳ．介護福祉学科の概要

介護福祉学科の教育理念と密接に関連するのが、介護福祉士養成教育をめぐる社会的背景である。以下、介護福祉学科の状況も踏まえながら説明しておく。

昨今の少子高齢化の加速的進行、核家族化及び単独世帯、高齢者世帯の増加、地域共同体の変容などの社会構造の変化に伴い、多くの社会問題が生じ、とりわけ介護問題が国民的課題としてクローズアップされてきた。わが国では、こうした状況に合わせて、社会福祉基礎構造改革が行われ、さらに平成12年度には介護保険制度が施行され25年が経過した。今や３人に１人が65歳以上の人という超高齢社会を迎え、要介護高齢者は増加している。人口減少社会の中、労働人口も減少し、限られた人材で質の高いサービスを提供することが求められている。介護福祉士養成校の国家試験の導入（平成28年から）や新カリキュラム（令和３年から）を経ることにより、尊厳と生きがいをもってその人らしい自立した生活が送れるような社会の構築が求められてきており、介護福祉士の社会的責務は、ますます大きくなっている。

そこで介護福祉士は、介護福祉の専門職として、尊厳を守り、人の心を共感的に理解でき、介護を必要とする人との信頼関係を築けること、生命や人権を尊重し、自立支援ができること、個別的な介護過程が展開できること、保健・医療・福祉従事者やその他の人々と連携・協働し地域での生活を支援できること、チーム内の介護職に指導や助言ができること、サービスが適切に提供されているかのマネジメントができることが強く求められている。

本学においては、平成５年に全国の大学・短期大学に先駆けて「介護福祉学科」を新設し、実務に従事する有能な介護福祉士を多数輩出するとともに、介護福祉学の確立に努め今日に至っている。

介護福祉学科では「その人のもつ可能性を最大限に引き出し、人としての権利と命を守り、その人らしい自立した生活を支えることができる福祉分野のケアスペシャリストとしての介護福祉士」を養成する。そのために、社会的期待に応えることができる専門的知識と技術をもち、介護を必要とする生活者の生活課題を多角的な視点からとらえ、生活の質・人生の質・生命の質（ＱＯＬ＝Quality of Life）を保障し、支援することができるようにする。同時に、人への深い関心と豊かな感性をもち、個人の尊厳を守り、信頼関係を築くことができる「人間教育」を行う。さらに、地域との教育連携を図り、あらゆる人々を対象とし、地域において多職種と連携・協働できる人材を養成する。

１．教育目標

介護福祉学科では、本学の建学の精神、教育理念、教育目標より、以下の教育目標を掲げている。

１．豊かな感性を備え、人への深い関心をもち、個人の尊厳を守り、信頼関係を築くことができる人間教育を行う。
２．社会的期待に応えることができるよう介護福祉の倫理のもと、介護福祉の専門的知識と技術を修得し、さまざまな課題を解決できる力を養う。
３．地域に開かれ地域に密着した教育を行い、広い視野に立って多職種との連携・協働を考えることのできる力を養う。

２．アドミッション・ポリシー AP（入学者受入れの方針）

本学は「豊かな人間性の涵養」と「ケアスペシャリストの育成」を教育理念としている。それに基づき、豊かな感性を備え人と関わり、専門的知識・技術を身につけて、地域社会に貢献できる学生を求める。

１） 介護福祉や社会福祉に関心を持ち、学ぶ意欲をもっている。
２） 人の立場になって考えることができる。
３） 人の話をよく聴き、自分の考えを伝えることができる。
４） 人とともに協力して活動に取り組むことができる。
５） 入学後の学修に必要な基礎学力がある。

３．ディプロマ・ポリシー DP（卒業認定・学位授与の方針）

本学科に２年以上在学し、本学の「建学の精神」「教育理念」「教育目標」に基づいて設定した学科の授業科目を履修し、規定する必要単位を修得した学生は、次の到達目標に達した人材であると認定し、「短期大学士」の学位を授与する。

１）温かいこころと豊かな感性を備え、人への深い関心をもち、個人の尊厳を守り、信頼関係を築くことができている。
２）介護を必要とする人の自立支援と、地域におけるその人らしい生活を支えることのできる専門的知識と技術を修得している。
３）根拠に基づいた介護過程の展開ができ、質の高い利用者本位のサービスを考えることができている。
４）常に問題意識をもち、介護実践の質的な向上や介護をめぐる課題について探求し、より良い介護を追求できている。
５）多職種や地域住民との連携・協働の必要性を理解できている。

４．カリキュラム・ポリシー CP（教育課程編成・実施の方針）

カリキュラムは、「教養科目」と領域「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」「医療的ケア」で編成し、これらを２年間に配当している。

「教養科目」は、専門職としての価値・知識・技術をもって成長し続ける力を養うための土台作りの科目として編成されている。特に豊かな人間性を育むこと、短期大学での学び方の基礎を身につけること、進路設計・進路選択を考えることを重視している。

領域「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」「医療的ケア」は、介護福祉士国家試験受験資格に関わる専門科目から構成されている。

1）「ディプロマ・ポリシー」に関連する科目構成と達成するための工夫

⑴ 感性や表現力を高め、豊かな人間性を培うため、人間の尊厳や発達、人間関係、コミュニケーションについて複数の科目で段階的・横断的に学ぶことができる科目構成としている。

⑵ 介護福祉に関する専門的知識・技術を身につけ、その人らしい生活や自立支援を図ることができる力を培うため、「教養科目」と領域「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」「医療的ケア」に属する各科目について相互に関連づけながら段階的に学ぶことができる科目構成としている。

⑶ 根拠に基づく利用者本位のサービスを検討するため、生活支援技術と介護過程と介護実習を中心に各科目で修得した知識・技術を統合して介護過程を展開する能力を段階的に培うことができる科目構成としている。

⑷ 探究心や課題解決力の基礎となる研究的態度を養うため、各科目で修得した専門的知識・技術や介護実習で得た学びを総合的に活用し、２年間の総まとめとして介護福祉研究に取り組む科目構成としている。

⑸ 地域における生活支援実践力を高められるよう、多職種との連携や地域の理解について複数の科目と介護実習で段階的・横断的に学ぶことができる科目構成としている。

2）「ディプロマ・ポリシー」と国が示す「求められる介護福祉士像」との関係

平成 29 年に出された報告書「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」の中で、労働人口が減少する中、限られた人材で、より質の高い介護福祉サービスを提供するために、介護福祉士は未経験者を含む介護職のグループの中でリーダーとしての活躍が期待され、求められる介護福祉士像が示された(図１　国が示す「求められる介護福祉士像」参照)。それを受け、「ディプロマ･ポリシー」と国が示す「求められる介護福祉士像」との関係性を示した（表１　「ディプロマ・ポリシー」と「求められる介護福祉士像」参照)。

求められる介護福祉士像
1．尊厳と自立を支えるケアを実践する。
2．専門職として自律的に介護過程の展開ができる。
3．身体的な支援だけでなく、心理的・社会的支援も展開できる。
4．介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応し、本人や家族等のエンパワメントを重視した支援ができる。
5．ＱＯＬ（生活の質）の維持・向上の視点を持って、介護予防からリハビリテーション、看取りまで、対象者の状態の変化に対応できる。
6．地域の中で、施設・在宅にかかわらず、本人が望む生活を支えることができる。
7．関連領域の基本的なことを理解し、多職種協働によるチームケアを実践する。
8．本人や家族、チームに対するコミュニケーションや、的確な記録・記述ができる。
9．制度を理解しつつ、地域や社会のニーズに対応できる。
10. 介護職の中で中核的な役割を担う。
＋
高い倫理性の保持

図１　国が示す「求められる介護福祉士像」

表１　介護福祉学科ディプロマ・ポリシー（DP）と「求められる介護福祉士像」

ディプロマ・ポリシー	求められる介護福祉士像			
⑴　温かいこころと豊かな感性を備え、人への深い関心をもち、個人の尊厳を守り、信頼関係を築くことができている。	高い倫理性の保持	1．尊厳と自立を支えるケアを実践する。		
⑵　介護を必要とする人の自立支援と、地域におけるその人らしい生活を支えることのできる専門的知識と技術を修得している。		3．身体的な支援だけでなく、心理的・社会的支援も展開できる。	5．QOL（生活の質）の維持・向上の視点をもって、介護予防からリハビリテーション、看取りまで、対象者の状態の変化に対応できる。	8．本人や家族、チームに対するコミュニケーションや、的確な記録・記述ができる。
⑶　根拠に基づいた介護過程の展開ができ、質の高い利用者本位のサービスを考えることができている。		2．専門職として自律的に介護過程の展開ができる。	4．介護ニーズの複雑化・多様化･高度化に対応し、本人や家族等のエンパワメントを重視した支援ができる。	6．地域の中で、施設・在宅にかかわらず、本人の望む生活を支えることができる。
⑷　常に問題意識をもち、介護実践の質的な向上や介護をめぐる課題について探求し、より良い介護を追求できている。		9．制度を理解しつつ、地域や社会のニーズに対応できる。	10. 介護職の中で中核的な役割を担う。	
⑸　多職種や地域住民との連携・協働の必要性を理解できている。		7．関連領域の基本的なことを理解し、多職種協働によるチームケアを実践する。		

３）教育目標「５つの柱」のねらいと科目

本学の教育における５つの柱「ひとの命と健康を考える」「ひとの可能性を考える」「ひとの生活を考える」「ひとの権利を考える」「学修の基礎力を培う」は、共通の基礎としての豊かな人間性を培い、本学の教育理念である「命･可能性･権利を保障し、その人らしい生活を支えるケアスペシャリストを育成」することを目標としている。

表２　教育の「５つの柱」のねらい

５つの柱	ねらい
ひとの命と健康を考える	人の生命の根本について考え、人のからだのしくみと働きを理解し、健康的な生活をおくるための、基礎理論と実践を学び、生命の尊厳を理解する豊かな人間性をもった人材の養成を目指す教育を行う。
ひとの可能性を考える	人のこころと行動の基礎を学び、様々な表現方法を使ってのコミュニケーション能力を高め、豊かな人間関係を築くことができる人材の養成を目指す教育を行う。
ひとの生活を考える	人と環境の共生の視点を養い、地域を構成する一員として、地域の暮らし、文化、歴史から人の生活を学び、地域社会の発展に貢献できる人材の養成を目指す教育を行う。
ひとの権利を考える	保険医療福祉の基本理念である人権保障や日常生活上必要な法律を学び、現代社会に対する理解を深め、的確に対応できる判断力を備えた人材の養成を目指す教育を行う。
学修の基礎力を培う	学修の基礎と技術を習得し、社会生活に活かすことができる基礎教育を行う。

４）学んだ知識・技術を統合して発展できる「介護実習」を重視

介護福祉士養成教育において､介護実習の意義と役割は大きい。介護実習は学内の「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」「医療的ケア」の講義や演習で学んだ知識の統合を図り、利用者との人間的な関わりを通して自らの介護観を形成し、利用者のニーズや日常生活上の課題に沿った支援の方法を学び、技術を身につけていくものである。そのために実習をいかに充実したものにしていくかが重要になる。

実習に臨むにあたっての準備が介護総合演習のなかで行われ、さらには実習終了後の学びをまとめ、報告することができるように事後指導を行う。介護総合演習を担当する教員を中心に教員間の連携を図り、統一した指導が出来るように配慮している。また、事前・事後指導においてグループワークを取り入れることにより、学生自身が実習事業所・施設について多面的な理解ができ、また相互にアドバイスをすることにより、幅広い視野に立つことができる。

介護福祉の実践に基づく介護福祉学の研究能力の育成としては、介護総合実習で受けもった利用者との関わりを、事例研究や介護研究としてまとめることになっている。この研究発表会は実習施設の指導者を交えて意見交換ができるようにしてある。

５）全体模試・グループ学習・個別指導により知識の定着を図り、国家試験合格を目指す

国家試験受験までの知識定着の流れは、介護福祉学科における重層的な国家試験対策のイメージを示したものである。介護福祉士国家資格取得への支援として、各科目での試験対策はもちろんのこと、キャリアデザイン入門において、１年次から計画的に国家試験合格に向けての実力が養えるように工夫してある。

キャリアデザイン入門、キャリアデザインⅠ・Ⅱでは、まず、全体で導入試験を行い、国家試験のレベルや内容を確認するとともに、自分の苦手な分野を把握する。次に、「人間と社会」「介護」

「こころとからだのしくみ」「医療的ケア」の領域別に、①教員による傾向と対策の講義→②学生同士によるグループ学習→③領域別試験を実施し、知識の定着と向上を図る。続くキャリアデザインⅢでは、①模擬試験→②採点→③解説を繰り返しながら、できる限り多くの問題を解き、国家試験に向けて準備していく。加えて、各チューターを通して個別指導する体制を整えるなど、重層的な国家試験対策を行うことで、合格するための確実な力を身につける。（図２「国家試験受験までの知識定着の流れ」参照）また、学生は、「介護福祉士への道－介護福祉士国家試験合格に向けた活用手引き」を活用し、自己の学修内容を記録することにより、自分自身の学びの状況を把握し今後の計画を自主的に立てていく。

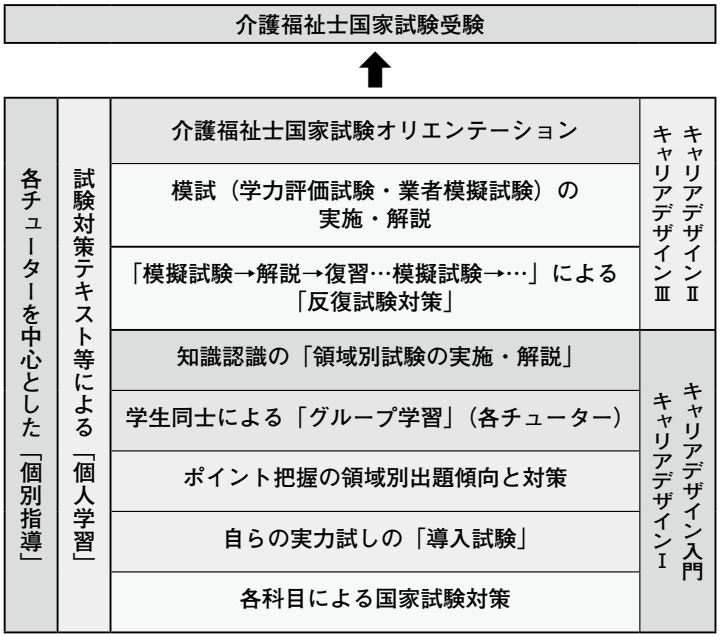

図２　国家試験受験までの知識定着の流れ

６）教員のきめ細かな指導

介護福祉学科では、１年次から初年度教育Ⅰ・Ⅱや地域生活と文化、地域交流演習を通して、少人数体制で教員のきめ細かい指導と介護の対象者を理解するための体験学習や交流などを行っている。２年次には、学園祭などの企画・運営に関わり、チームの一員としての役割を担い、１年生をリードして交流を図っている。

また、対人援助職として豊かなコミュニケーション能力と利用者の気持ちに寄り添った介護ができる力を身につけるため、地域交流演習などの活動を通して、学生の人間的成長を支えることを学科として重点的に取り組んでいる。介護福祉士としてより良いケアをするために、高齢者・障がい者のみならず家族などとの信頼関係を築くことと、チームケアの一員として職員間の人間関係づくりも重要であることから、学生間の人間関係づくりを基盤において早い時期から仲間づくりができるように配慮している。

特に１年次の地域生活と文化、地域交流演習では、生活経験を豊かにするとともに人間関係形成能力の向上を目指して、仲間づくり、他者理解・自己理解のグループワーク、地域の高齢者との交

流、郷土食づくり、花壇づくり、ボランティアなどの活動に取り組んでいる。

チューターを中心とした小グループは、入学から卒業までの基礎集団となる。学生はそれぞれのチューター担当教員による個別面談を通して学習や生活全般についての相談や、きめ細かな指導を受けることができる。

7）学習成果と「学びの軌跡」システム

本学では、学科ごとにディプロマ・ポリシー（ＤＰ）に応じた学習成果を定めている。その上で学習成果の獲得状況を測定・評価し、フィードバックする仕組みとして、冊子「学びの軌跡」を活用した「学生全員面談」を各学期終了後に実施している。この「学びの軌跡」システムでは、①各学科のディプロマ・ポリシー（ＤＰ）や学習成果を意識すること、②学期ごとにGPAと自己評価に基づき自らの学習成果の獲得状況を把握すること、③チューター担当教員との面談を通して、今後の取り組み課題を明らかにすること等を主な目的としている。

表３　介護福祉学科ディプロマ・ポリシー（ＤＰ）と学習成果の関係

	ディプロマ・ポリシー	学習成果
1	温かいこころと豊かな感性を備え、人への深い関心もち､個人の尊厳を守り、信頼関係を築くことができている。	1）豊かな感性と表現力を備え、相手にもわかりやすく伝えることができる。 2）相手の立場になって考え、円滑な人間関係の形成につながるコミュニケーション能力を身につける。
2	介護を必要とする人の自立支援と、地域におけるその人らしい生活を支えることのできる専門的知識と技術を修得している。	3）その人らしい生活や自立支援を多面的に検討するため、幅広い教養に加え、介護福祉に関する専門的知識を身につける。 4）その人らしい生活や自立支援につなげるため、介護福祉に関する専門的技術を身につける。
3	根拠に基づいた介護過程の展開ができ、質の高い利用者本位のサービスを考えることができている。	5）根拠に基づいたサービスを検討するため、介護過程に関する知識を身につける。 6）利用者本位のサービスにつなげるため、介護過程を実際に展開することができる。
4	常に問題意識をもち、介護実践の質的な向上や介護をめぐる課題について探求し､より良い介護を追求できている。	7）自らの問題意識に基づき課題を設定する中で探求心を養うことができる。 8）課題の解決に向けて、適切な方法で取り組み、その結果を考察する過程を通して、課題解決力の基礎となる研究的態度を身につける。
5	多職種や地域住民との連携・協働の必要性を理解できている。	9）授業や介護実習を通して多職種連携・協働を理解し、チームワークを発揮できる能力を身につける。 10）地域の人々との交流を通して地域の文化・歴史を把握し、地域に貢献する意義を理解することができる。

8）学修支援

「学びの軌跡」システム等を通して、学生は半期ごとにチューター担当教員との個別面談をする。なかでも、GPA2.0 未満の学生または授業に（遅刻・欠席が多く）集中していない学生は以下のように学修支援・生活支援を受ける。

⑴ チューター担当教員による個人面談を受け、学期を振り返る。

⑵ 振り返りシートを記入し自身を客観的に見つめる機会を設ける。

⑶ 本人・チューター担当教員・学科長の三者面談を行う。

⑷ 問題点を明確にし、学科・学生部・家族との連携を密にし改善策を考える。

⑸ 自分自身の目標を設定し、それに向けての努力度・達成度について月に１回程度チューター担当教員と面談する。また専任教員により、科目に関する個別指導を受ける。

５．カリキュラムマップ

1）松本短期大学の「５つの柱」と「介護福祉学科ディプロマ・ポリシー（ＤＰ）」との関係

「介護福祉学科ディプロマ･ポリシー（ＤＰ）」を達成するために２学科共通の枠組みである「５つの柱」を土台とし、全科目を構成している。また、これらの統合である「介護実習」で、実践的で貴重な学びへとつながるようにしている（図３　カリキュラムマップ参照）。

カリキュラムマップ

卒業認定・学位授与の方針（DP）	1．温かいこころと豊かな感性を備え、人への深い関心をもち、個人の尊厳を守り、信頼関係を築くことができている。	2．介護を必要とする人の自立支援と、地域におけるその人らしい生活を支えることのできる専門的知識と技術を修得している。	3．根拠に基づいた介護過程の展開ができ、質の高い利用者本位のサービスを考えることができている。	4．常に問題意識をもち、介護実践の質的な向上や介護をめぐる課題について探求し、より良い介護を追求できている。	5．多職種や地域住民との連携・協働の必要性を理解できている。
学習成果	1）豊かな感性と表現力を備え、相手にもわかりやすく伝えることができる。 2）相手の立場になって考え、円滑な人間関係の形成につながるコミュニケーション能力を身につける。	3）その人らしい生活や自立支援を多面的に検討するため、幅広い教養に加え、介護福祉に関する専門的知識を身につける。 4）その人らしい生活や自立支援につなげるため、介護福祉に関する専門的技術を身につける。	5）根拠に基づいたサービスを検討するため、介護過程に関する知識を身につける。 6）利用者本位のサービスにつなげるため、介護過程を実際に展開することができる。	7）自らの問題意識に基づき課題を設定する中で探求心を養うことができる。 8）課題の解決に向けて、適切な方法で取り組み、その結果を考察する過程を通して、課題解決力の基礎となる研究的態度を身につける。	9）授業や介護実習を通して多職種連携・協働を理解し、チームワークを発揮できる能力を身につける。 10）地域の人々との交流を通して地域の文化・歴史を把握し、地域に貢献する意義を理解することができる

卒業

2年次履修	後期	□介護総合演習Ⅳ			
		◎人間の尊厳と自立 □人間関係とコミュニケーションⅡ △人間の発達と心理的支援	△キャリアデザインⅢ □生活支援技術Ⅵ ◎障害の理解Ⅱ ○医療的ケアⅢ ○医療的ケアⅣ	□介護過程Ⅲ □介護過程Ⅳ	◎社会保障と人間の生活	◎介護の基本Ⅳ
	前期	□介護総合実習				
		□介護総合演習Ⅲ				
		△キャリアデザインⅠ ○生活支援技術Ⅴ	△キャリアデザインⅡ ◇介護の基本Ⅲ □コミュニケーション技術Ⅱ □福祉住環境と生活支援 ○障害の理解Ⅰ ○医療的ケアⅠ	□介護過程Ⅱ □認知症の理解Ⅱ	◎社会保障論Ⅱ ○医療的ケアⅡ	
1年次履修	後期	□個別援助実習				
		□地域介護実習				□地域介護実習
			□介護総合演習Ⅱ			□介護総合演習Ⅱ
		△初年度教育Ⅱ △キャリアデザイン入門	◇介護の基本Ⅱ □生活支援技術Ⅲ □生活支援技術Ⅳ ◇家政の生活支援Ⅱ ○発達と老化の理解Ⅱ ○認知症の理解Ⅰ ○こころとからだのしくみⅡ-1 ○こころとからだのしくみⅡ-2	□介護過程Ⅰ	◎介護福祉論Ⅱ ◎社会保障論Ⅰ	◇地域交流演習
	前期	◇介護基礎実習		□介護過程総論	◎現代社会と福祉	◇介護基礎実習
		◇介護導入実習				◇介護導入実習
		□介護総合演習Ⅰ				□介護総合演習Ⅰ
		△初年度教育Ⅰ □人間関係とコミュニケーションⅠ ◇介護福祉論Ⅰ □介護の基本Ⅰ	◇コミュニケーション技術Ⅰ ◇生活支援技術の基本 □生活支援技術Ⅰ □生活支援技術Ⅱ ◇家政の生活支援Ⅰ ○発達と老化の理解Ⅰ ○こころとからだのしくみⅠ-1 ○こころとからだのしくみⅠ-2			◇地域生活と文化

入学

○ひとの命と健康を考える　□ひとの可能性を考える　◇ひとの生活を考える　◎ひとの権利を考える　△学修の基礎力を培う

入学者受入れの方針（AP）	(1)介護福祉や社会福祉に関心をもち、学ぶ意欲をもっている。　(2)人の立場になって考えることができる。 (3)人の話をよく聴き、自分の考えを伝えることができる。　(4)人とともに協力して活動に取り組むことができる。 (5)入学後の学修に必要な基礎学力がある。

図3　カリキュラムマップ

2）各科目の「到達目標」と「学習成果」との関係

「ディプロマ・ポリシー（ＤＰ）」を達成するために各科目の「到達目標」を明記し、より具体的なものとしている（表３　各科目の「到達目標」と「ディプロマ・ポリシー（ＤＰ）」参照)。

表４　各科目の「到達目標」と「学習成果」

授業科目名	授業科目の到達目標	◎＝特に重要な事項 ○＝重要な事項				
		ＤＰ				
		1	2	3	4	5
		学習成果				
		1） 2）	3） 4）	5） 6）	7） 8）	9） 10）
地域生活と文化	1．笹賀地区の歴史と文化について説明できる。 2．高齢者の生活を理解し、高齢者にあったアクティビティ・サービス計画を考えることができる 3．信州の自然環境と生活の関わりについて説明できる。					◎
初年度教育Ⅰ	1．聞く力・書く力・話す力・伝える力をつけ、短期大学での学び方の基礎が身につき行動することができる。 2．人との関係づくりとして話す力、伝える力、協力する力等を身につけ、松本短期大学での学習の基礎力が身につき行動することができる。	◎				
初年度教育Ⅱ	1．様々な種類の情報源の中から必要な情報にアクセスし、その情報を正しく評価でき、活用することができる。 2．得られた情報をつなげ、課題レポートにして自己の意見を考え述べることができる。 3．取り組んだ課題について、他者に伝えることができる。	◎				
キャリアデザイン入門	1．学生と社会人の違いを理解し、働くことの意味について述べることができる。	◎	○			
	2．就職活動に必要な知識・技術（マナー等を含む）を身につけ行動することができる。	◎	○			
	3．将来を見据え、自分自身の進路選択・進路設計を考え述べることができる。	◎	○			
キャリアデザインⅠ	1．社会的･職業的な自立に向けて必要となる就職に関するスキル(雇用･面接等の知識･技術)を身につけ行動することができる。	◎	○			
	2．社会的・職業的な自立に向けて必要となるコミュニケーションの知識・技術を理解し、行動することができる。	◎	○			
キャリアデザインⅡ	1．介護福祉士にとって必要となる知識・技術の全体像を説明することができる。		◎			
	2．介護福祉士にとって必要となる知識・技術に関する問題を解き、正答を導き出すことができる。		◎			
キャリアデザインⅢ	1．介護福祉士にとって必要となる知識・技術の全体像を説明することができる。		◎			
	2．介護福祉士にとって必要となる知識・技術に関する問題を解き、正答を導き出すことができる。		◎			
人間の尊厳と自立	1．人権思想・福祉理念の歴史的変遷を理解し、人間の尊厳・人権尊重及び権利擁護の考え方を説明できる。	◎				
	2．人間にとっての自立の意味と本人主体の観点から、尊厳の保持や自己決定の考え方を説明できる。	◎				
人間関係とコミュニケーションⅠ	1．対人援助に必要な人間の関係性を理解し、関係形成に必要なコミュニケーションの基礎的な知識を習得し、活用することができる。	◎	○			
人間関係とコミュニケーションⅡ	1．介護の質を高めるために必要なチームマネジメントの基礎的な知識を理解し説明できる。	◎	○			
現代社会と福祉	1．個人の暮らしが家族、地域、社会との関連で成り立っていることを説明できる。				◎	
	2．わが国の社会保障の基本的考え方、しくみについて説明できる。				◎	
	3．地域共生社会や地域包括システムの基本的な考え方を説明できる。				◎	
社会保障論Ⅰ	1．社会保障制度の体系と社会保険について説明できる。				◎	
	2．基本的な介護保険のしくみが説明できる。				◎	
社会保障論Ⅱ	1．医療保険、年金保険、労働保険のしくみについて説明できる。				◎	
	2．障害者福祉制度について目的としくみについて説明できる。				◎	
社会保障と人間の生活	1．高齢者・障害者等の権利擁護の視点から、介護実践に関連する制度の目的としくみについて説明できる。				◎	
人間の発達と心理的支援	1．生涯発達の視点から人の発達の基礎を理解できる。	◎	○			
	2．こころの機能を様々な視点から理解し、自己理解や他者理解に役立てることができる。	◎	○			
	3．さまざまな心理的な支援方法について理解できる。	◎	○			
地域交流演習	1．地域福祉活動の企画実践を通して、多職種や地域の人々との連携の必要性を説明できる。 2．さまざまな地域福祉活動の中での介護福祉士の役割を説明できる。					◎
介護福祉論Ⅰ	1．尊厳を保持し自立を支援するという介護福祉の基本理念を説明することができる。	◎				
	2．専門職としての倫理や使命を理解し、説明することができる。	◎				
介護福祉論Ⅱ	1．地域や施設・在宅など生活の場の多様性と介護福祉士の果たす役割について説明することができる。				◎	
	2．対象となる人の生活ニーズにあわせた社会資源について説明することができる。				◎	
	3．災害時の介護福祉士の役割と機能について説明することができる。				◎	
介護の基本Ⅰ	1．介護を必要とする人の生活の個別性、多様性、社会とのかかわりを説明できる。	◎				
介護の基本Ⅱ	1．対象者の持てる力を把握した支援と自立への環境整備の方法が説明できる。		◎			
介護の基本Ⅲ	1．リスクマネジメントの必要性を説明できる。		◎			
	2．介護実践の場において、危険予知及び危険回避がわかる。		◎			
	3．介護従事者の安全を守る方策や、求められる健康管理について説明できる。		◎			

授業科目名	授業科目の到達目標	◎＝特に重要な事項 ○＝重要な事項 DP 1	2	3	4	5
		学習成果 1）2）	3）4）	5）6）	7）8）	9）10）
介護の基本Ⅳ	1．対象となる人のニーズにあわせた社会資源について説明できる。					◎
	2．介護を必要とする人の地域を基盤とした生活を支えるしくみについて説明できる。					◎
コミュニケーション技術Ⅰ	1．介護を必要とする人の理解や援助関係におけるコミュニケーションについて学ぶとともに、基本的な技法を模倣し記述できる。		◎			○
コミュニケーション技術Ⅱ	1．障害の特性に応じたコミュニケーション方法が活用できる。		◎			○
	2．家族やチームにおけるコミュニケーションの特性を理解し、適切なコミュニケーションが図れる。		◎			○
生活支援技術の基本	1．自立に向けた生活支援の基本となる知識や技術を修得し、利用者の寝床環境を整える技術を修得し、実習・演習で実施できる。		◎	○		
	2．利用者の状態や環境に応じた福祉用具の意義を理解し使い方がわかる。		◎	○		
生活支援技術Ⅰ	1．自立に向けた移動に関する知識・技術を修得し、学生同士で実施できる。		◎			
生活支援技術Ⅱ	1．自立に向けた身じたくの介護に関する知識と技術を修得できる。		◎			
生活支援技術Ⅲ	1．自立に向けた入浴・清潔保持の介護に関する知識と技術を修得できる。		◎			
生活支援技術Ⅳ	1．自立に向けた食事と排泄の介護に関する知識と技術を修得し、実習や演習で実施できる。		◎			
生活支援技術Ⅴ	1．自立に向けた休息・睡眠及び人生の最終段階における介護に関する知識と技術を実施できる。	◎	○			
生活支援技術Ⅵ	1．利用者の疾病、障害に応じた介護の知識、技術を修得し、介護福祉の視点から自立に向けた介護を学び、説明することができる。		◎			
家政の生活支援Ⅰ	1．自立に向けた家事の介護に関する知識と技術を修得し、日々の生活や演習で実施できる。		◎			
家政の生活支援Ⅱ	1．利用者の心身の状況に応じた食品選択及び食事形態を判断できる。また、実践につながる調理技術と食事介助の留意点の説明ができる。		◎			
福祉住環境と生活支援	1．高齢者や障害者等に配慮した居住環境や生活環境について説明できる。		◎			○
	2．事例を通じて、福祉住環境整備の実際を記述できる。		◎			○
	3．福祉用具や自助具の意義と活用について記述できる。		◎			○
介護過程総論	1．介護過程の意義・目的を理解できる。		○	◎		
	2．介護過程を展開するための一連のプロセスを理解し、記述できる。		○	◎		
	3．ＩＣＦ（国際生活機能分類）と介護過程の関連を理解し、記述できる。		○	◎		
介護過程Ⅰ	1．介護過程の展開方法を理解できる。			◎		
	2．個別の事例を通じて、介護過程とチームアプローチの関係について理解できる。			◎		
	3．主として運動機能障害のある利用者の事例を通して、実際に介護過程を展開できる。			◎		
介護過程Ⅱ	1．介護過程の展開方法について説明できる。			◎		
	2．個別の事例を通じて、介護過程とチームアプローチの関係について理解できる。			◎		
	3．主として感覚機能障害のある利用者の事例を通して、実際に介護過程を展開できる。			◎		
介護過程Ⅲ	1．介護過程の展開方法について説明できる。			◎		
	2．個別の事例を通じて、介護過程とチームアプローチの関係について理解できる。			◎		
	3．主として認知症のある利用者の事例を通して、実際に介護過程を展開できる。			◎		
介護過程Ⅳ	1．介護過程とケアマネジメントの相違と関係性を説明できる。			◎		○
	2．介護福祉職チームと多職種連携・協働について説明できる。			◎		○
	3．地域連携の事例を通じて、介護過程とチームアプローチ、地域の社会資源の活用方法について説明できる。			◎		○
介護総合演習Ⅰ	1．実習に関する基礎知識を身につけると共に、実習に対する意識を高め準備することができる。	◎	○			
	2．事後学習を行うことで、実習を振り返り、報告会で学びを共有することができる。	○	◎			
介護総合演習Ⅱ	1．各領域で学んだ知識を統合し、実習に関する基礎知識を学び、実習の準備ができる。		◎	○		
	2．事後学習を行うことで、実習を振り返り、報告会で学びを共有できる。		◎	○		○
介護総合演習Ⅲ	1．個別援助実習の事例報告が発表できる。		○	○	◎	○
	2．介護総合実習の目的・内容を理解し、実習の準備ができる。		○	◎	○	
	3．アクティビティ・サービス計画を立て実施することができる。	○	◎	○	○	○
介護総合演習Ⅳ	1．介護総合実習での学びから課題を追求し介護福祉・事例研究を行うことができる。		○	○	◎	○
	2．実習の成果を考察し、発表することができる。		○	○	◎	○
	3．これまでの実習等から自分の介護観をもち、自分の言葉で伝えることができる。	○	○	○	◎	○
介護導入実習	1．様々な介護現場において利用者や家族とコミュニケーションを行い、地域における利用者の生活を理解し、記録できる。	◎	○			
	2．多職種協働の実践の中で介護福祉士の役割を理解し、記録できる。		○			◎
介護基礎実習	1．生活支援を行うための基礎的な知識と技術を学び、記録できる。	○	◎			
	2．施設と地域の関わりについて学び、記録できる。		○			◎
	3．多職種協働の実践の中で介護福祉士の役割を理解し、記録できる。		○			◎
地域介護実習	1．利用者の地域での暮らしにふれ、地域での生活を支える事業所の役割を理解し、記録できる。	◎	○			○
	2．利用者の生活環境や個別性を理解し、その人らしいより良い生活について考え、記録できる。	○	◎			
	3．地域における利用者の生活を支えるための多職種協働やチームケアを体験的に学び、その重要性を理解し、記録できる。		○			◎

授業科目名	授業科目の到達目標	◎＝特に重要な事項 ○＝重要な事項				
		ＤＰ				
		1	2	3	4	5
		学習成果				
		1） 2）	3） 4）	5） 6）	7） 8）	9） 10）
個別援助実習	1．介護過程を展開し、利用者の望む生活支援を総合的に考え記録できる。	○	○	◎	○	○
	2．利用者の個別理解を深め、適切な生活支援を実施し、記録できる。	○	◎	○	○	○
	3．利用者本位のサービスを提供するため多職種とのチームケアの必要性を理解し、記録できる。	○	○	○	○	◎
	4．利用者の生活を地域との関わりから考え、地域で生活するという視点を理解し、記録できる。	○	◎	○	○	○
	5．地域社会における施設の役割を理解し、記録できる。		○	○	○	◎
介護総合実習	1．利用者の個別理解を深め、利用者の望む生活の実現に向けて介護過程を実践し、記録できる。	○	○	◎	○	○
	2．利用者や生活の場に応じた生活支援を各領域で学んだ知識と技術を統合して実践し、記録できる。	○	◎	○	○	○
	3．利用者本位のサービスを提供するため介護福祉士の役割を理解した上で多職種との協働を実践的に学び、記録する。	○	○	○	○	◎
	4．利用者の生活を地域との関わりから考え、地域における生活支援という視点で援助し、記録できる。	○	◎	○	○	○
	5．地域社会における施設の役割を理解し、記録できる。		○	○	○	◎
こころとからだのしくみⅠ-1	1．人体の構造と機能について記述できる。		◎			
	2．移動に関連したこころとからだのしくみについて理解し、記述できる。		◎			
	3．移動に関連した機能低下や障害が身体に及ぼす影響について理解し、記述できる。		◎			
こころとからだのしくみⅠ-2	1．こころのしくみについて理解し、説明することができる。		◎			
	2．こころについて考え、こころと行動のつながりについて理解し、説明することができる。		◎			
	3．身じたくに関連したこころとからだのしくみについて理解し、説明することができる。		◎			
	4．身じたくに関連した機能低下や障害が身体に及ぼす影響について理解し、説明することができる。		◎			
こころとからだのしくみⅡ-1	1．食事・排泄に関連したこころとからだのしくみについて記述できる。		◎			
	2．食事・排泄に関連した機能低下や障害が身体に及ぼす影響について記述できる。		◎			
こころとからだのしくみⅡ-2	1．入浴・清潔保持、休息・睡眠に関連したこころとからだのしくみについて記述できる。		◎			
	2．入浴・清潔保持、休息・睡眠に関連した機能低下や障害が身体に及ぼす影響について記述できる。		◎			
	3．人生の最終段階におけるこころとからだのしくみと、生活支援を行う上で必要となる基礎的な知識を理解できる。		◎			
発達と老化の理解Ⅰ	1．人間の成長と発達の基礎的な理解し、記述することができる。		◎			
	2．老化に伴うからだの変化と生活について理解し、記述することができる。		◎			
発達と老化の理解Ⅱ	1．人間の成長と発達の基礎的な理解し、説明することができる。		◎			
	2．ライフサイクルの各期における心理的・社会的な特徴と発達課題について理解し、説明することができる。		◎			
	3．老化に伴うこころの変化と生活について理解し、説明することができる。		◎			
認知症の理解Ⅰ	1．認知症の取り巻く状況として、認知症の歴史や理念、行政の方針と施策を含む社会的環境等について記述できる。		◎			
	2．認知症の医学的・心理的な基礎的知識について記述できる。		◎			
	3．認知症のある人の心理や医学的、社会的側面に関する基礎的知識が記述できる。		◎			
認知症の理解Ⅱ	1．認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活への影響を記述できる。			◎		○
	2．認知症の人の生活・家族・地域や社会への関わりへの影響より、その人の認知症ケアを考え記述することができる。			◎		○
	3．認知症の人や家族に対する地域でのサポート体制や多職種連携と協働について学ぶことができる。			◎		○
障害の理解Ⅰ	1．障害者福祉の基本理解ができ、述べることができる。		◎			
	2．身体障害（肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、内部障害）の医学的・心理的・社会的状況など基礎的な理解と生活と障害の特性に応じた支援を理解し、述べることができる。		◎			○
障害の理解Ⅱ	1．精神障害、発達障害、知的障害、難病等がある人の医学的・心理的・社会的状況など基礎的な理解と生活と障害の特性に応じた支援を理解でき、述べることができる。		◎			○
	2．障害者の生活支援のための多職種連携と協働の重要性について理解し、述べることができる。		◎			○
医療的ケアⅠ	1．介護職の医療的ケア実施の導入の経緯、制度等を記述できる。		◎		○	
	2．安全な療養生活ができるように、個人の尊厳を守り感染予防等の医療的ケアの基礎知識について記述できる。		◎		○	
医療的ケアⅡ	1．喀痰吸引の根拠に基づく知識を深め、予防的ケアや適切なケア方法を理解し、述べることができる。				◎	
	2．喀痰吸引の根拠のある知識を基に、安全な実施手順を理解し、述べることができる。				◎	
医療的ケアⅢ	1．経管栄養の根拠に基づく知識を深め、適切なケア方法が記述できる。		◎			
	2．経管栄養の根拠のある知識を基に、安全な実施手順を記述できる。		◎			
医療的ケアⅣ	1．喀痰吸引（口腔・鼻腔・気管カニューレ内部の吸引）の演習評価基準に達し適切な援助ができる。		◎			
	2．経管栄養（胃ろう・経鼻経管栄養）の演習評価基準に達し、適切な援助ができる。		◎			

６．教育課程と資格の取得及び卒業要件

１）教育課程

介護福祉学科の教育課程は、学則第 17 条に定める「別表第２」のとおり構成されている。この「別表第２」に規定された授業科目を卒業要件および介護福祉士国家試験受験資格取得要件に基づいて２年間のなかで履修していくことになる。表５に「別表第２」を示す。

表５　松本短期大学介護福祉学科教育課程（別表第２）

領域	授業科目の区分等	５つの柱	授業科目	授業形態	単位数					時間数	備考
					開設	卒業		介護福祉士			
					単位	必修	選択	必修	選択		
教養科目		ひとの生活を考える	地域生活と文化	講義	2	2		2		30	
		学修の基礎力を培う	初年度教育Ⅰ	演習	1	1		1		30	
			初年度教育Ⅱ	演習	1	1		1		30	
			キャリアデザイン入門	演習	1	1		1		30	
			キャリアデザインⅠ	演習	1		1		1	30	
			キャリアデザインⅡ	演習	1		1		1	30	
			キャリアデザインⅢ	演習	1		1		1	30	
小　　計					8	5	3	5	3	210	
人間と社会	人間の尊厳と自立	ひとの権利を考える	人間の尊厳と自立	講義	2	2		2		30	
	人間関係とコミュニケーション	ひとの可能性を考える	人間関係とコミュニケーションⅠ	演習	1	1		1		30	
			人間関係とコミュニケーションⅡ	演習	1	1		1		30	
	社会の理解	ひとの権利を考える	現代社会と福祉	講義	2	2		2		30	
			社会保障論Ⅰ	講義	2	2		2		30	
			社会保障論Ⅱ	講義	2	2		2		30	
			社会保障と人間の生活	演習	1	1		1		30	
	人と社会に関する科目	学修の基礎力を培う	人間の発達と心理的支援	講義	2	2		2		30	
		ひとの生活を考える	地域交流演習	演習	1	1		1		30	
小　　計					14	14	0	14	0	270	
介護	介護の基本	ひとの生活を考える	介護福祉論Ⅰ	講義	2	2		2		30	
		ひとの権利を考える	介護福祉論Ⅱ	演習	1	1		1		30	
		ひとの可能性を考える	介護の基本Ⅰ	講義	2	2		2		30	
		ひとの生活を考える	介護の基本Ⅱ	演習	1	1		1		30	
			介護の基本Ⅲ	演習	1	1		1		30	
		ひとの可能性を考える	介護の基本Ⅳ	講義	2	2		2		30	
	コミュニケーション技術	ひとの生活を考える	コミュニケーション技術Ⅰ	演習	1	1		1		30	
		ひとの可能性を考える	コミュニケーション技術Ⅱ	演習	1	1		1		30	
	生活支援技術	ひとの生活を考える	生活支援技術の基本	演習	1	1		1		30	
		ひとの可能性を考える	生活支援技術Ⅰ	演習	1	1		1		30	
			生活支援技術Ⅱ	演習	1	1		1		30	
			生活支援技術Ⅲ	演習	1	1		1		30	
			生活支援技術Ⅳ	演習	1	1		1		30	
		ひとの命と健康を考える	生活支援技術Ⅴ	演習	1	1		1		30	
		ひとの可能性を考える	生活支援技術Ⅵ	演習	1	1		1		30	
		ひとの生活を考える	家政の生活支援Ⅰ	演習	1	1		1		30	
			家政の生活支援Ⅱ	演習	1	1		1		30	
		ひとの可能性を考える	福祉住環境と生活支援	講義	2	2		2		30	
	介護過程	ひとの可能性を考える	介護過程総論	講義	2	2		2		30	
			介護過程Ⅰ	演習	1	1		1		30	
			介護過程Ⅱ	演習	1	1		1		30	
			介護過程Ⅲ	演習	1	1		1		30	
			介護過程Ⅳ	演習	1	1		1		30	
	介護総合演習	ひとの可能性を考える	介護総合演習Ⅰ	演習	1		1	1		30	介護福祉士必修
			介護総合演習Ⅱ	演習	1		1	1		30	介護福祉士必修
			介護総合演習Ⅲ	演習	1		1	1		30	介護福祉士必修
			介護総合演習Ⅳ	演習	1		1	1		30	介護福祉士必修

領域	授業科目の区分等		5つの柱	授業科目	授業形態	単位数					時間数	備考
						開設	卒業		介護福祉士			
						単位	必修	選択	必修	選択		
介護	介護実習	介護実習Ⅰ	ひとの生活を考える	介護導入実習	実習	1		1	1		45	介護福祉士必修
				介護基礎実習	実習	1		1	1		45	介護福祉士必修
			ひとの可能性を考える	地域介護実習	実習	1		1	1		45	介護福祉士必修
		介護実習Ⅱ		個別援助実習	実習	3		3	3		135	介護福祉士必修
				介護総合実習	実習	4		4	4		180	介護福祉士必修
小計						42	28	14	42	0	1260	
こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ		ひとの命と健康を考える	こころとからだのしくみⅠ-1	講義	2	2		2		30	
				こころとからだのしくみⅠ-2	講義	2	2		2		30	
				こころとからだのしくみⅡ-1	講義	2	2		2		30	
				こころとからだのしくみⅡ-2	講義	2	2		2		30	
	発達と老化の理解		ひとの命と健康を考える	発達と老化の理解Ⅰ	講義	2	2		2		30	
				発達と老化の理解Ⅱ	講義	2	2		2		30	
	認知症の理解		ひとの命と健康を考える	認知症の理解Ⅰ	講義	2	2		2		30	
			ひとの可能性を考える	認知症の理解Ⅱ	講義	2	2		2		30	
	障害の理解		ひとの命と健康を考える	障害の理解Ⅰ	講義	2	2		2		30	
			ひとの権利を考える	障害の理解Ⅱ	講義	2	2		2		30	
小計						20	20	0	20	0	300	
医療的ケア	医療的ケア		ひとの命と健康を考える	医療的ケアⅠ	講義	1		1	1		15	介護福祉士必修
				医療的ケアⅡ	講義	2		2	2		30	介護福祉士必修
				医療的ケアⅢ	講義	2		2	2		30	介護福祉士必修
				医療的ケアⅣ	演習	1		1	1		15	介護福祉士必修
小計						6		6	6		90	
合計						90	67	23	87	3	2130	

※介護福祉学科の卒業最低単位数　　必修 67 単位＋選択科目 1 単位（介護福祉士必修を除く）　計 68 単位

※介護福祉士国家試験受験資格取得単位数：必修 67 単位＋選択科目 1 単位（介護福祉士必修を除く）＋介護福祉士必修 20 単位　計 88 単位

2）卒業要件

卒業するためには、以下の要件を満たすことが必要である。

表６　介護福祉学科　卒業に必要な履修科目及び単位数（別表第４）

領域区分	学科目数及び単位数
教養科目	別表第２に指定する必修科目５単位及び選択科目１単位
人間と社会	別表第２に指定する必修科目１４単位
介護	別表第２に指定する必修科目２８単位
こころとからだのしくみ	別表第２に指定する必修科目２０単位
合計	合計６８単位以上

必修科目６７単位＋選択科目１単位（介護福祉士必修を除く）　計６８単位以上

3）介護福祉士国家資格取得に向けた要件

社会福祉士及び介護福祉士法によると、介護福祉士とは「介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引等を含む）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者」（第２条）をいう。

介護福祉士国家資格を取得するためには、松本短期大学介護福祉学科の卒業要件を満たしたうえで、厚生労働大臣の定める指定科目および単位を取得後、介護福祉士国家試験に合格し、社会福祉士及び介護福祉士法第 43 条に定める「指定登録機関」に氏名、生年月日その他厚生労働省令で定

める事項を登録しなければならない。

厚生労働大臣が定める指定科目は、「松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目」の別表１のとおりである。したがって、介護福祉士国家試験受験資格を得るためには、必修科目 67 単位、選択科目１単位、介護福祉士必修 20 単位の計 88 単位が必要となる。

「介護実習」科目については、「介護実習Ⅰ」（介護導入実習、介護基礎実習、地域介護実習）と「介護実習Ⅱ」（個別援助実習、介護総合実習）の大きく２つに分かれている。履修にあたっては、前の段階の実習を修了しなければ、次の段階の実習に進むことができない。なお、詳細については、介護福祉学科編『介護実習要項』を参照されたい。

表７　社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第４に掲げる教育内容と本学で開設されている授業の対応一覧表（別表１）

	領域	教育内容（第１号養成施設として定められている時間数）	開講科目名称	本学開講時間数
開設科目対照表	人間と社会	人間の尊厳と自立（30）	人間の尊厳と自立	30
			計　１科目	30
		人間関係とコミュニケーション（60）	人間関係とコミュニケーションⅠ	30
			人間関係とコミュニケーションⅡ	30
			計　２科目	60
		社会の理解（60）	現代社会と福祉	30
			社会保障論Ⅰ	30
			社会保障論Ⅱ	30
			社会保障と人間の生活	30
			計　４科目	120
	人間と社会	人間と社会に関する選択科目	人間の発達と心理的支援	30
			地域交流演習	30
			計　２科目	60
		人間と社会	合計　９科目	270
	介　護	介護の基本（180）	介護福祉論Ⅰ	30
			介護福祉論Ⅱ	30
			介護の基本Ⅰ	30
			介護の基本Ⅱ	30
			介護の基本Ⅲ	30
			介護の基本Ⅳ	30
			計　６科目	180
		コミュニケーション技術（60）	コミュニケーション技術Ⅰ	30
			コミュニケーション技術Ⅱ	30
			計　２科目	60
		生活支援技術（300）	生活支援技術の基本	30
			生活支援技術Ⅰ	30
			生活支援技術Ⅱ	30
			生活支援技術Ⅲ	30
			生活支援技術Ⅳ	30
			生活支援技術Ⅴ	30
			生活支援技術Ⅵ	30
			家政の生活支援Ⅰ	30
			家政の生活支援Ⅱ	30
			福祉住環境と生活支援	30
			計　10 科目	300

開設科目対照表	領域	教育内容（第１号養成施設として定められている時間数）	開講科目名称	本学開講時間数
	介　護	介護過程（150）	介護過程総論	30
			介護過程Ⅰ	30
			介護過程Ⅱ	30
			介護過程Ⅲ	30
			介護過程Ⅳ	30
			計　５科目	150
		介護総合演習（120）	介護総合演習Ⅰ	30
			介護総合演習Ⅱ	30
			介護総合演習Ⅲ	30
			介護総合演習Ⅳ	30
			計　４科目	120
		介護実習（450）	介護導入実習	45
			介護基礎実習	45
			地域介護実習	45
			（介護実習Ⅰの計）　３科目	135
			個別援助実習	135
			介護総合実習	180
			（介護実習Ⅱの計）　２科目	315
			計　５科目	450
	介護　　合計　　32科目			1260
	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ（120）	こころとからだのしくみⅠ-1	30
			こころとからだのしくみⅠ-2	30
			こころとからだのしくみⅡ-1	30
			こころとからだのしくみⅡ-2	30
			計　４科目	120
		発達と老化の理解（60）	発達と老化の理解Ⅰ	30
			発達と老化の理解Ⅱ	30
			計　２科目	60
		認知症の理解（60）	認知症の理解Ⅰ	30
			認知症の理解Ⅱ	30
			計　２科目	60
		障害の理解（60）	障害の理解Ⅰ	30
			障害の理解Ⅱ	30
			計　２科目	60
		こころとからだのしくみ　　合計　　10科目		300
	医療的ケア	医療的ケア（50）	医療的ケアⅠ	15
			医療的ケアⅡ	30
			医療的ケアⅢ	30
			医療的ケアⅣ	15
			計　４科目	90
		医療的ケア　　合計　　４科目		90
	合　計　　55科目			1920

なお、平成29年度から令和８年度までの間に介護福祉士の養成施設を指定科目を履修し卒業したものについては、当該卒業した日の属する年度の翌年度の４月１日から５年間、介護福祉士となる資格を有するものとする（法律第五十二号（令二・六・一二）　地域共生社会実現のための社会福祉士法等の一部を改正する法律）。

4）社会福祉主事任用資格

介護福祉学科卒業要件を満たすことにより、社会福祉主事任用資格が取得できる。社会福祉主事任用資格は、社会福祉法第19条に定める社会福祉の基礎的資格である。具体的には、福祉事務所における現業員・査察指導員・老人福祉指導主事・家庭児童福祉主事・家庭相談員・母子自立支援員、各種相談所における知的障害者福祉司・身体障害者福祉司・児童福祉司、施設における施設長・生活相談員等に必要になってくる任用資格である。社会福祉主事任用資格指定科目のうち、３科目以上を履修することが要件となる。

本学の発行する社会福祉主事任用資格証、履修証明書または成績証明書により、社会福祉主事任用資格取得の証明になる。介護福祉学科の教育課程において、社会福祉主事任用資格指定科目となるものは、表８のとおりである。

表８　社会福祉主事任用資格取得に必要な履修科目

	科目名
1	現代社会と福祉
2	社会保障論Ⅰ・Ⅱ
3	介護福祉論Ⅰ・Ⅱ

※「社会保障論」と「介護福祉論」については、「Ⅰ」と「Ⅱ」の両方を履修する必要がある。

5）その他の資格取得と関連科目

介護福祉学科では、「介護福祉士国家資格」「社会福祉主事任用資格」に加え、以下の資格取得支援も行っている。

⑴「ケアセラピスト（ハンドコース・フットコース）」

日本ケアセラピスト協会の実施する養成講座で、介護福祉現場等でケアセラピストを名乗って高齢者等への専門的スキンケアを行うことができる資格であり、全国の大学・短期大学で初めて導入した。本学科では特別講義として、全員の資格取得を支援していく。

⑵「福祉住環境コーディネーター２級」「福祉住環境コーディネーター３級」

東京商工会議所が認定する、高齢者や障がいのある人にとって安全・安心な住環境を整備するための調整役となる資格である。取得には、毎年７月と11月に行われる「福祉住環境コーディネーター検定試験」に合格しなければならない。そこで本学科では、「福祉住環境と生活支援」で「福祉住環境コーディネーター」２級・３級取得に向けた支援を行う。

⑶「介護口腔ケア推進士」

一般社団法人総合健康支援推進協会が認定する資格である。介護福祉士は利用者やその家族に対して「最後まで自分の口で食べる」ことの大切さや、介護予防の視点から口腔ケアを行っていく重要性を伝える役割が期待されている。本学科では、「生活支援技術Ⅱ」で資格取得を支援し

ていく。

⑷ 「認知症ケア准専門士」

認知症に関する知識の取得を目指す資格である。一般社団法人日本認知症ケア学会が認定し、認知症ケアの実務経験がない者が受験対象となる。なお、この資格を取得後、５年以内に「認知症ケア専門士認定試験」を受験する場合は、専門士試験の筆記試験（第１次試験）が免除となる。本学科では、「認知症の理解Ⅰ・Ⅱ」の中で資格取得を支援していく。

Ⅴ．アセスメント・ポリシー（学習成果の評価に関する方針）

アセスメント・ポリシー（学習成果の評価に関する方針）とは、学生の学習成果をどのように評価するのか等を定めた学内の方針のことである。本学では、三つの方針（アドミッション・ポリシー：AP、カリキュラム･ポリシー:CP、ディプロマ･ポリシー:DP）との関連を踏まえた上で、時期別（入学前・入学直後、在学中、卒業時・卒業後）に学習成果の到達状況を「機関レベル（短期大学全体)」「教育課程レベル（各学科)」「科目レベル（各授業)」で評価する。本学では、学習成果を獲得するプロセスを重視し、ディプロマ・ポリシーの達成につながるよう、段階的に学習成果を評価する。具体的には、以下の表に示すとおりである。

レベル		評価の時期		
		入学前・入学直後	在学中	卒業時・卒業後
機関レベル（短期大学全体）		・入学試験 ・入学前課題	・休学率 ・学習成果と学生支援に関する満足度調査 ・ＧＰＡ ・「学びの軌跡」（学習成果の獲得状況とその振り返り）	・卒業認定・学位授与率 ・就職率 ・進学率 ・卒業生へのアンケート ・就職先へのアンケート ・ＧＰＡ
教育課程レベル（各学科）	幼児保育学科	・SPI ・ピアノ実技	・模擬試験（就職対策） ・履修カルテ ・実習評価 ・卒業研究	・保育士取得率 ・幼稚園教諭二種免許取得率 ・その他の資格・免許取得状況
	介護福祉学科	・生物テスト ・漢字テスト	・模擬試験（国試対策） ・各種評価表 ・実習評価 ・介護福祉研究	・介護福祉士取得率 ・その他の資格・免許取得状況
科目レベル（各授業）		・入学前課題	・成績評価 ・単位取得率 ・授業評価アンケート	

学習成果の評価

ディプロマ・ポリシー（ＤＰ）の達成度

Ⅵ．履修の手引き

１．単位と授業時間数

本学を卒業し、免許・資格を取得するためには所定の単位を修得することが必要である。

１）単位の数え方

（単位の計算方法）学則第２０条

第２０条　本学の授業科目の算定は、１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一　講義及び演習については、１５時間または３０時間で、本学が定める時間の授業をもって１単位とする。

二　実験、実習及び実技については、３０時間から４５時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって１単位とする。

１単位の授業科目は４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することが標準となっている。４５時間の学修というのは、授業時間数だけでなく、授業時間以外に行う自主学習時間も含まれた時間数である。授業時間数と自主学習時間の計算方法は、授業科目の形態、方法、教育効果を考慮して科目ごとに異なる。

本学では、原則として９０分１コマは２時間授業、半期は１５週としているため、各授業形態（講義、演習、実習および実技）の授業時間数と単位の関係は以下のとおりとなる。

⑴　講義および演習については、授業内容、方法、教育効果を考慮して、それぞれの科目ごとに３０時間（毎週原則１回１コマ２時間１５週）の授業をもって１単位もしくは２単位とする。

⑵　実習および実技については、授業内容、方法、教育効果を考慮して、それぞれの科目ごとに３０時間もしくは４５時間をもって１単位とする。

ただし、本学は原則毎週１回１コマ２時間授業であるため、４５時間をもって１単位とする場合は、実際には２３週を要することになる。

なお単位の算定には、前述のように１単位につき４５時間の学修が標準となっているため、授業科目に応じて自主学習を行う必要がある。学生の主体的な予習・復習が期待されていることに留意してほしい。

2）授業科目と単位数

（授業科目及びその単位数）学則第１７条

第１７条　本学において開設する授業科目及びその単位数は、次により別表第１、別表第２に定めるとおりとする。

一　幼児保育学科の授業科目及びその単位数　別表第１　幼児保育学科教育課程

二　介護福祉学科の授業科目及びその単位数　別表第２　介護福祉学科教育課程

各学科において開設される授業科目とその単位数および時間数は、各学科の教育課程表に示されている。

２．履修の方法

（履修の方法）　学則第１８条

第１８条　本学において開設する授業科目は、これを必修科目及び選択科目とし、２年に分けて履修するものとする。

２　必修単位数と選択単位数の割り振りについては、前条の別表第1、別表第２に定めるとおりとする。

３　履修登録単位数の上限（ＣＡＰ制）について必要な事項は、別に定める。

履修科目の選択と決定は、学則に則って行う。

学則に定められた履修科目、履修単位数、卒業必要単位数に基づいて、各自が自己責任で行う。

履修科目は、それぞれ専門の資格取得ができるように組み立てられていることから、資格取得のためには、必修科目全部を取得し、さらに卒業必要単位数を満たしていなければならない。

1）履修科目の年次配当

本学各学科では学生が効果的な学修を行えるよう、多様な授業科目を体系的に整え、各年次に配当している。履修する授業科目は、原則としてそれぞれの配当年次の授業科目から選択し、上級年次配当の授業科目は履修することはできない。 たとえば、１年前期には、1年前期に配当となっている科目を履修する。科目は、各学科の年次別履修科目の表に示されている。

各自が所属する学科の所属年次の履修科目表に基づき、履修計画を立てること。

2）CAP 制について

⑴　CAP 制とは

CAP 制とは学生が学修すべき選択科目を精選することで十分な学修時間を確保し、授業内容を真に身に着けることを目的としている。CAP 制により、履修科目として前期および後期の各期に登録することができる選択科目単位数の上限が定められているため、学生は各期、年次に渡って適切にバランスよく授業科目を履修することができる。

⑵本学が実施する CAP 制

学科毎で卒業案件となる必修科目と選択科目の割合や、開設している選択科目数が異なるので、選択科目の履修登録上限は学科毎に定める。（各学科シラバス参照）

3）卒業の要件

⑴ 卒業要件

（卒業の要件）学則第４０条

第４０条　本学を卒業するためには、学生は、２年以上在学し、第２項の定めるところにより、幼児保育学科は６２単位以上、介護福祉学科は６８単位以上を修得しなければならない。

２　卒業に必要な履修科目及び単位数は別表第４に定める。

（卒業）学則第４１条

第４１条　本学に２年以上在学し、第４０条の定める科目及び単位数を修得し、卒業の資格を得た者について、教授会の議を得て学長が認定し、卒業証書を授与する。

（学位）学則第４２条

第４２条　学長は卒業を認定した者について、学位授与の方針を考慮し、次の区分に従い、短期大学士の学位を授与する。

一　幼児保育学科　　短期大学士（教育学）

二　介護福祉学科　　短期大学士（介護福祉学）

各学科では、それぞれ修業年限が決められており、その年限内に所定の単位を修得することが卒業のための要件となる。修業年限以上在学し、かつ所定の卒業要件単位を修得した者には、短期大学士の学位が授与される。

教育課程に基づいて、卒業必要単位数は次の表の通りである。

各学科の修業年数と卒業必要単位数

学科名	修業年数	卒業必要単位数
幼児保育学科	2 年間	６２単位以上
介護福祉学科	2 年間	６８単位以上

⑵ 卒業要件の単位数の見方

履修科目には、履修の自由度に応じて、「必修科目」、「選択科目」の２種類がある。「必修科目」とは卒業要件を満たすために必ず履修しなければならない科目であり、「選択科目」とは学生各自の自由意志に基づいて選択履修することができる科目である。

必修科目、および選択科目の修得単位の合計が一定以上であることが, 卒業要件となるので、それを満たすことができるように科目を履修する。

３．履修すべき授業科目の登録

（履修すべき科目の登録）学則第１９条

第１９条　学生は、毎学期の当初に、当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

２　学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を修得することはできない。

１）登録手続き

⑴　履修すべき科目については、各学科より、毎学期の当初に、当該学期において履修すべき授業科目のオリエンテーションを受け、登録する。

履修すべき授業科目とは、卒業に必要な科目と単位数、及びそれぞれ専門の資格取得に必要な必修科目と選択科目および単位数をいう。

登録をした科目については評価を受け、単位の修得ができる。

⑵　登録の手続きは、決定した履修すべき授業科目を「ＯＣＲ履修登録票」と手書きによる「履修届」（時間割表に履修科目名と担当教員名を記入する）により事務局教務部へ提出する。締切日はオリエンテーション時に指示するので、その期限までに提出する。

２）履修科目の追加、取り消し

⑴「履修届」の提出後やむを得ず追加したい授業科目が生じたときは、「履修届」の提出締切後１週間以内であれば「履修科目変更願」により追加登録をすることが可能である。

⑵　授業科目の登録を取り消す場合は、初回受講後１週間以内とする。

４．授業時間と出欠席

１）授業時間

授業時間は１時限あたり９０分とし、１～５時限の時間は次のとおりとする。

時限	時間
第１時限	９時０５分から１０時３５分
第２時限	１０時４５分から１２時１５分
第３時限	１３時００分から１４時３０分
第４時限	１４時４０分から１６時１０分
第５時限	１６時２０分から１７時５０分

２）授業の出欠席

⑴　単位認定には、学則に定める授業科目時間数の３分の２以上（介護実習については５分の４以上）の出席が必要であるため、履修科目の授業には必ず出席する。遅刻・早退は原則として認めない。

⑵　授業開始後３０分以内の遅刻、終了前３０分以内の早退が生じた場合は、３回につき１回の欠席として扱う。

⑶　長期にわたる欠席が生じる時は、事務局教務部へ長期欠席の旨を連絡する。
また、その理由が病気・けが等による場合は、医師の診断書を事務局教務部へ提出する。

３）公認欠席

⑴　公認欠席の該当事由

欠席事由が以下１～６に該当する場合は公認欠席を届け出ることができる。

欠席事由
①　忌引き
②　学校感染症
③　採用選考活動および進学受験
④　実習および実習オリエンテーション
⑤　公共交通機関の遅延・不通、災害
⑥　その他やむを得ない理由

⑵　公認欠席の期間と届出の手続き

登校許可後一週間以内に、公認欠席届に欠席事由を証明する書類を添付して教務部に提出する。

各該当事由に定める公認欠席期間、添付書類は別表のとおり。（____の書類は学校指定様式）

①　忌引き

忌引きが生じたとき、親等数に応じた日数で、葬儀を含む連続した期間（日曜・祝祭日を含む）を公認欠席とする。

親等数	日数	添付書類
一親等（父・母・配偶者・子）	７日以内	会葬礼状等
二親等（祖父母、兄姉、弟妹）	３日以内	
三親等（伯・叔父母、曾祖父母）	１日以内	

②　学校感染症

学校保健安全法施行規則第１８条に定める感染症に罹患したときは、公認欠席とする。

罹患が判明したとき、罹患の疑いがあるときは速やかに所定の方法で報告をすること。

登校を再開する際には、インフルエンザ・新型コロナウイルスの場合は「治癒報告書」、それ以外の感染症の場合には「登校許可書」を事務局教務部へ提出する。

学校保健安全法施行規則第１８条における学校において予防すべき感染症の種類、学校保健安全法施行規則第１９条における出席停止期間を以下に示す。

別表【学校感染症の種類・出席停止期間と公欠認定に必要な書類】

	感染症の種類		添付書類
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスＡ属性インフルエンザＡウイルスであってその血清亜型がＨ五Ｎ一であるものに限る）	治癒するまで	・登校許可書 ・病院の領収書
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで	・治癒報告書 ・欠席事由を証明する書類 ・病院の領収書
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	・登校許可書 ・病院の領収書
	麻疹（はしか）	解熱後３日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風疹	発疹が消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後２日を経過するまで	
	新型コロナウイルス	発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで	・治癒報告書 ・欠席事由を証明する書類 ・病院の領収書
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで	・登校許可書 ・病院の領収書
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで	・登校許可書 ・病院の領収書
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ※その他感染症	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで	・登校許可書 ・病院の領収書

※その他感染症

溶連菌感染症、伝染性紅斑、手足口病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症など学校教育活動において流行を広げる可能性があり、医師において感染の恐れがあると認められたもの

関係法令：学校保健安全法施行規則題 18 条、19 条及び学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令

参考文献：「学校において予防すべき感染症の解説（令和５年度改訂）」日本学校保健会

③　採用選考活動および進学受験

就職試験・進学受験、その他学生部長が必要と認めた採用選考活動を行うとき、原則として当該日を公認欠席とする。

内容	添付書類
就職・進学受験	・採用選考活動・進学受験証明書 ・公認欠席届には学生部長の承認印を得る
選考に関わる説明会、内定式、その他学生部長が必要と認めたもの	

④　公共交通機関の遅延・不通等、災害

公共交通機関の遅延・不通等や災害が生じたとき、通学や登校が困難と認められた期間について、公認欠席とする。

内容	添付書類
公共交通機関の遅延・不通等	遅延・不通証明書
災害	罹災証明書

⑤　実習および実習オリエンテーション（幼児保育学科のみ）

実習または実習オリエンテーションを行うとき、当該期間または当該日を公認欠席とする。

内容	添付書類
実習	年間行事予定で定められた期間以外で実習を行った場合は公認欠席届
実習オリエンテーション	実習打ち合わせ証明書

⑥　その他やむを得ない理由

①～⑤以外の理由によるやむを得ない欠席については、当該学科会の議を得て公認欠席とする。

⑶　公認欠席の扱い

公認欠席は、本学では「授業欠席」の扱いとなるため、各授業科目の出席時間数に留意する。

公認欠席により、各授業科目の出席時間数が学則第 23 条第１項に定める出席時間数に満たない場合は、学科会において、公認欠席に該当する時間数の補講などを検討する。

4）休講について

短大又は各授業担当教員にやむを得ない事情が発生した場合等､授業を休講とすることがある。休講の指示がなく授業開始後３０分以上経過しても担当教員が入室しない場合は事務局教務部へ問い合わせる。

5）補講について

休講等により授業時間数が規定時間数を満たさない場合には補講を行う。補講日については掲示等で連絡する。

５．単位取得の認定

（単位取得の認定）　学則第２１条

第２１条　各授業科目の履修を修了した者には、認定のうえ単位を与える。

２　単位修得の認定方法は、試験、論文その他の方法によるものとし、その方法については、各授業科目の担当者がこれを定める。

1）単位の認定

⑴　授業科目の履修の修了の認定は、定期試験、実技試験、レポート評価、提出物など、授業科目ごとにシラバスに示された方法によって行われる。単位の評価は、秀、優、良、可、不可とし、秀、優、良、可をもって単位認定されたものとする。

	認定				不認定	
評価	秀	優	良	可	不可	不可
点数	100 点～ 90 点	89 点～ 80 点	79 点～ 70 点	69 点～ 60 点	60 点未満	未受験等

⑵　実習の評価に関しては、各学科で定めた方法で行われる。

2）再履修について

不認定となった単位未修得の科目を、翌年度以降に再び履修することを再履修という。再履修する場合は、正規の年限で卒業できない可能性があるので留意する。

6．試験の時期と方法

（試験等の時期）学則第２２条

第２２条　試験等の時期は、原則として、学期末又は学年末とするが、各授業科目の担当者が必要と認めたときは、臨時に行うことができる。

1）定期試験

定期試験として、学期末試験･学年末試験がある。定期試験として中間試験を行うことがある。また、そのほかに各授業科目の担当者が必要と認めたときは、臨時に試験を行うことができる。

（試験等の受験資格）学則第２３条

第２３条　各授業科目の試験等の受験資格を得るには、別表第１、別表第２に定める授業時間数の３分の２以上（ただし､介護実習については５分の４以上）の出席を必要とする。

２　各授業科目の出席時間数の管理は当該授業科目の担当教員が行い、受験資格の有無を決定する。

３　やむを得ない事情により、各授業科目の出席時間数が第１項に定める出席時間数に充たない場合は、授業、レポートその他の適切な方法（ただし、幼児保育学科の指定保育士養成施設指定科目並びに介護福祉学科の介護福祉士学校指定科目については授業のみ）により、出席とみなすこともできる。

2）試験の受験資格

⑴　履修登録した科目である。

⑵　授業料その他納入金を所定の期日までに完納している。

⑶　学則に定められた授業科目時間数の３分の２以上出席している。

⑷　学則２３条の３のやむを得ない事情により履修時間数が３分の２または５分の４に満たない

場合は、学科会で協議の上、授業･レポートその他の適切な方法で出席とみなすこともできる。（ただし、幼児保育学科の指定保育士養成施設指定科目並びに介護福祉学科の介護福祉士学校指定科目については授業のみ）

兼担・兼任講師の担当科目については、学科教育課程委員をとおして学科会で協議する。

⑸ 公認欠席により、出席が３分の２以上に満たない場合は当該時間数の補講などを行う。

（追試験）学則第２４条

第２４条　病気等やむを得ない事情により、試験等を受験できなかったと授業科目担当者が認めた者については、追試験の機会を与えることができる。

3）追試験

⑴ 下記の理由により、試験を受験できなかった学生は、「追試験受験許可願」に証明する書類を添付し事務局教務部へ提出し、授業担当教員の許可を受ける。⑥その他やむを得ない理由以外で試験を受けられなかった者に対しては、当該学科会の議を経て、追試験を認める。

⑵ 受験方法は授業担当教員の決定により、試験日、教室とともに掲示（通知）する。

追試験の対象となる病気その他やむを得ない理由

許可される理由	添付書類
①　忌引き	会葬礼状等
②　学校感染症	医師の領収書､登校許可書（学校感染症）
③　採用選考活動および進学受験	就職試験証明書
④　実習	不要（教務部で一括手続きを行う）
⑤　交通機関の遅延・不通・災害	遅延証明書・不通証明書・罹災証明書
⑥　その他やむを得ない理由	別途指示する

（学修の評価および再試験）学則第２５条

第２５条　試験等の評価は、秀、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

２　不合格の場合、原則として授業科目担当者が認めた者については、再試験の機会を与えることができる。

4）再試験

⑴ 定期試験を受験した結果およびその他の評価方法で､単位認定基準まで到達しなかった場合、再試験の機会を得ることができる。

⑵ 再試験を希望する学生は、「再試験受験許可願」を事務局教務部へ提出し、授業担当教員の許可を受ける。再試験の受験を認められた者は、１試験あたり２，０００円を納入する。

⑶ 再試験を受験するときは、再試料納入の領収書を提示しなければならない。領収書を紛失したり忘れたりした場合は、教務部で領収書のコピーまたは、手続き済を証明する用紙を発行してもらう。

⑷ 受験方法は授業担当教員の決定により、試験日、教室とともに掲示（通知）する。

⑸　再試験の評価は、１００点満点法により評価し、得点の６０点以上をもって、学業成績の単位認定を「可」とする。

５）受験上の諸注意

⑴　受験生は、試験開始５分前には試験場の席について試験監督者の指示に従う。

⑵　学籍番号順に着席し、学生証を試験監督者の確認しやすい位置に表面（写真のある側）を上にしておく。

⑶　学生証を忘れた場合は、試験開始前に事務局教務部に申し出て、捺印された「仮受験票」の交付を受ける。「仮受験票」は当日のみ有効である。

⑷　次の物以外は机の上あるいは机の中に置かないこと。

・筆記用具（ペンケースから出しておくこと）
・時計（時計機能のみを有するもの。）
・指定された持ち込み用具や持ち込み資料
・眼鏡、ハンカチ、目薬、ティッシュペーパー（袋または箱から中身だけ取り出したもの）
・上記以外の物を希望する者は、試験開始前に試験監督者に許可を受けること。

⑸　携帯電話の電源は切って鞄等にしまっておく。（マナーモードも禁止）

⑹　教科書、資料、ノートは見えないように鞄にしまう。

⑺　鞄の置き場については試験監督者の指示に従う。

⑻　何か質問や困ったこと等がある場合は、黙って挙手し試験監督の指示に従う。

⑼　不正行為を行ったものの当該科目は「不可」とし、学科会で審議後、学科長が学長に報告し、学長が処分を決定し、拡大教授会で報告する。

〔不正行為とは〕

・カンニング
・替え玉受験、氏名の変換
・携帯電話の画面を見る
・受験者間の私語
・試験監督の指示に従わない
・試験問題の不正な取扱い　　等

（懲戒該当者）学則第５０条

第５０条　学長は、次の各号の１に該当する者に対し懲戒処分を行うことがある。

一　素行不良で改善の見込みがないと認められる者。
二　正当な理由がなくて出席が常でない者。
三　学力劣悪で成業の見込みがないと認められる者。
四　本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者。

7．GPA 制度について

1）GPA（Grade Point Average）について

本学では、学生の学習意欲を高めるとともに、学生に対するきめ細かな指導と厳正な成績評価を期すために、各評価に GP(Grade point) を与え GPA の算出を行う。GPA とは 1 単位あたりの評価平均値であり、学修全体の達成度を測る値となる。

2）評価基準について

区分	評価	成績評価基準 (点数)	GP	評価内容
認定	秀	100 － 90	4.0	特に優秀な成績
	優	89 － 80	3.0	優れた成績
	良	79 － 70	2.0	良好な成績
	可	69 － 60	1.0	合格と認められる最低限の成績
不認定	不可	60 点未満	0	不合格
		未受験等	0	未受験等により評価できない

3）GPA 算出方法

$$GPA = \frac{(4.0 \times \text{秀の単位数} + 3.0 \times \text{優の単位数} + 2.0 \times \text{良の単位数} + 1.0 \times \text{可の単位数})}{\text{総履修登録単位数}\quad <\text{不可の単位数を含む}>}$$

【算出例】

科目名	単位数	点数	評価	GPA
○○概論	2	90 点	秀	4
○○学総論	2	96 点	秀	4
△△学演習Ⅰ	2	85 点	優	3
△△学演習Ⅱ	2	55 点	不可	0
基礎研究演習	4	79 点	良	2
計	12			

上記学生の場合の GPA

$$\frac{4 \times 4(\text{秀の単位数}) + 3 \times 2(\text{優の単位数}) + 2 \times 4\ (\text{良の単位数})}{2 + 2 + 2 + 2 + 4(\text{総履修単位数})} = 2.5$$

4）GPA の活用について

GPA は、学生の学習意欲を高めるとともに、厳格な成績評価と個別学習指導・教育支援などに活用する。GPA は各期（前期・後期）の GPA と通算（１年次・２年次）の GPA がある。ＧＰＡは「学びの軌跡」でグラフ化し、自らの学習の成果を確認し、指導教員と面談することで今後の学習目標を明らかにする。なお、各期の GPA が 2.0 未満の学生に対しては、ゼミナール担当もしくは担当チューターが個別学習指導などを行う。詳細については、各学科で計画し、実施する。

5）GPA の対象とならない科目

⑴　本学以外で履修した科目を単位として認めた科目（入学時の既修得単位）

⑵　定められた期間に履修取り消しの手続きをした科目

＊定められた期間に履修取り消しをせず、自ら履修を放棄した場合は不可の評価となり、GPA に算入される。
＊不合格となって再度履修し、合格となった場合はその点数を GPA 算出対象とする。

８．特待生

（特待生の授業料減免）学則第７０条
第７０条　人物学業共に優秀な学生に対しては教授会の議を経て選考の上、特待生として授業料を減免することができる。

1）最終学年生を対象とし、学業成績および人物評価にもとづき、特待生を選考する。
特待生は授業料を減免される。

2）学業成績の評価は、最終学年次の前期までの成績にもとづく。

９．他学科の授業科目の履修

（他学科の授業科目の履修）学則第３０条
第３０条　学生は、他学科の授業科目を履修することができる。
２　他学科の授業科目の履修については、別に定める。

1）申請の提出
他学科の授業科目の単位履修を希望する者は、指定する期日までに申請書を事務局教務部に提出する。
ただし、演習・実習科目等に関しては、それらの科目の学科特有性から、原則として履修を認めない。また、履習は同学年以下とする。

2）審査及び決定
上記の申請に基づき、受け入れ側の学科会において、相応の理由があるかどうかを審査し、当該授業科目の担当教員の許可を得た上で、教授会で決定する。ただし、「相応の理由」とは単位修得や他大学への編入学など、積極的な学習意欲がある場合をさす。
なお、他学科授業科目における修得単位は、卒業の単位としては認めず、８単位を上限とする。

3）審査結果の通知
審査結果については、事務局教務部より、本人に通知する。なお、上記申請者は、当該授業科目の担当教員の許可をうければ、審査結果が出るまで、その授業科目を聴講することができるものとする。

１０．入学前の既修得単位等の認定

（入学前の既修得単位等の認定）学則第３２条

第３２条　学長は、教育上有益と認められるときは、学生が第１年次に入学する前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、３０単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　第１項の規定のほか、幼児保育学科にあっては指定保育士養成施設指定基準（平成 15 年 12 月 9 日雇児発第 1209001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙１）に基づき、既修得単位の認定を行う。

３　第１項の規定のほか、介護福祉学科にあっては介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針（平成 20 年 3 月 28 日 19 文科高第 918 号 社援発第 0328002 号 文部科学省高等教育局長 厚生労働省社会・援護局長通知の別添２）に基づき、既修得単位の認定を行う。

４　第３１条及び第３２条第１項の規定により、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる単位数は、すべてを合わせて３０単位以内とする。

５　第１項、第２項、第３項及び第４項の規定による単位認定の取扱いについては、別に定める。

１）入学前の既修得単位等の手続き

⑴　学生は、学則第３２条に基づき、入学前の既修得単位のうち、認定を希望する科目及び単位を指定する期日までに申請する。幼児保育学科にあっては指定保育士養成施設指定基準（平成 15 年 12 月 9 日雇児発第 1209001 号厚生労働省雇用均等･児童家庭局長通知の別紙１）に基づき、既修得単位の認定を行う。介護福祉学科にあっては介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針（平成 20 年 3 月 28 日 19 文科高第 918 号 社援発第 0328002 号 文部科学省高等教育局長 厚生労働省社会・援護局長通知の別添２）に基づき、既修得単位の認定を行う。

⑵　申請用紙は所定の様式「既修得単位の認定申請書」を用いる。

⑶　申請時は、「既修得単位の認定申請書」に、他大学等の発行する「成績及び単位取得を証明する書類」及び「シラバス等取得科目の内容が判断できる書類」を添えて提出する。

⑷「シラバス等取得科目の内容が判断できる書類」はコピーでもよい。単位取得時の科目のシラバスが無い場合は、既卒校の現在のシラバスや授業内容を示すものでもよい。

⑸「既修得単位の認定申請書」の記入に当たっては、認定を受けようとする科目のシラバスをよく読み、読み替えられると考えられる既修得科目名をいくつでも記入する。複数の科目で一つの科目の認定を申請することも可能である。

⑹　申請書類は事務局教務部に提出する。その後、所属する学科での審議、教育課程委員会の追認を経て、拡大教授会での審査を受ける。

⑺　審査の結果は、事務局教務部を通じて、「既修得単位認定書」をもって学生に通知する。授業担当教員にも事務局教務部より既修得単位認定者の報告がなされる。

⑻　認定した授業科目の成績の表記は「認定」とする。

⑼ その他、留意事項

・学生は、入学当初に、該当する科目の履修申請を必ず行い、認定が決定するまで授業に出席する。

・学生は既修得単位等認定の申請に際して、必要時、授業概要等について学科教育課程委員と相談する。

・申請は１年次の当初に一括して行う。

１１．休学・復学

1）休学

（休学）学則第３３条

第３３条　疾病その他やむを得ない事情により２ヶ月修学することのできない者は、保証人連署のうえ学長に願い出て休学することができる。

２　前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

３　学長は、疾病その他やむを得ない事情があると認めたときは、休学を命ずることがある。

（休学期間）学則第３４条

第３４条　休学期間は、１年を超えることができない。ただし、特別の理由があると認められた者は、引続き更に１年まで延長することができる。

２　休学期間は通算して２年を超えることはできない。

３　休学期間は、第４条第２項の在学期間に算入する。

休学を予定している者は、必ず事前に担当教員（幼児保育学科：ゼミナール担当教員、介護福祉学科：担当チューター、以下同じ）に相談をし、担当教員・学科長へ「休学願」を提出する。用紙は事務局教務部にあるので、担当教員から受取る。なお、各種奨学金の貸与を受けている場合は、担当教員及び学生部奨学金担当者へ連絡をする。

2）復学

（復学）学則第３５条

第３５条　次の各号の１に該当する者は、保証人連署のうえ学長に願い出て復学することができる。

一　休学期間が満了したとき又は休学期間中に休学事由が消滅したとき。

二　第３９条第３号の規定により除籍された者が、除籍の日の翌日から３０日以内に授業料を納付したとき。

三　行方不明者の所在が判明したとき。

復学を予定している者は、必ず事前に担当教員に相談をし、担当教員へ「復学願」を提出す

る。（病気・怪我の場合は診断書を添える）用紙は事務局教務部にあるので、担当教員・学科長から受取る。なお、各種奨学金の貸与が休止中の場合は、担当教員及び学生部奨学金担当者に連絡をする。

１２．転学・退学・再入学

1）転学

（転学）学則第３７条
第３７条　他の大学への転学を希望する者は、保証人連署の上、学長に願い出、その許可を得なければならない。

転学を予定している者は､必ず事前に担当教員に相談をする。用紙は事務局教務部にあるので、担当教員から受取り、事務局教務部に提出する。なお、各種奨学金の貸与を受けている場合は、担当教員及び学生部奨学金担当者へ連絡をする。

2）退学

（退学）学則第３８条
第３８条　退学しようとする者は、その事由を詳記し、保証人連署の上、学長に願い出、その許可を得なければならない。

退学を予定している者は、必ず事前に担当教員に相談をし、担当教員・学科長へ「退学願」を提出する。用紙は事務局教務部にあるので、担当教員から受取る。なお、各種奨学金の貸与を受けている場合は、担当教員及び学生部奨学金担当者へ連絡をする。

3）再入学

（再入学）学則第１３条
第１３条　次の各号の１に該当する者が、所定の手続を経て入学を願い出たときは、選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。
一　本学を卒業し、更に他の学科に入学を願い出た者。
二　本学学則第３８条により退学し、同一学科に再入学を願い出た者。
２　前項による入学者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、所属する学科の議を経て、教授会が審議し、学長が決定する。
３　再入学について必要な事項は、別に定める。

本学を卒業し、さらに他の学科への入学を希望する場合、所定の手続きを経ることにより、再入学が可能となる。

学則第１３条の二に該当する者は、必ず事前に同一学科長に相談を行ない、「再入学願書」を提出する。

１３．転科・編入学

（転科・編入学）学則第１４条

第１４条　本学他学科からの転科並びに他の大学から編入学を希望する者があるときは、特別の選考により転科又は編入学を許可することがある。

２　前項による入学者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、所属する学科の議を経て、教授会が審議し、学長が決定する。

３　その他転科編入学について必要な事項は、別に定める。

転科を希望している者は、必ず事前に担当教員・学科長に相談をし、指示をもらう。

１４．事務手続き書類一覧

	事　　項	取扱窓口	摘　要
教務部関係	成績証明書	事務局	必要な日の１日前までに申し込む
	卒業見込証明書	〃	〃
	免許資格取得見込証明書	〃	〃
	在学証明書	〃	〃
	健康診断証明書	〃	〃
	推薦書	〃	必要な日の３日前までに申し込む
	人物調査書	〃	〃
	履修科目変更願	〃	各学期　追加：履修届の提出締切後　１週間以内 取消：初回受講後　１週間以内
	休学願	〃	随　時
	退学願	〃	〃
	復学願	〃	復学月の前月 10 日まで
	実習打ち合わせ証明書	〃	随　時
	住所変更届	〃	〃
	追試験・再試験受験許可願	〃	試験の前日までに所定の手続きをする
	公認欠席届	〃	随　時
	登校許可書・治癒報告書	〃	〃
総務部関係	授業料	事務局	前期４月末日まで・後期９月末日まで
	授業料分納・延納願	〃	〃
	通学証明書	〃	１日前までに申し込み・印鑑必要
	学生旅客運賃割引証	〃	〃
	設備・備品類使用願	〃	使用する２日前までに申し込む
学生部関係	駐車場借用許可願書	学生部	通学してくる２日前までに提出
	被害届	〃	随　時
	登山届	〃	登山する１週間前までに提出
	海外旅行届	〃	海外に旅行する１週間前までに提出
	クラブ・サークル合宿届	〃	合宿する１週間前までに提出

Ⅶ. 学 生 生 活 案 内

1　オフィスアワーについて

教員は、日常的に時間の許す限り、学生の質問や相談に対し、いつでも対応できるように努めていますが、学生のよりいっそうの学習支援に向けて、オフィスアワーを設定しています。

オフィスアワーとは、学生の学習や学生生活に関する相談や質問を受けやすくする時間として、教員があらかじめ示す特定の時間帯のことです。基本的に予約の必要がありませんので、自由に研究室に訪ねられます。

なお、オフィスアワーとして設定されている時間帯であっても、会議や実習指導等で在席できない場合もあります。

2　学生への連絡等

1）掲示

学生掲示板には、休講や補講のお知らせ等、学生生活の中で大切な諸連絡事項が掲示されています。学生の皆さんは、学生掲示板を少なくとも登校時と下校時の2回は見る習慣をつけましょう。なお、学生掲示板を見落としたことにより生じる不利益については、大学はその責を負いませんので、特に注意してください。

2）郵便物

学生個人あての私的郵便物については取り扱わないので、必ず個人の住所に送付するよう家族その他に周知してください。

3）学生への電話の取次ぎ

学生個人への電話の取次ぎは原則として行いません。

4）遺失、拾得、盗難

遺失物が多いので、所持品には必ず名前を記入してください。遺失物を拾得した場合または金品等を紛失した場合は、速やかに学生部に届けてください。

金品等の盗難には十分に気をつけ、貴重品は必ず各自のロッカーへ入れ、鍵をかけ保管してください。

5）被害届

構内での盗難、事故などは学生部に申し出てください。その際、学生部にある被害届の記入もお願いします。

6）防犯対策

盗難や不審者の侵入に備え、校舎内外に防犯カメラを設置しています。

設置は建物入口、学生用ロッカー室付近、駐車場など防犯上必要な箇所に限定し、プライバシーには十分配慮しています。

３　学生関係諸証明

1）学生証

入学と同時に交付される学生証は、常に携帯し、本学関係者の請求があったときは、これを提示しなければなりません。この学生証を持っていない場合、試験の受験あるいは図書館その他の本学各種施設の利用ができないこともあり、また学外においてもスクールバスの乗車、学生旅客運賃割引その他学生としての特典を受けられないことがあるので大切に取り扱ってください。なお、紛失した場合はこれが悪用され、思わぬ被害を受けることが考えられますので取り扱いには十分注意し、もし紛失したときは速やかに事務局に届け出てください。紛失、破損等により再交付を受ける場合には、印鑑を持参の上、事務局窓口で手続きをしてください。再発行には手数料がかかります。

卒業、または退学などによって学籍を離れるときは、直ちに学生証を返還してください。また住所変更のときも、所定の届出用紙により、速やかに事務局へ届け出てください。

2）通学定期券

ＪＲ通学者は最寄の駅にて学生証を提示すると購入できます（場合により、通学証明書を必要とする)。また、バス・上高地線電車通学者は通学証明書交付願に必要事項を記入し、事務局へ申し込んでください。

3）学生旅客運賃割引証（学割）

教育実習・課外活動・見学旅行・帰省等の目的で片道 100 ｋｍを超えて旅行する場合、学割を利用することができます。

学割の交付を受けたいときは、事務局の窓口にある交付願に必要事項を記入し、事務局に申し込んでください（申し込みは１回に２枚まで、有効期間は発行の日から３か月です)。学割を不正に使用した者には以後発行しません。

4）在学証明書

所定の証明書発行依頼用紙に提出先等の必要事項を記入し、事務局に願い出てください。発行時に学生証の提示をして受け取ってください。申請の日の翌日に発行します。

5）成績証明書等の諸証明書

所定の証明書発行依頼用紙に提出先等の必要事項を記入し、事務局に願い出てください。申請の日の翌日に発行しますので事務局で学生証の提示をして受け取ってください。

４　諸施設の利用

・本学では上履きと下履きの区別をしています。

・原則として通常授業日の学内開校は次のようにします。

○　月～金曜日：午前８時から午後８時まで

○　土曜日：午前８時から午後５時まで

上記の時間以外または課外活動のために、教室・体育館・アルペンホール（音楽棟）などを使用したいときは、使用目的・使用時間・責任者を明記した施設使用届を３日前までに事務局へ提出して許可を得てください。

各施設の利用方法に従ってください。

1）アルペンホール（音楽棟）

練習後は清掃し、冷暖房のスイッチを必ず切り、リモコンは所定の位置に必ず戻して、退室してください。また、ピアノ等設備・備品を破損したときは速やかに音楽科教員に申し出てください。

2）体育館

体育館内に更衣室がありますが､ここへは各自の荷物を置きっぱなしにせず､毎時間持ち帰ってください。また、体育備品の使用・貸し出しについては、体育科教員まで申し出てください（原則として校内使用時だけとし、校外への持ち出しはできません）。

3）実習室

各実習室は原則として各学科の授業等で使用するものであり、授業時間以外で使用を希望する場合は、各学科の教員に申し出て許可を得てください。授業・補習等が最優先されます。

4）マルチメディア教室（205 教室）

授業やゼミナール活動で使用している時以外は利用できます。ただし、長期休業中や感染予防その他、特別な事情がある時は同教室を施錠しますので、その期間に使用する場合は事務局に申し出て許可を受けてから利用してください。また同教室内や共通掲示板に、使用に関する注意事項の掲示がありますので、必ずその指示に従ってください。

5）ロッカー室

ロッカーは在学期間中貸し出しています。割り当てられたロッカーは、鍵は自分で購入し管理することになっていますので、ロッカー及び鍵の取り扱いには特に注意してください。

なお、鍵はしっかりしたものを使用し、すぐに開けられるものは避けてください。

盗難予防に十分注意してください。

返還時はすべての私物を持ち帰り、次の使用者のために清掃を行なってください。

6）食　堂

食堂の営業時間は､11:30 ～ 13:30 です。私物などを置いて席取りをすることは禁止します。また衛生上及び冷暖房の都合上、出入り口の戸は必ず閉めてください。また、食堂のコップの持ち出しは禁止です。

7）自治会室

学生自治会で管理しています。

8）サークル室

活動場所や時間の割り当ては、自治会執行部およびクラブ関係委員・各クラブ長の間において決定し、学生部長の承認が必要です。平日の午後 5 時、土曜日の午後 2 時以降の使用および休日の使用については、学生部（事務局）に必ず届出をして許可を受けてください。

9）駐輪場

自転車・バイクで通学する学生は、所定の駐輪場に整頓してとめ、必ず施錠してください。

10）駐車場

申請基準を満たしている学生には自動車通学を許可し駐車場の使用を認めることとします。

○　駐車場利用許可の申請・条件

・自動車で通学を希望する学生は「松本看護大学・松本短期大学学生駐車場利用許可願」を学生部に提出してください（※その際任意保険証を提示してください)。
・住居から学校までの距離が3㎞以上かつ対人無制限、対物500万円以上の任意保険に加入していることを条件とします。

○　注意事項

・必ず学生専用として定められた駐車場に駐車してください。
・駐車の際は必ず「駐車許可証」をダッシュボード（フロントガラスから見えるよう）に置いてください。
・「駐車許可証」の未提示を繰り返す場合は自動車通学を取り消すことがあります。
・無許可駐車を繰り返すと自動車通学の申請ができなくなります。
・大学構内での事故、トラブル等が起きた場合は学生部へ届けてください。
・キャンパス内外での交通マナーには十分注意してください。

11）グラウンド

グラウンドでは、フットサル・サッカー以外に様々なスポーツや遊び、レクリエーション等が行えます。

体育の授業では実際に鬼ごっこや縄跳びなどが行われ、附属幼稚園の園児も様々な遊びをするために訪れます。硬式球や金属バットを使用した運動、ゴルフ系の運動、スケボー、投てき競技などは、人工芝を傷めたり、周辺の学生や駐車場の車に影響があるため、行えません。

また、人工芝であるため以下の注意が必要です。火気厳禁、飲食は禁止（水のみ可、スポーツドリンク･ガム･飴等は不可)、運動靴以外の入場の禁止（体育館シューズ可、ヒールや革靴･下駄での入場は芝を傷めるばかりか足を取られて怪我をします)、ペットの入場の禁止、ベンチやイス、テントなどは原則として設置禁止、土や泥、落ち葉、木の枝の持ち込み禁止です。

なお、隣接の多目的グラウンドには、雲梯（うんてい)、登り棒、鉄棒、ステージがあります。器具倉庫内の用具を使用する場合は、体育科教員に許可を得て使用してください。用具の持ち出しは禁止します。

休日は器具倉庫やグラウンド出入り口に鍵をかけています。休日に使用したいときは事前に体育科教員に申し出て、事務局で所定の手続きを経てから使用することができます。使用することができるのは本学学生や教員の関係する団体を原則としています。

5　奨学金

本学で取扱う奨学金は以下のとおりです。希望する学生は学生部に相談してください。

1）日本学生支援機構奨学金

⑴　奨学金の種類

①　貸与奨学金

経済的に修学が厳しいと認められ、貸与基準（学力・家計・人物）を満たす学生に貸与されます。貸与奨学金には､第一種奨学金（無利子の奨学金)､第二種奨学金（有利子の奨学金）があります。貸与月額、貸与基準（学力・家計・人物）の詳細は、日本学生支援機構のホームページもしくは奨学金説明会等で配布する「貸与奨学金案内」を参照してください。

② 給付奨学金

日本学生支援機構の給付奨学金は､国の高等教育における修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金です。給付奨学金を利用できる学校は、国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校で、本学はその確認を受けております。

学業等に係る基準、家計に係る基準（収入基準・資産基準)、その他の基準（大学等への入学時期等に係る基準など）があります。申込みに関する詳細は、日本学生支援機構のホームページもしくは奨学金説明会等で配布する「給付奨学金案内」を参照してください。

※ 授業料の減免

給付奨学金の支給対象学生は、高等教育の修学支援新制度による授業料の減免を同時に受けることができます。ただし、別途、在籍する学校での申込みが必要ですので、詳細については問い合わせてください。

⑵ 申込時期

申込時期は予約採用（進学前に高校で申込み）と在学採用（進学後の学校で申込み）があり、在学採用は４月、９月に募集を行う予定です。なお、家計急変を対象とした募集は随時となります。

⑶ 奨学生として採用された場合

日本学生支援機構が指定する書類の提出が貸与奨学金については必要となります。期日までに提出されない場合は、振込済みの奨学金を全額返金のうえ、採用取消になります。

⑷ 奨学金に関する連絡および提出物の締切について

奨学生に対して連絡をした場合、速やかに応じてください。また、提出物等の締切は厳守してください。

⑸ 奨学金継続願

毎年１回（12 月頃)、奨学金継続の意思を確認するために貸与奨学金については「奨学金継続願」の提出が必要です。書類の配布･提出方法･提出時期については別途お知らせいたします。

⑹ 適格認定

① 貸与奨学金

ⅰ．奨学生としてふさわしい適格性を有する者であるかを判断するため、日本学生支援機構の基準による「適格認定」が行われます。学業成績等の状況によっては、奨学生としての資格を失うことがあります。

ⅱ．上記ⅰ．以外にも年間を通じて行う適格認定として、通常における学業成績等の状況、奨学生としてふさわしくない素行や不適当と認められる事由が生じたときなど、日本学生支援機構の基準にもとづき、奨学生としての資格を失うことがあります。

② 給付奨学金

ⅰ．適格認定（家計）

毎年、JASSO が家計基準の支援区分の見直しを行います。その結果、奨学金の支給が止まったり、支給額が変わったりすることがあります。

ⅱ．適格認定（学業等）

２年課程の場合は半期ごとに学業成績、出席状況、単位修得状況など日本学生支援機構の基準により判定を行います。基準を満たさない場合、奨学金の支給が打ち切られます。また、状況によっては返還が必要になることがあります。

⑺　在籍報告

給付奨学生の場合、定期的（毎年：複数回）にわたり在籍報告があります。実施方法については別途お知らせいたします。

⑻　休学・退学・復活・辞退・各種変更に関する届出

学校を休学・退学・復学する場合は、奨学金の休止・退学・復活の手続きが必要です。また、経済事情の好転などにより在学中に奨学金を辞退する場合、氏名・住所・振込口座・貸与月額などの各種事項の変更は、速やかに学生部で手続きを行ってください。

⑼　奨学金の返還について

貸与奨学金の場合、貸与終了後６か月を経た後から返還しなければなりません。最終学年時に返還説明会を開催いたしますので、必ず出席してください。開催日時等は掲示板などでお知らせいたします。

なお、給付奨学金の場合、適格認定などにおいて給付奨学金の返還が必要とされた場合は、給付済み奨学金を返還する必要があります。

⑽　その他

①　都道府県や市町村、民間の奨学金のなかには、日本学生支援機構との重複貸与を認めていないものもありますので、各自注意してください。

②　日本学生支援機構奨学金に関する質問、相談、詳細は学生部までお問い合わせください。

２）長野県保育士修学資金

保育士の人材確保を図ることを目的とする修学資金です。一定の条件を充たすと返還免除になります。本学等から申請を行い､実施主体(長野県社会福祉事業団)での選考を経て決定されます。

○　貸付額等の詳細は、募集時の案内を確認してください。

○　貸付を受けた全額が返還免除となる要件

養成施設（本学）を卒業の日から１年以内に、保育士登録をし、長野県内において修学資金返還免除対象業務に従事し、以後原則５年間引続き当該業務に従事した場合

３）長野県介護福祉士修学資金

介護福祉士等の充実を図ることを目的とする修学資金です。一定の条件を充たすと返還免除になります。本学等から申請を行い、実施主体（長野県社会福祉事業団）での選考を経て決定されます。

○　貸付額等の詳細は、募集時の案内を確認してください。

○　貸付を受けた全額が返還免除となる要件

養成施設等（本学）を卒業の日から１年以内に、介護福祉士の登録をし、長野県内において返還免除対象業務に従事し、以後原則５年間引き続き当該業務に従事した場合

４）その他の奨学金

今までに本学へ通知された奨学生募集案内は次のとおりです。なお、毎年募集があるものとそ

うでないもの、対象の学科・学年が限定されているものがあります。募集がありましたら、掲示板などでお知らせします。

⑴ 生命保険協会介護福祉士養成給付型奨学金制度

⑵ あしなが育英会

⑶ 交通遺児育英会

⑷ 篠原欣子記念財団奨学金（保育士・介護福祉士）等

6 高等教育の修学支援新制度

1）制度概要

新しい修学支援制度とは、しっかりとした進路への意識や進学意欲等がある若者が、家庭の経済状況に関わらず、大学・短期大学等に進学できるチャンスを確保できるよう「授業料・入学金の免除または減額」と、「返還を要しない給付奨学金の大幅拡充」による支援を行うものです。詳しい内容は、下記のホームページをご参照のうえ、どのくらいの支援が受けられるのか各自確認をしてください。

・高等教育の修学支援新制度について（文部科学省特設サイト）
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

・進学資金シミュレーター（日本学生支援機構）
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html

・奨学金ホームページ（日本学生支援機構）
https://www.jasso.go.jp/

2）本学における対応

本学では「高等教育の修学支援新制度（授業料減免・給付奨学金）」の対象校に認定されています。修学支援新制度を希望する場合は、原則として「日本学生支援機構の給付奨学金に申請し、採用された方」を対象としています。申請に関する説明会は別途開催いたしますので、希望者は必ず参加していただき、期日までに手続きをしていただく必要があります。

なお、この制度は意欲ある学生の皆さんの「学び」を支援する制度であるため、学校でしっかりと授業へ出席し、勉強することが求められます。学業成績、出席日数不足等により、支援が打ち切られたり、場合によっては返還が必要になったりすることがありますので、注意が必要です。また、日本学生支援機構が実施する給付奨学金の支援区分の見直しの結果、授業料の減免額が変更になることがありますのでご注意ください。

7 アルバイト

アルバイトは学生生活の経済面を補充するための便宜的手段であり、あくまでも学業と両立するものでなければなりません。各自熟慮のうえ決めてください。学生部内に求人票を掲示してあります。

8 下宿・アパートの紹介等

学園と法人契約を結んでいる業者がありますので事務局学生部に相談してください。不動産手数料が半額になります。

家主から大学へ申し込みのあった下宿・アパートは、事務局にその一覧がありますので、希望者は直接家主と交渉の上契約してください。契約にあたっては、条件等納得のいくよう話し合った上で契約書を取り交わし、後日トラブルの起きないよう注意してください。大学で紹介する下宿・アパートは、大学周辺がほとんどです。「一人暮し」という自覚をもって生活しましょう。

９　スクールバスの利用について

短大と JR 村井駅間の往復バスを利用する際は、学生証を必ず携行してください。

スクールバスの運行日程については学生掲示板で確認してください。

１０　学生活動

１）自治会活動

自治会は、学生が中心となって運営しています。学生の希望に沿うべく、学生支援委員会が中心となり、教職員が支援しています。

２）サークル活動

サークルに入部する場合は、それぞれのサークル長に申し出てください。サークル活動で合宿及び旅行等を行う場合は、不慮の事故に遭遇する場合もあるので、必ずサークル合宿届・旅行届を学生部へ提出し所在を明らかにしておいてください。

３）ボランティア活動について

地域貢献活動の一環として、各種社会福祉施設並びに地域における定期的福祉イベント、その他スポーツ・災害時等にボランティア活動を紹介しています。ボランティア活動は、自己の資質向上につながる機会となることが期待されています。学生ボランティア等については掲示板で紹介していますので各自で確認し、参加については学生部または学科のボランティア担当の教員に申し出てください。

参加の際には以下の点に注意しましょう。

⑴　活動内容や場所を確認し、申し込み後は責任を持って参加する
⑵　ボランティア先のルールや指示に従う
⑶　守秘義務を遵守する（許可を得ない写真撮影、口外等は行わない）
⑷　対象者を尊重し、丁寧な言葉遣いや謙虚な態度を心掛ける
⑸　事故等が発生した時は直ちに現場の担当者に指示を仰ぎ、学校への報告も行う
⑹　公序良俗（公共の秩序を守るための常識的な観念）に反する言動はしない
⑺　参加後はボランティアを募った学生部や担当教員の指示に応じながら、記録を残す。

１１　学生生活における各種保険制度について

１）学生教育研究災害傷害保険（学研災）

すべての学生に加入を義務づけており、「学生が日本国内または国外における教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合」に適用されます。

また、「通学中等傷害危険担保特約」にも全員が加入していますから、通学中の事故も適用されます。

・手続き

⑴　事故等が起こった場合は、直ちにその状況をとりあえずは口頭で学生部へ連絡してください（ゼミナール担当又はチューターにも）。

⑵　保険対象になりそうな場合には、「事故通知はがき」を用いて、事故が起きてから 30 日以内に保険会社に通知しなければなりません。

⑶　治癒したら、学生部備え付けの所定の請求書に必要事項を記入するとともに、医療機関の領収書（場合によっては診断書）などを添えて保険会社に請求します。

保険が適用になると思われる事故に遭ったときは、できるだけ早く学生部へ連絡してください。

２）学生事故補償制度

実習中や学校業務の遂行に関わる損害賠償責任の補償や学校管理下のケガの補償などを行う制度で、それぞれに全員が加入しています。

手続きについては、学研災とほぼ同様です。

事故や治療内容によっては、両方の制度の対象になることもあります。

１２　進路支援

本学卒業後、どのような道を選ばれるかは、学生の皆さん方の意思です。

学校としては、皆さん方が自分の目指す道に進めるよう支援します。

支援の具体的内容は下記のとおりです。学生の進路に関する相談、情報提供は、学生部が主となり行います。もちろん、ゼミナールの教員、チューターなど学科の教員も個別の相談にのりますので、気軽に声を掛けてください。

１）就職

⑴　県内の求人票（又は募集案内）は、幼児保育学科は女子ロッカー室前廊下の掲示板に、介護福祉学科は学生部前廊下の掲示板に貼り出しておきますので、就職活動の参考にしてください（県外は学生部に一覧表があります）。

⑵　施設案内パンフレット、過去の求人票などは、学生部内の棚に学科別・施設別にファイルしてありますので、参考にしてください。

⑶　求人票を見てわからないことがあれば学生部職員に聞いてください。

⑷　幼児保育学科については、例年多くの学生が公務員（公立園の保育士や保育教諭）を志望します。正規職員に合格するためには、一次試験で行われる筆記試験に向けた学習等、周到な準備が必要です。進路が決まったら、主体的に行動しましょう。

⑸　就職に関する勉強会、就職情報などは、掲示板に掲示します。

このことに限らず、毎日、登校時と下校時には、掲示板を見る習慣を付けておいてください。

⑹　面接練習や履歴書の書き方、希望施設の情報等、相談や情報提供もしています。気軽に声をかけてください。

２）進学

大学編入の案内が来ているものは、学生部に資料があります。特に案内が来ていなくても編入可能な大学はありますので、各大学の大学案内やホームページを参照してください。

１３　健康管理

１）保健室

保健室では、皆さんが心身ともに健康で充実した学生生活が送れるようサポートしています。学校医と看護師が下記のような支援をしています。

・持病や診断のついた疾患（感染症以外）での体調不良時の一時休養や怪我の応急処置
・定期健康診断（4 月実施）とその後の保健指導及び健康支援
・医療機関やカウンセラーの紹介
・健康相談（健康管理・疾病の相談等)、悩み相談（友人、先生、家族、その他関わりのある人とのコミュニケーション、授業、実習について等）

相談を希望する人は、保健室へお越しください。

２）体調不良及び緊急時の対応

体調が悪くなった時や緊急時のために、以下の３点は常時携帯しておきましょう。

・健康保険証もしくはマイナ保険証 (コピーでも可)
・緊急薬及び内服薬 (薬事法により、保健室には内服薬の準備がありません)
・家族の連絡先のメモ

※これらについては緊急時の援助ができるよう、取り出しやすいところに保管してください。

心身の状態の把握のため、毎年４月に保健調査の入力をお願いしています。なお、在学中に状態に変化があった場合には保健室へご連絡ください。

３）学内での緊急時の対応

各教室に緊急時の対処法についての説明書を設置しています。

４）健康診断

全学年を対象に毎年４月に定期健康診断を行います。年１回の健康診断は学校保健安全法により義務付けられていますので、必ず受けてください。健康診断は自分の健康状態を把握すると共に、疾病の予防、早期発見、早期治療に繋がります。なお、健康診断結果により、個別に健康指導を行います。

やむを得ない理由により既定の日時に定期健康診断が受けられない場合、保健室へご相談ください。指定病院にて健康診断を受けていただくことができます。他院での受診は自己負担になります。本学の実施する健康診断項目の結果を記載した診断書を提出してください。

健診項目		
	幼児保育学科	介護福祉学科
１学年	胸部 X-P 内科診 身長・体重・視力	胸部 X-P 内科診 身長・体重・視力
２学年	内科診 身長・体重・視力	内科診 身長・体重・視力

就職、進学等で、健康診断証明書が必要な場合には、事務局に申請してください。

5）感染症対策

学科により必要に応じて、流行性感染症（麻疹・風疹・インフルエンザ・COVID-19 等）の予防接種をお願いする場合があります。これらの費用は自己負担となります。

6）感染症罹患時の報告・手続きについて

学校保健安全法施行規則第 18 条に定める感染症に罹患したとき、または罹患の疑いがあるときは速やかに以下の方法で報告をしてください。報告や所定の書類の提出がない場合には公欠が認められませんので、ご注意ください。

学校保健安全法施行規則第 18 条における学校において予防すべき感染症の種類、学校保健安全法施行規則第 19 条における出席停止期間の詳細は、４．授業時間と出欠席、３）公認欠席をご参照ください。

• インフルエンザの場合

https://forms.office.com/r/BgYCBGZSZ7　へ必要事項を入力し、報告してください。
出席停止期間：発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで

登校再開時に①治癒報告書　②事由を証明する書類　③公欠届　④病院の領収書　を事務局教務部へ提出してください。

• 新型コロナウイルス感染症の場合

https://forms.office.com/r/MN86G26KEK　へ必要事項を入力し、報告してください。
出席停止期間：発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで

登校再開時に①治癒報告書　②事由を証明する書類　③公欠届　④病院の領収書　を事務局教務部へ提出してください。

• 上記以外の学校感染症の場合

https://forms.office.com/r/DKhtKwYYRR　へ必要事項を入力し、報告してください。
出席停止期間：医師の指示期間もしくは学校保健安全法施行規則第 19 条における出席停止期間

登校再開時に①登校許可書　②公欠届　③病院の領収書　を事務局教務部へ提出してください。

• 罹患の疑いがあり受診する場合

https://forms.office.com/r/FAuFwUY1NX　へ必要事項を入力し、報告してください。
公認欠席：受診した日

登校再開時に①登校許可書　②公欠届　③病院の領収書　を事務局教務部へ提出してください。

『登校許可書』とは医師において治癒したこと、もしくは感染の恐れがないと認められ登校が可能と診断された場合に、医師に記入してもらう書類です。その際費用がかかる場合がありますがご了承ください。

『治癒報告書』とは、規定の出席停止期間の療養を終えたことを証明するために本人が記入するものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。治癒したことを証明するために改めて受診する必要はありませんが、感染症の診断時には発症日や療養期間について必ず医師に相談してください。

【インフルエンザの出席停止期間早見表】

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
1日目に解熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日			登校可		
	出席停止								
2日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日		登校可		
	出席停止								
3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可		
	出席停止								
4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可	
	出席停止								
5日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可
	出席停止								

※解熱とは、解熱剤を使用せずに1日を通して体温が37.0℃以下である状態

【新型コロナウイルス感染症の出席停止期間早見表】

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
1日目に症状軽快	発症	症状軽快	軽快後1日				登校可	
	出席停止							
2日目に症状軽快	発症	症状有り	症状軽快	軽快後1日			登校可	
	出席停止							
3日目に症状軽快	発症	症状有り	症状有り	症状軽快	軽快後1日		登校可	
	出席停止							
4日目に症状軽快	発症	症状有り	症状有り	症状有り	症状軽快	軽快後1日	登校可	
	出席停止							
5日目に症状軽快	発症	症状有り	症状有り	症状有り	症状有り	症状軽快	軽快後1日	登校可
	出席停止							

※軽快とは、解熱剤を使用せずに体温が37.0℃以下となり、かつ、その他の症状が改善傾向にある状態

- その他　感染の可能性が高く自宅待機をする場合

条件により公認欠席となる場合があるため、 https://forms.office.com/r/0YENV5BnMd　へ必要事項を入力し報告してください。詳細確認後、学長より出席停止の指示を出すことがあります。

条件（例）

第一種又は第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者：予防処置の施行の状況その他の事情により医師において感染のおそれがないと認めるまで

第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者:その発生状況により必要と認めたとき、医師の意見を聞いて適当と認める期間

第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者：その状況により必要と認めたとき、医師の意見を聞いて適当と認める期間

実習の際には実習先の指示に従ってください。

ご不明な点等あれば、保健室へお問い合わせください。

7）AED（自動体外式除細動器）について

AED（自動体外式除細動器）とは、非医療従事者でも突然の心肺停止傷病者に対して、その場で除細動（電気ショックを与えて心臓の震えを止めること）が行える医療機器です。**1 号館 1 階事務室前**に設置されています。

１４　障がいのある学生への支援（合理的配慮）

本学では、障がいのある学生等が、他の学生と同じ環境で学生生活を送ることができるように、施設設備、講義保障、学校生活等についての相談に応じ、話し合い、合理的配慮のもと支援をすすめていきます。必要に応じて、他の学生や外部からの支援者の協力を得ながら、自立支援と資格取得に向けての学ぶ権利を保障することをめざします。

【障がいのある学生支援のための支援フロー】

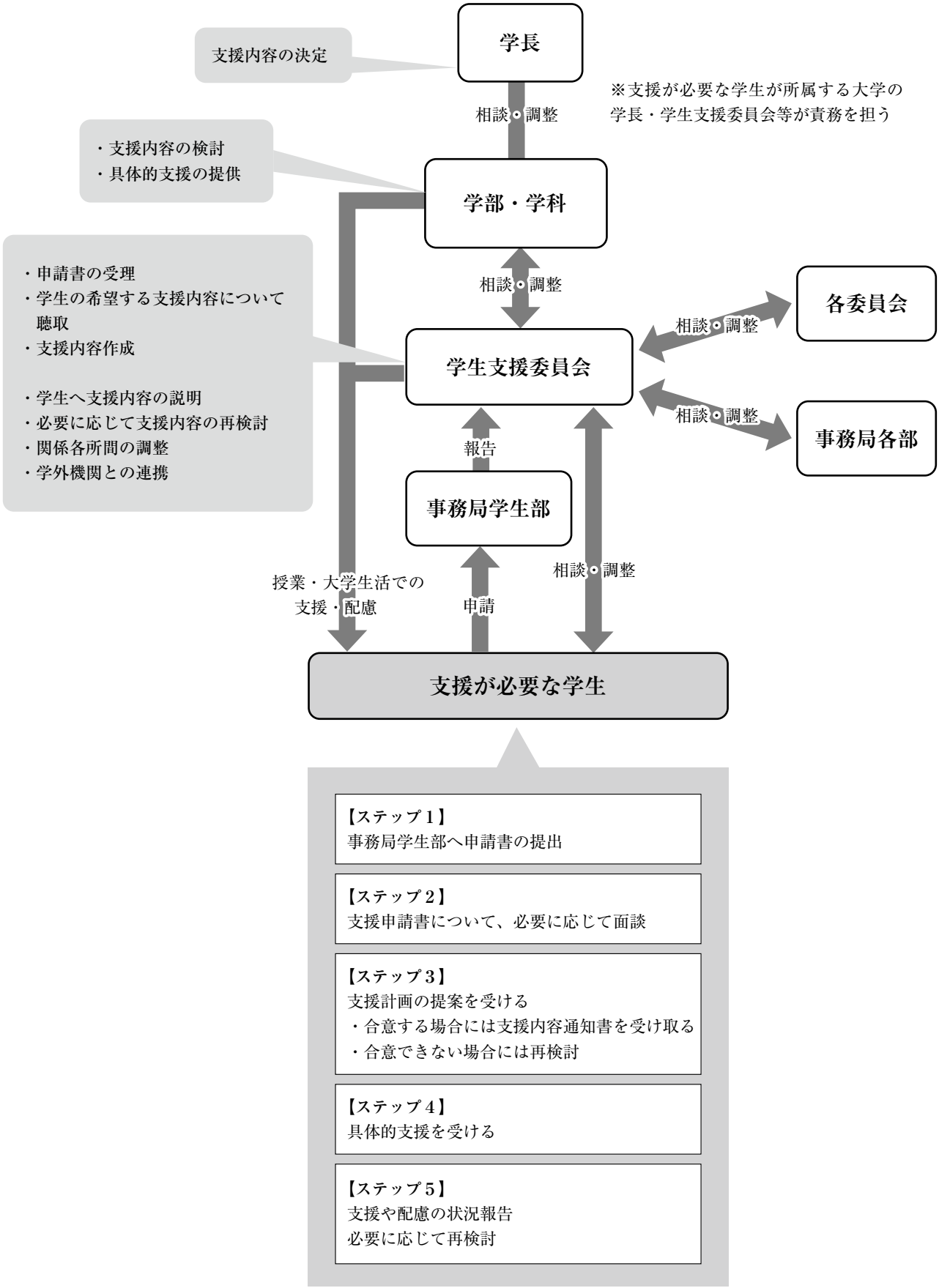

１５　緊急・災害時への対応

緊急避難場所は施設配置図で確認してください。本学では、「一斉メッセージ配信システム　オクレンジャー」アプリを導入し、緊急・災害時の安否確認や緊急連絡事項を配信します。学生の皆さんは、配信内容を確認し、その後の指示に従ってください。アプリに関する概要や登録方法は、入学後に説明会を行います。

※「一斉メッセージ配信システム　オクレンジャー」アプリとは…長野県内全域で大規模災害が発生した際に、気象庁と連動して自動で安否確認メッセージが配信される機能となります。学生個々に割り当てられたＩＤを使用し、スマートフォン・携帯電話等から、アプリ（iOS・Android）またはメールアドレスで受信登録を行います。（アプリ使用に関する費用は発生いたしません）。

１６　留学生への支援

本学では、留学生の皆さんが、学校生活を快適に送れるように、相談窓口を設置しています。学生部・学生支援委員会が窓口となっていますので、健康相談・悩みなど、どんなことでも気軽に相談に来てください。

Ⅷ．キャンパス・ハラスメント相談

学生をはじめとして学園の役員、教職員、保護者など学園にかかわるすべての人の人権を尊重し、安心して学園での生活が送れるようにと願い、キャンパス・ハラスメントに対応する倫理委員会を設置しました。もし、倫理や人権にかかわる問題があった場合にはご相談ください。

１．キャンパス・ハラスメントとは

不当な理由から、被害者の尊厳や人格を傷つけ、苦痛、不利益、損害を与える行為のことで次のようなことがあります。

1）セクシュアル・ハラスメント（SH）
相手の望まない性的な言動、性差別的表現などで、相手に不快感や損害を与えること。

2）アカデミック・ハラスメント（AH）
教育研究の場で、権力を利用した不当な嫌がらせなどにより、精神的・身体的に損害を与えること。

3）ジェンダー・ハラスメント（GH）
性別役割の押し付け、言葉、行為、意識などで相手に不快感や損害を与えること。

4）パワー・ハラスメント（PH）
職業上の地位や権限を利用し、人格や尊厳を傷つけ、労働環境を悪化させる行為。

5）その他の人権侵害
社会的身分、宗教的信条、政治的信念、出身地、人種・民族、国籍、病気、障害、経済状況などを理由とした個人の人権を侵害する言動や制度のこと。

２．もしもあなたがキャンパス・ハラスメントを受けていると感じたら

1）不快感や嫌悪感を感じたり、人格を傷つけられたと思ったら、できるだけ相手に「嫌だ」「やめてほしい」という意思表示をしましょう。

2）それでも効果がなかったり、意思が伝えられないような場合は、ひとりで悩まずに、信頼できる人に相談しましょう。

3）たとえ相手に「嫌だ」「やめてほしい」と言えなくても、自分を責めないようにしましょう。

4）被害にあったのは、あなたのせいではありません。キャンパス・ハラスメント受付窓口に相談しましょう。

5）自分ひとりでの相談が不安だったら、親しい友人などに一緒に行ってもらいましょう。

6）キャンパス・ハラスメントに有効に対処するためには、被害を正確に記録しておくことが大切です。そのことが起きた日時、場所、状況などについて、できるだけ詳細な記録を残し、また信頼できる人にも話しておきましょう。

7）不快な手紙、ファックス、Ｅメール、プレゼントなどは、捨てずに残しておきましょう。

３．もしもあなたの友人がキャンパス・ハラスメントの被害を受けていたら

１）その友人の話をよく聞き、精神的な支えになりましょう。それがその友人の力になります。

２）その友人がどうしたいのか、何をして欲しいのか尋ねましょう。証人となったり、キャンパス・ハラスメント相談員のところへ同行もできます。

４．相談の方法

相談の受付窓口には次のようなものがあります。

１）学園内に設置された『キャンパス・ハラスメント専用相談箱』（１号館図書館横）に投函する、キャンパス・ハラスメント相談員に話をする、相談内容を封書にて郵送するなどの方法があります。

専用箱や封書でお送り頂く場合は、連絡のつく電話番号をお書きください。

相談員が連絡を取り、相談の時間、場所などについては、話し合って決めて具体的な相談を行うことになります。

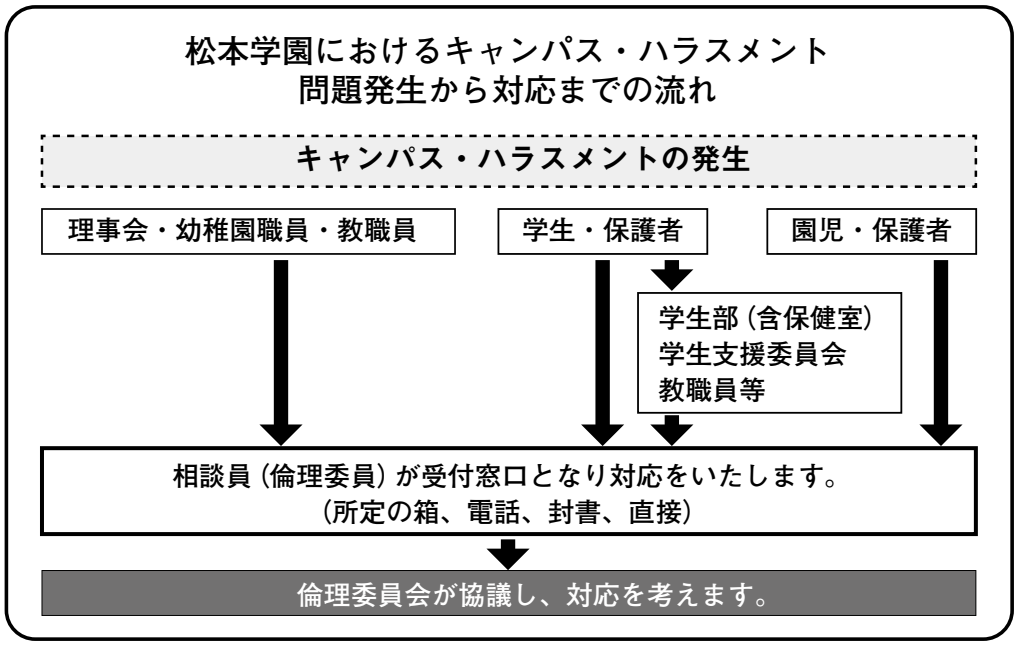

２）相談員は、掲示板等で別途お知らせいたします。

Ⅸ. 図 書 館 利 用 案 内

松本看護大学・松本短期大学図書館をご利用いただくためのご案内です。
お互いにルールを守って気持ちよく学修できる図書館であるようにしましょう！

［図 書 館 開 館 時 間 の ご 案 内］

開　館　時　間	夏季・冬季・春季及び学期末 休暇中の開館時間	休　館　日
月曜日～金曜日	月曜日～金曜日	土・日曜日、祝日、年末年始 入試日、その他定められた休日
8：30 ～ 20：00	8：30 ～ 17：00	＊臨時の休館・開館はその都度掲示により連絡する。

1. 利用者の資格

1）松本看護大学・松本短期大学の学生、教職員、卒業生
2）幼児保育、介護福祉、看護などの実習関係の実習指導者
3）その他、図書館長が認めたもの

2. 利用方法

1）館内閲覧
⑴ 館内の資料は自由に手にとって閲覧できます。閲覧の済んだ資料は書架の正しい位置に戻してください。不明なときはカウンターに戻してください。
⑵ 図書はNDC（日本十進分類法）によって分類されています。
この分類は資料の戸籍のようなもので住所を表していると考えてください。
図書の背表紙を確認してください。

＜ラベルの例＞

分類記号　376.157
著者記号　Mo 12
巻　　号

※ 本学図書館ではＮＤＣ分類別にラベルの色を変えてあります。

総記	000	黒	産業	600	灰
哲学・心理学	100	紺	芸術・美術	700	黄
歴史・地理	200	桃	言語	800	茶
社会科学	300	空	文学	900	赤
自然科学・医学 看護学	400 N	緑	児童書	K	若草
技術・工学	500	橙	絵本	E	若草

教育学、幼児教育、社会福祉、高齢者福祉などは社会科学（**300 番代**）
医学などは自然科学（**400 番代**）です。
看護学の（分類記号 492.9 にあたる）資料は、「N」で始まる分類になっています。

※　書架の側面に分類記号の入った表示がありますので参考にしてください。

⑶　図書館内１階には専門の図書、雑誌、絵本、文庫、新書等を配架、
２階には一般・専門の図書および参考図書（事典、辞典、年鑑、白書など）を配架しています。

２）館外貸出

⑴　貸出手続
学生証と借り出す資料をカウンターに提示し、図書館員の確認を受けてください。

⑵　貸出冊数と貸出期間
図書は、一回に５冊まで、貸出期間は２週間です。
学校で定められた夏季・冬季・春季および学期末休暇中はこの限りではありません。

⑶　貸出禁止図書資料
①貴重書
②基本参考図書（辞書、事典、白書、年鑑、便覧、法規等）
③新聞及び学術雑誌
④視聴覚資料
⑤「館内」ラベルの添付してある資料類
⑥卒業論文
⑦その他、館長が指定した図書資料

⑷　図書の返却
借りている図書資料を返却する際は、カウンターの所定の場所に置き図書館員の確認を受けてください。

⑸　貸出期間の延長
①　卒業研究、実習及び演習に必要な図書は貸出期間を延長できますので、事前に図書館員まで申し出てください。
②　図書の借り替えは２回までです。

⑹　貸出停止
期限までに借りている図書等が返却されていない場合は、貸出ができません。
他の利用者の迷惑となるので、貸出期限を厳守してください。

⑺　紛失・破損
万一、借りている図書資料を紛失、破損したときは、現物もしくは相当代金で弁償していただきます。この際は速やかに申し出てください。
尚、返却期限が過ぎて１ヶ月以上返却されなかった場合はオクレンジャーにて個別に督促をし、なお返却がない場合には督促ハガキとともにハガキ郵送料を請求します。

３. 利用上のマナー

利用者は図書館員の指示に従うほか、次の事項を守ってください。

①館内では静粛にし、他の利用者の迷惑となる行為はしない

②館内では飲食しない

③図書館資料や設備、備品等を大切に扱う

④館内の資料や備品を破損した場合、発見した場合は速やかに図書館員に知らせてください。

⑤貸出処理をしていない図書、貸出禁止図書の館外持ち出しは厳禁です。

４．図書以外のコーナー

⑴ 雑誌架

新しい情報源として学術雑誌を購入しています。雑誌架に並べられているものは最新号ですが、上に持ち上げていただくと、各雑誌のバックナンバーが入っています。それ以前のものが必要な方は図書館員までご相談ください。

⑵ 新聞架

購読している新聞は５紙（朝日新聞、信濃毎日新聞、松本市民タイムス、福祉新聞、Asahi Weekly）です。その日の新聞はブラウジングコーナーの新聞架に、前日までのもの（過去１年～２年分）は DVD デッキ横の机の上にありますので自由に手にとってごらんください。

尚、古い新聞は積み重ねてあります。見終わった新聞は輪になっているほうを揃え、日付け順に戻して置いてください。

⑶ 新着図書架

カウンター向かいに新着図書コーナーがあります。受入を済ませた図書は、１ヶ月ほどこのコーナーに配架しています。

⑷ 試験対策コーナー

新着図書コーナーの裏にあります。

幼児保育学科→公務員試験関係、保育士・幼稚園教諭採用試験関係

介護福祉学科→介護福祉士国家試験関係、福祉住環境コーディネーター検定試験関係、
認知症ケア専門士試験関係、介護口腔ケア推進士試験関係

看護大学→看護師国家試験関係、保健師国家試験関係、公務員試験関係

全学科共通→就職活動関係

以上の試験関係の書籍が別置されています。

⑸ 視聴覚資料コーナー

DVD デッキ２台があります。カウンターで手続きの上、利用してください。

ヘッドホンはカウンターで保管していますので、図書館員に申し出て借りてください。

⑹ 楽譜

幼児保育学科で使用する基本の楽譜、ピース、童謡、唱歌のほか歌謡曲全集などが入っています。図書と同じ扱いで貸出します。

⑺ 紙芝居・大型絵本

文庫書架前に配置してあります。図書と同じ扱いで貸出します。

５．複写サービス

⑴ 複写は館内にセルフサービス式のコピー機が設置してあるので各自で行ってください。

但し、複写物の使用により著作権法上の問題が生じた場合はすべて当該複写をした者、及び申し込みをした者がその責任を負うものとします。

⑵ 図書館内の資料は館内で複写をし、絶対持ち出さないでください。

⑶ コピー機にトラブルが起きたときは、図書館員に申し出てください。勝手な操作はしないでください。

⑷ 館内の資料は、スマートフォン等、電子機器で無断に撮影しないでください。図書館カウンターにて図書館員の許可を得てから行ってください。撮影した写真は、ＳＮＳ等で他の人に共有・送信しないでください。

６．レファレンスサービス

図書館の利用者が求める資料や情報を得ることができるように援助するためのサービスです。講義や学習、読書の上での参考図書や資料の探し方など、わからないことがありましたら図書館員に相談してください。

７．リクエストについて

図書館で所蔵していない資料の購入希望がある学生は、カウンター備え付けの用紙に必要事項を記入し、図書館員まで申し出てください。すべて購入できるとは限りませんが、なるべくリクエストにはお答えしたいと考えています。

８．資料の探し方

⑴ 本学図書館内の資料は、図書館のＯＰＡＣ（http://mjc-lib.opac.jp）から検索できます。

⑵ 館内は Wi-Fi が利用できます。館内のパソコンは検索専用ですので、Word・Excel などの利用は 205 教室で行ってください。

⑶ プリンター１台（モノクロ）が利用できます。印刷する用紙は、各自持参してください。

９．相互利用サービス

当館で所蔵していない資料については、他大学・短大・公立図書館などの資料を利用することができます。この場合、先方機関の規定による料金並びに、諸経費は申込者負担の支払いとなります。

① 文献複写

カウンターに備えてある「文献複写依頼申込書」に所定の事項を記入し、CiNii などの書誌事項を印刷したものを添付して、図書館員に申し込んでください。

② 現物貸出

国内の一部の図書館からは現物の貸出を受けることもできます。他館からの借受返却にともなう郵送料は申込者負担となります。

10. 利用に困難をかかえている学生への支援

図書館利用に際して利用に困難をかかえている学生には、必要に応じて、合理的配慮のもと図書館員がサポートします。図書館員にお声がけください。

図書館１階

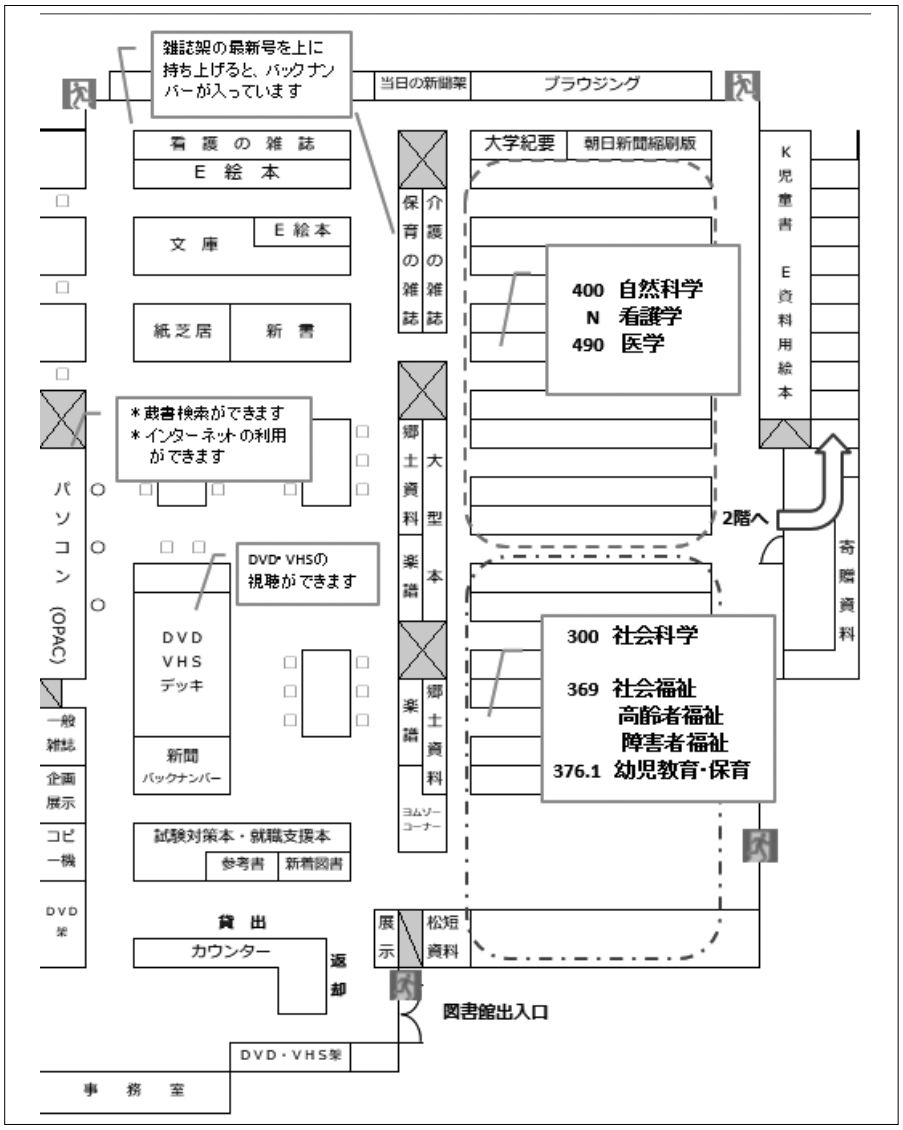
雑誌架の最新号を上に持ち上げると、バックナンバーが入っています
当日の新聞架
ブラウジング
看護の雑誌
E絵本
文庫
E絵本
紙芝居
新書
保育の雑誌
介護の雑誌
大学紀要
朝日新聞縮刷版
400 自然科学
N 看護学
490 医学
K児童書
E資料用絵本
2階へ
寄贈資料
＊蔵書検索ができます
＊インターネットの利用ができます
パソコン(OPAC)
郷土資料
大型本
楽譜
DVD・VHSの視聴ができます
DVD
VHS
デッキ
新聞
バックナンバー
300 社会科学
369 社会福祉
高齢者福祉
障害者福祉
376.1 幼児教育・保育
楽譜
郷土資料
ヨムソーコーナー
一般雑誌
企画展示
コピー機
DVD架
試験対策本・就職支援本
参考書
新着図書
貸出
カウンター
返却
展示
松短資料
図書館出入口
DVD・VHS架
事務室

図書館２階

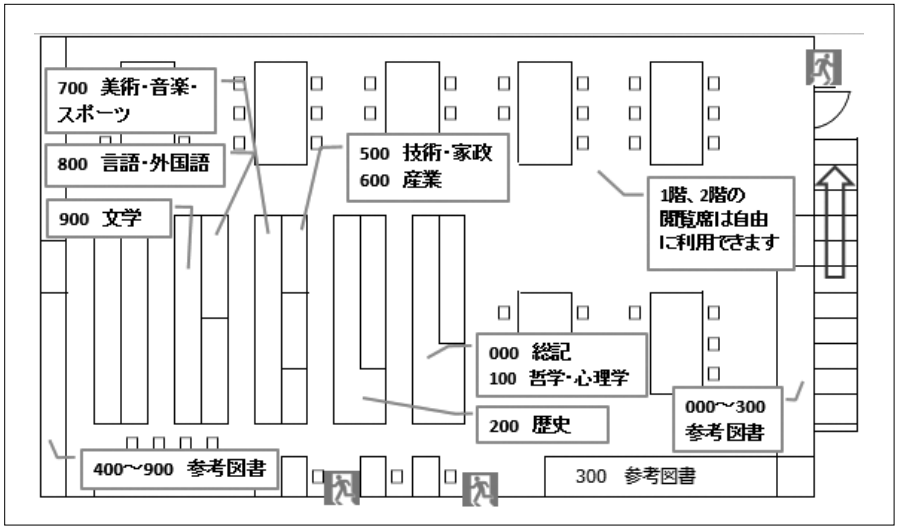
700 美術・音楽・スポーツ
800 言語・外国語
900 文学
500 技術・家政
600 産業
1階、2階の閲覧席は自由に利用できます
000 総記
100 哲学・心理学
200 歴史
000～300 参考図書
400～900 参考図書
300 参考図書

施設配置図

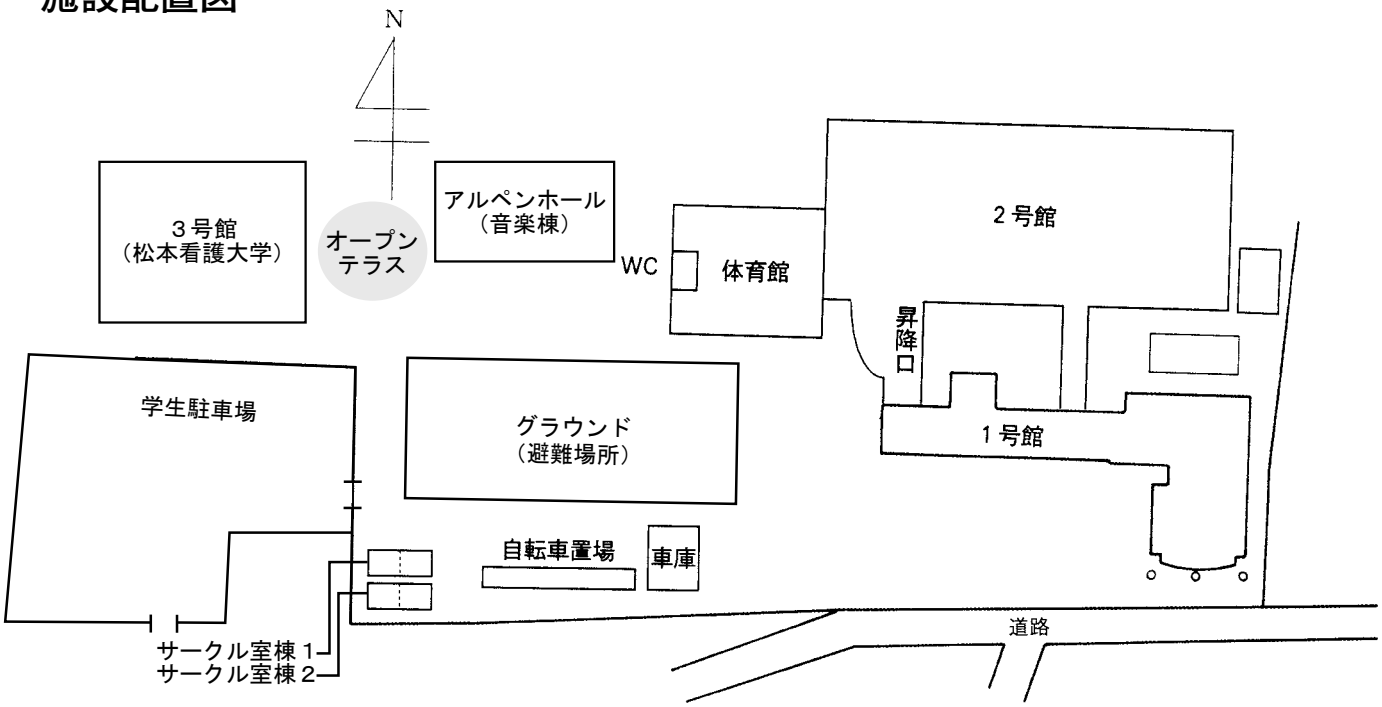

アルペンホール（音楽棟）

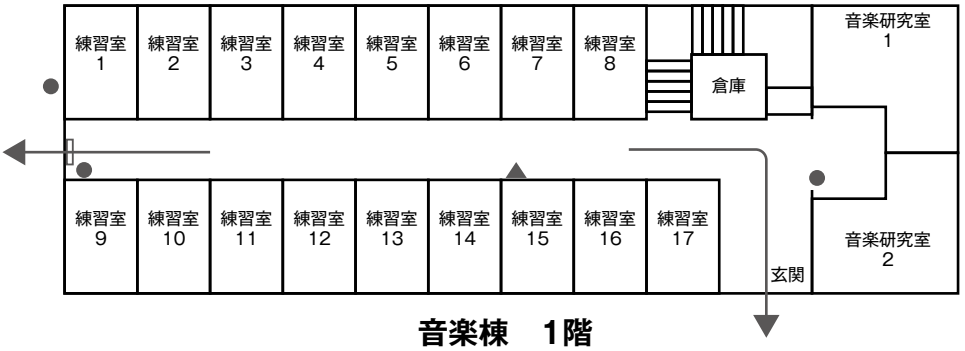

音楽棟　1階

●……消化器
▲……火災報知器
▭……非常口

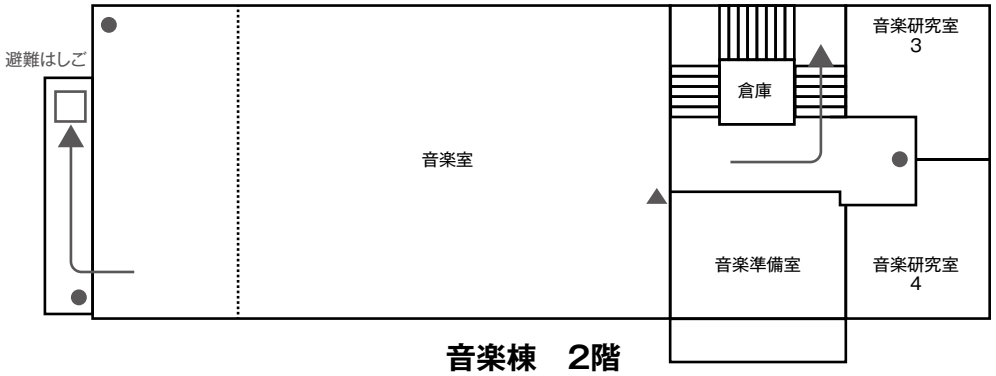

音楽棟　2階

１号館

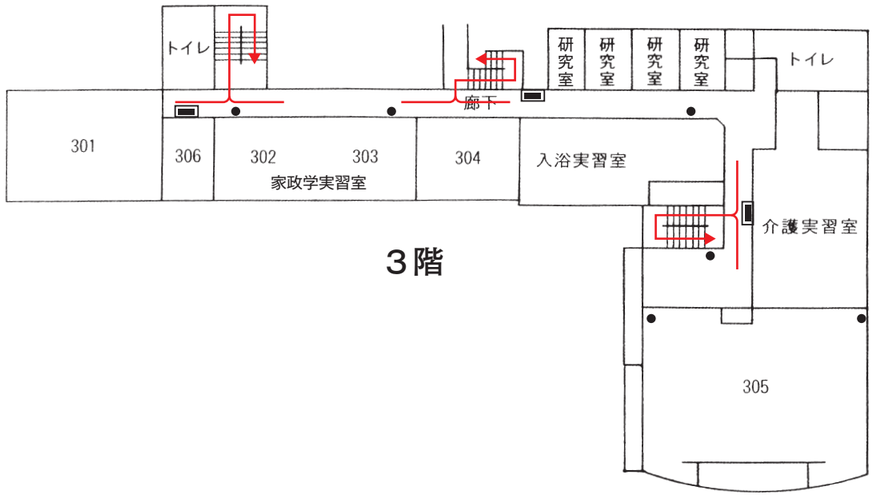

３階

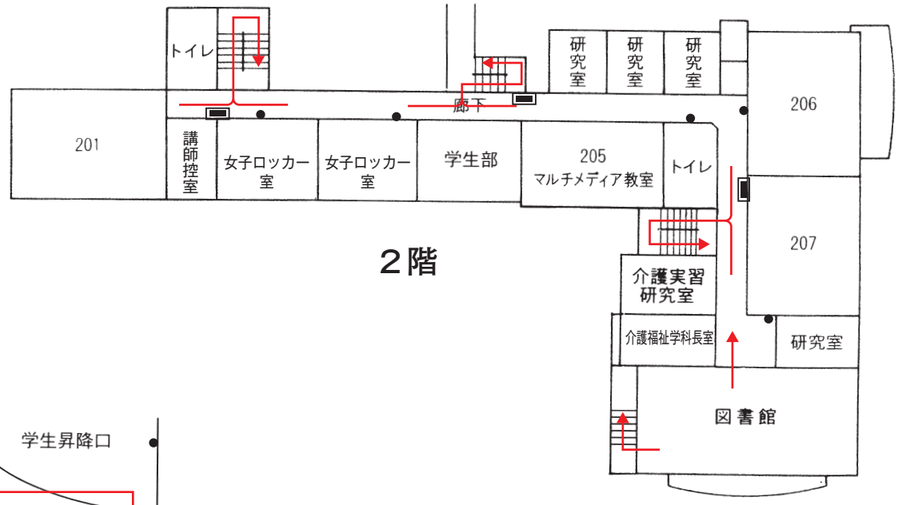

２階

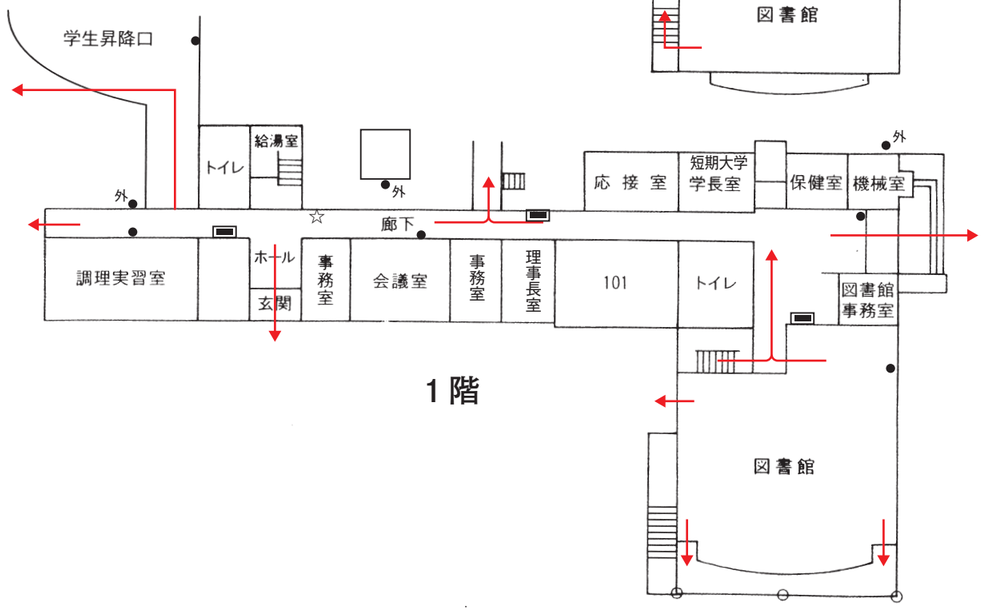

１階

２号館

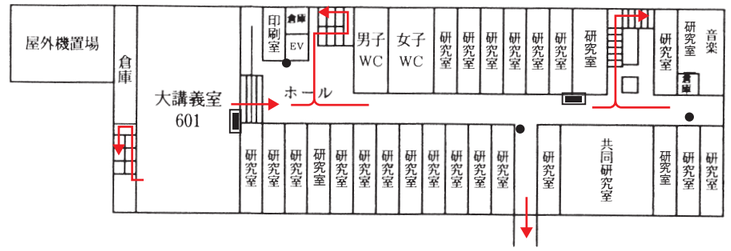

３階

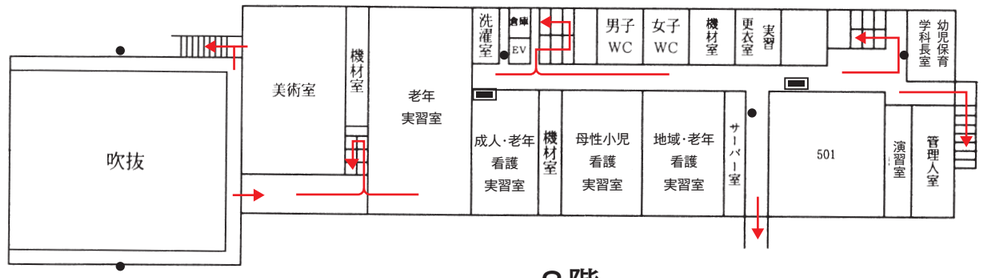

２階

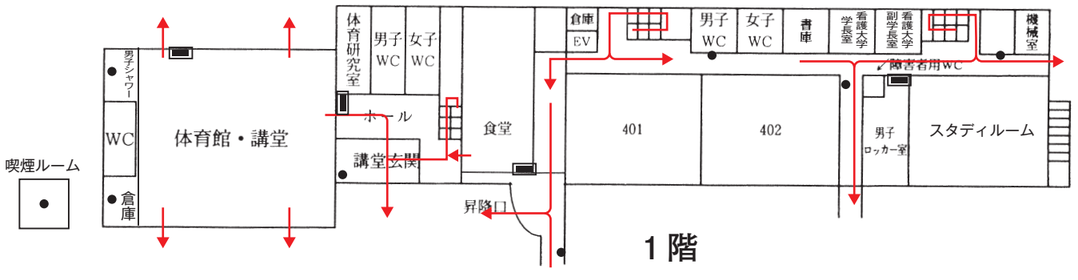

１階

- 消火器
- 消火栓
- ☆ AED

← 避難経路

学 校 所 在 地

松本短期大学	〒399－0033 松本市笹賀3118	0263－58－4417

令和７年度　**教育課程・学生生活ガイド**

発　行　令和７年４月１日
松本短期大学
〒399－0033
松本市笹賀 3118
電話 0263－58－4417

印刷所　アサカワ印刷株式会社
〒399－0005
松本市野溝木工１丁目６番 34 号
電話 0263－25－5600

2025